

経済産業省委託調査

令和2年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業
（研究開発税制等の利用状況及び経済波及効果に関する調査）
＜報告書＞

令和3年2月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング
Mitsubishi UFJ Research and Consulting

はじめに

本調査研究は、令和2年度に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が経済産業省の委託調査として実施したものであり、研究開発税制の活用実態、及びその経済波及効果の把握を通じて、今後の同税制の在り方の検討を目的としている。

研究開発税制については、平成29年度税制改正において、制度の中心となる総額型が、試験研究費の増減に応じて税額控除率も増減する制度に見直されたほか、新たにビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を試験研究費の対象に追加するなどの措置が取られた。さらに平成31年度税制改正では、量的な面から研究開発投資の増加インセンティブを強く働くように見直しが行われるとともに、質的な面からもオープンイノベーションや研究開発型ベンチャーの促進を促す措置が講じられるようになった。

このため、本調査研究では、制度利用者である企業サイドについて、本税制の利用実態の把握を行い、本税制の効果等について検証を行った。さらに、海外諸国における同種の制度及びその利用実態を調査し、それらを踏まえつつ、今後の我が国におけるイノベーション創出に向けた研究開発税制等の在り方・制度設計に向けた検討に役立てることを目的として、本調査研究を実施した。

本調査研究の成果が、研究開発税制の政策効果把握のための基礎資料の一つとして広く活用されれば幸いである。

令和3年2月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
経済政策部

目 次

序章 本調査研究の目的と方法.....	1
本調査研究の目的.....	1
本調査研究の方法.....	1
本報告書の構成.....	1
第1章 研究開発税制の利用実態等に関するアンケート調査（大企業・中堅企業）.....	3
1. 実施概要.....	3
2. 調査結果の概要.....	4
(1) 研究開発税制の活用実績.....	4
(2) 海外グループ企業等への研究開発投資により発生する成果の帰属について.....	4
(3) 新型コロナウイルスの影響.....	4
(4) 研究開発税制の影響・効果.....	5
3. アンケート調査結果.....	6
(1) 回答企業の属性.....	6
(2) 研究開発税制の活用実態.....	9
(3) 研究開発税制の影響・効果.....	39
第2章 研究開発税制の利用実態等に関する中小企業アンケート.....	50
1. 実施概要.....	50
2. 調査結果の概要.....	51
(1) 回答企業における研究開発活動.....	51
(2) 新型コロナウイルスの影響.....	51
(3) 研究開発税制の活用実態.....	51
(4) 研究開発税制の影響・効果.....	52
(5) 地方税における特例措置の利用状況.....	52
3. アンケート調査結果.....	54
(1) 回答企業の属性.....	54
(2) 研究開発税制の活用実態.....	57
(3) 研究開発税制の影響・効果.....	90
(4) 中小企業の研究開発費に係る特例措置（地方税）の利用状況.....	101
第3章 研究開発投資等調査・分析.....	105
1. 海外主要国における研究開発税制.....	105
2. 分析結果.....	105
(1) OECD 統計に基づく分析結果.....	105
(2) 諸外国の研究開発税制の制度上の特徴.....	106
第4章 マクロ経済モデルを用いた研究開発税制の経済波及効果.....	108
1. マクロ経済モデルを用いた研究開発税制の経済波及効果.....	108

(1) マクロ経済モデルの基本構造－長期的な需給均衡型モデル－	108
(2) 研究開発部分の詳細化	108
2. 研究開発投資による経済拡大効果のメカニズム.....	108
3. 研究開発投資の需要面での増加を通じた経済拡大効果.....	110
4. 効果計測	111
(1) 計測の前提	111
(2) 計測結果	111
5. マクロ経済モデルの方程式体系	116
6. 使用変数一覧	124
7. モデルフロー図.....	127
第5章 制度改正による影響測定把握用ワークシートの作成	129
第6章 研究開発税制の課題、及び今後の制度設計について	130
参考資料編.....	131

序章 本調査研究の目的と方法

本調査研究の目的

研究開発税制は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的としており、平成31年度税制改正において制度の見直しが行われたところである。しかし、法人税に対する税額控除措置としてもっとも規模が大きいことから、大企業優遇になっているのではないか等の指摘を受けることもある。そのような指摘に加え、海外主要国における税制を始めとする民間研究開発活動への支援動向等、我が国の競争環境を取り巻く状況についても考慮した上で、引き続き、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的に、最も政策効果が高いと考えられる制度を構築する必要がある。

また、我が国における新規産業・雇用機会の創出、地域経済の活性化及び持続的な経済成長を実現するためには、経済活力の源泉である中小企業の積極的な研究開発投資がきわめて重要である。しかし、財務基盤が脆弱な中小企業においては、新規事業に係る優れたアイデアや技術革新等に取り組む意欲と技術力を有していても、研究開発投資に伴う不確実性やリスクの高さから十分な資金を充当できないおそれがある。このため、中小企業が積極的に研究開発投資に取り組める環境を整備する観点から、中小企業基盤技術強化税制を設けているところである。

このため、本事業では、上記等を踏まえ、現行制度の課題等について調査・分析を行うとともに、制度利用者である企業サイドの利用実態の把握を行い、本税制の効果等について検証した。さらに、海外諸国における同種の制度及びその利用実態を調査し、それらを踏まえつつ、今後の我が国におけるイノベーション創出に向けた研究開発税制等の在り方・制度設計に向けた検討を行った。

※本調査研究で実施しているアンケート調査では、企業の利用状況については、事実上即したものと考えられるが、税制改正に対する意識の面では、企業における研究開発投資計画は中長期的な観点で考えられるものであるため、改正された制度が安定的に運用され、定着化した後でなければ、各企業は自社の研究開発投資に与える影響について明確に回答することが難しいことにも留意が必要である。

本調査研究の方法

本調査における調査手法は、国内企業アンケート、計量経済分析、米英仏中海外4か国における研究開発税制の制度調査、海外4か国の関係機関に対するWebインタビュー等、多岐にわたっている。それぞれの方法の詳細については、各章を参照されたい。

本報告書の構成

本報告書の構成は以下の通りである。まず第1章と第2章では、研究開発税制の利用実態に関するアンケートの分析結果を、大企業・中堅企業編（第1章）と中小企業編（第2章）

に分けて示した。第3章では、諸外国での研究開発税制の制度を把握した。第4章では研究開発税制のGDP押し上げ効果を、マクロ経済モデルを用いて計量的に分析した。第5章では、研究開発税制の制度を改正した場合（控除率、控除上限等の変更）の税収影響額を算出するためのワークシートの特徴を示した。

第6章では、以上の内容のまとめとして、今後の研究開発税制の検討を行なう上で検討が必要とされるポイントを示した。

なお、本報告書末の参考資料編では、第1章、第2章で実施したアンケートの調査票を掲載している。また、第3章の詳細については、別冊参考資料「海外主要国の研究開発税制等にかかる基本的調査 調査報告書」および「海外主要国の研究開発税制等にかかる基本的調査 資料編（統計データ）」を参照されたい。

第1章 研究開発税制の利用実態等に関するアンケート調査（大企業・中堅企業）

1. 実施概要

企業の研究開発投資の現状、研究開発投資を決定するプロセス及び当該税制が企業の研究活動に与える影響を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。アンケートの実施概要は以下のとおりである。アンケート調査票の設問項目については、参考資料編を参照されたい。

<アンケート調査実施概要>

調査対象	2,000社（抽出方針は、表欄外の【抽出手順】を参照） ※上記2,000社には、利益法人のみならず、欠損法人も含んでいる。
調査方式	Web アンケート調査
調査期間	2020年7月31日～2020年8月28日 （各社の決算期や回収状況等を踏まえて、回収期間を10月15日まで延長した）
発送数	2,000社
回収数	616社
回収率	30.8%（研究開発費上位200社については、回収率58.0%）

注）全対象企業について電話による督促を実施し、回収率の向上を図った。

【抽出手順】

<手順1>

東洋経済新報社『会社四季報（上場版）』2020年夏号において、直近3年で2回以上研究開発費を計上している企業の平均研究開発費を上位から抽出：1916社

<手順2>

研究開発税制は、平成29年度税制改正以降、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービス開発も対象となったため、ソフトウェア開発や人工知能を用いたサービス開発等に取り組んでいると考えられる金融業、保険業、IT系企業：15社

<手順3>

非上場企業ではあるが、昨年度アンケート回答企業のうち研究開発費の多い企業：69社

以上により、送付対象2,000社を抽出した。

2. 調査結果の概要

(1) 研究開発税制の活用実績

- 本調査の回答企業については、研究開発を行っている企業のうちの 89.7%の企業が、研究開発税制の利用経験がある（図表 1-13）。
- 研究開発を行っているが研究開発税制を利用したことがない企業について、利用したことがない理由を尋ねたところ、「専従の研究者がいない」が 40.0%、「控除額が低く利用するメリットが小さい」が 38.3%で多くなっている（図表 1-14）。
- 研究開発投資を行っている企業の平成 29 年度から平成 31 年度（令和元年度）にかけての研究開発税制の利用の有無を見ると、いずれの年度も 80%前後の企業で研究開発税制を利用している（図表 1-16、図表 1-19、図表 1-22）。利用している制度では、圧倒的に「総額型」が多く、いずれの年度でも 97%以上を占める。また、「オープンイノベーション型」についても 20%前後の利用率となっている（図表 1-17、図表 1-20、図表 1-23：複数回答）。
- 平成 29 年度から平成 31 年度（令和元年度）にかけて研究開発税制を利用しなかった企業に対してその理由を尋ねたところ、「税法上の所得がなく税額控除制度を利用できなかった」が多くなっている（図表 1-18、図表 1-21、図表 1-24：複数回答）。
- 平成 29 年度から令和元年度（平成 31 年度）にかけ、公的研究機関等や大学、民間企業と共同研究や委託研究を実施した企業の割合は 59.0%であった（図表 1-25）。うち、令和元年度（平成 31 年度）にオープンイノベーション型の研究開発税制を「すべての案件で利用した」企業は 5.3%である。利用しなかった案件のある企業の理由としては「監査費用等のコストが高いから」が 22.6%で最も多くなっている（図表 1-26：複数回答）。
- AI、IoT 等を用いた業務改善等を目的とした研究開発行為を試験研究費の対象としている企業は 30%弱である（図表 1-40）。

(2) 海外グループ企業等への研究開発投資により発生する成果の帰属について

- 研究開発費のうち、海外への支払いがある企業は 32.9%（図表 1-32）であり、海外グループ企業等に投資した研究開発から成果が発生した場合の成果の帰属については、「国内法人に帰属させる」企業が最も多く 48.1%、「決まっていない」が 18.9%である（図表 1-33）。

(3) 新型コロナウイルスの影響

- 新型コロナウイルスの今期経営への影響については売上高、営業利益に対しては、マイナスの影響が回答企業の 50%弱に上る（図表 1-5、図表 1-6）のに対して、研究開発投資に対してはマイナスの影響は 15%程度に留まり、「影響なし」の回答が約 40%を占める（図表 1-7）。
- 研究開発にマイナスの影響がある企業については、研究開発費が減少する費目は「人件費」「原材料費」の順である（図表 1-8：複数回答）。また減少する研究開発は、「開発研究」が 74.7%に達しているのに対して、「基礎研究」「応用研究」の減少は 50%弱である（図表 1-9：複数回答）。

- 新型コロナウイルスの影響から回復する期間については、売上高、営業利益、研究開発とも「分からない」が 50%弱で最多となっているが、研究開発費については、「マイナスの影響はない」との回答が 34.3%に上り、売上高や営業利益に比べて多くなっている（図表 1-10、図表 1-11、図表 1-12）。

（４）研究開発税制の影響・効果

- 研究開発税制が研究開発投資に与える影響については、「研究開発投資額を増加させる効果がある」が 17.1%、「研究開発投資額を維持する効果がある」が 26.2%となっており、半数近い企業は研究開発税制が研究開発投資額にプラスの影響があると回答している（図表 1-36）。
- 研究開発税制の控除上限（法人税額の 25%）を引き上げるべきと考える企業に対して、引き上げた場合の影響を尋ねたところ、「研究開発投資の増加を検討する」が 35.2%、「減益時等に研究開発投資をあまり減少させないように検討する」が 25.0%となるなど、控除上限の引き上げは研究開発投資にプラスの影響を与えると回答している（図表 1-38）。
- 研究開発投資額の予算策定において、研究開発税制による税額控除を考慮しているかどうかを尋ねたところ、「考慮している」が 9.8%、「なんらかの形で考慮して検討している（長期計画策定時の後押しとなっている場合含む）」が 23.1%、など、3社に1社は考慮している結果となった（図表 1-42）。
- 中長期の研究開発投資計画を策定する上では、研究開発税制は「恒久的かつ安定的な制度であるべき」と考える企業が過半数の 54.4%となっている（図表 1-43）。
- 研究開発投資を伸ばしていくために望ましい支援策としては、「総額型の控除率の引き上げ」（67.1%）、「総額型の控除限度額の引き上げ」（64.6%）、「税額控除限度額の超過額を翌年度以降に繰り越しを認める制度」（36.7%）を挙げる企業が多い（図表 1-44：複数回答）。

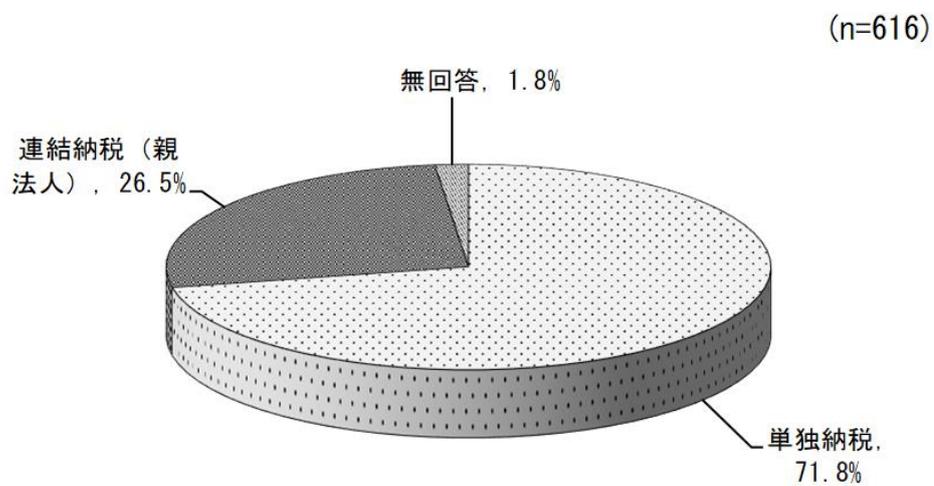
3. アンケート調査結果

(1) 回答企業の属性

1) 回答企業の納税方式 (問2)

「単独納税」の割合が71.8%、「連結納税(親法人)」は26.5%である。

図表 1-1 納税方式



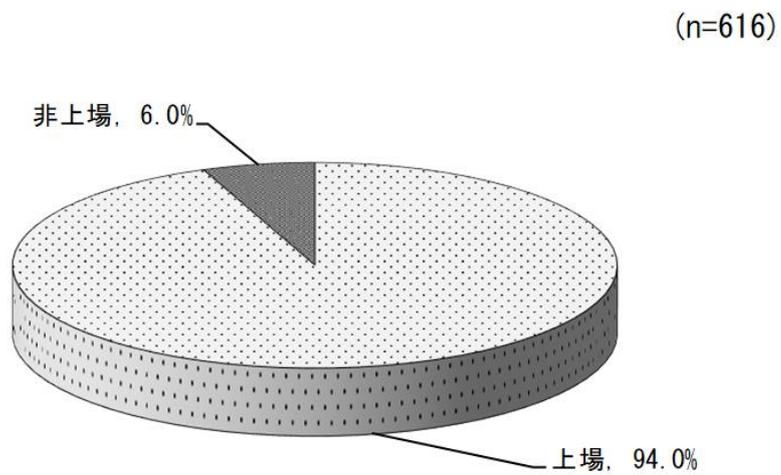
SA 問2 貴社の納税方式

合計	単独納税	連結納税 (親法人)	無回答
616	442	163	11
100.0%	71.8%	26.5%	1.8%

2) 株式公開の状況（問3-1）

「上場」企業が94.0%、「非上場」企業が6.0%となっている。

図表 1-2 株式公開の状況



SA	問3-1 株式公開の状況			
合計	上場	非上場	無回答	
616	579	37	0	
100.0%	94.0%	6.0%	0.0%	

3) 回答企業の業種（問3-15）

製造業（下記図表の網掛け部分）が 71.1%、非製造業が 27.0%、その他・無回答は 1.3%である。

図表 1-3 回答企業の業種

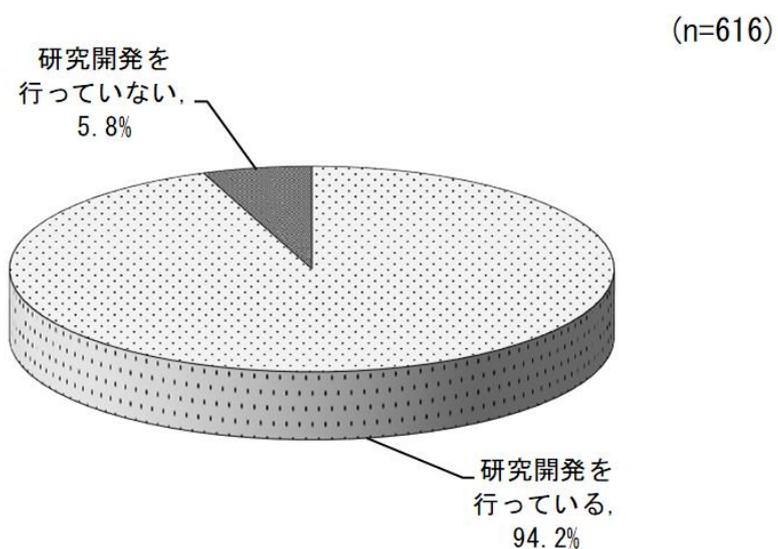
	業種	n	%
1	水産・農林業	2	0.3%
2	鉱業	3	0.5%
3	建設業	46	7.5%
4	食料品	34	5.5%
5	繊維製品	9	1.5%
6	パルプ・紙	11	1.8%
7	化学	67	10.9%
8	医薬品	23	3.7%
9	石油・石炭製品	3	0.5%
10	ゴム製品	7	1.1%
11	ガラス・土石製品	13	2.1%
12	鉄鋼	13	2.1%
13	非鉄金属	18	2.9%
14	金属製品	16	2.6%
15	機械	59	9.6%
16	電気機器	81	13.1%
17	輸送用機器	39	6.3%
18	精密機器	21	3.4%
19	その他製品	24	3.9%
20	電気・ガス業	13	2.1%
21	陸運業	2	0.3%
22	海運業	3	0.5%
23	空運業	1	0.2%
24	倉庫・運輸関連業	0	0.0%
25	情報・通信業	42	6.8%
26	卸売業	29	4.7%
27	小売業	7	1.1%
28	銀行業	0	0.0%
29	証券、商品先物取引業	0	0.0%
30	保険業	2	0.3%
31	その他金融業	0	0.0%
32	不動産業	2	0.3%
33	サービス業	18	2.9%
34	その他	8	1.3%
	無回答	0	0.0%
		616	100.0%

(2) 研究開発税制の活用実態

1) 研究開発の有無(問4)

「研究開発を行っている」と回答した企業が 94.2%、「研究開発を行っていない」と回答した企業が 5.8%となっている。

図表 1-4 研究開発の有無



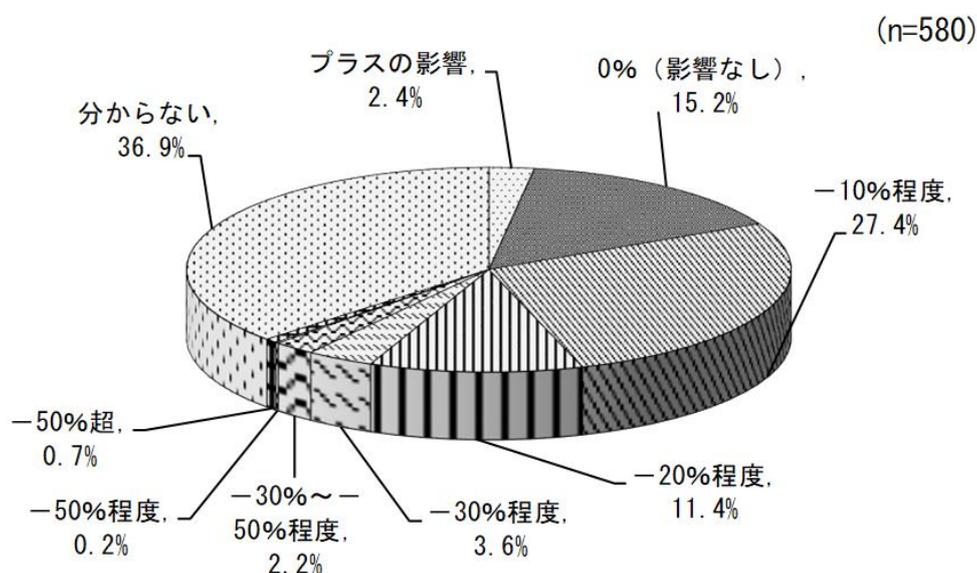
SA 問4 研究開発の有無

合計	研究開発を行っている	研究開発を行っていない	無回答
616	580	36	0
100.0%	94.2%	5.8%	0.0%

2) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／売上高（問5）

問4で「研究開発を行っている」と回答した企業に対して、新型コロナウイルスの今期の売上高への影響を尋ねた。その結果、「分からない」の割合が最も高く 36.9%となり、次いで「-10%程度」が 27.4%、「0%（影響なし）」が 15.2%となっている。

図表 1-5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／売上高

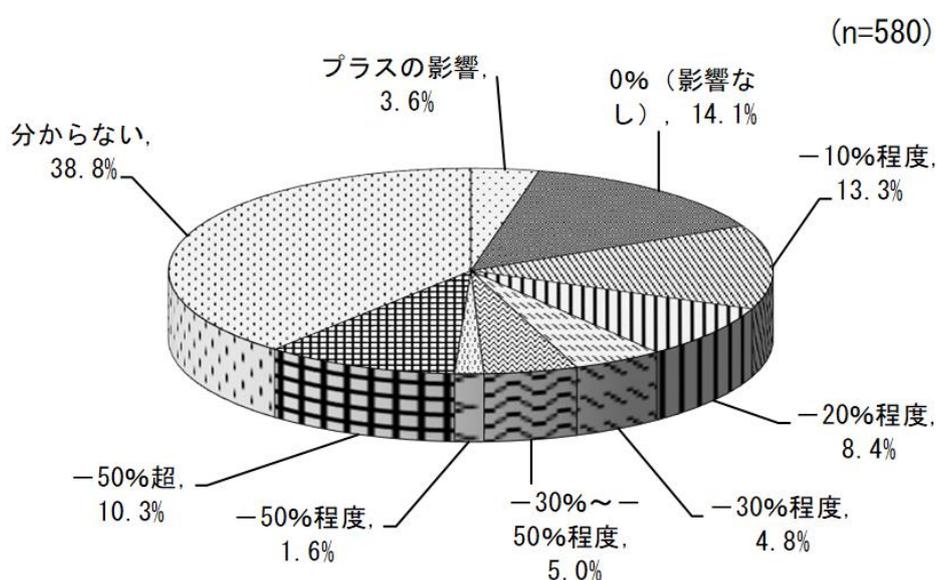


SA	問5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／売上高				
合計	プラスの影響	0%（影響なし）	-10%程度	-20%程度	-30%程度
580	14	88	159	66	21
100.0%	2.4%	15.2%	27.4%	11.4%	3.6%
	-30%～-50%程度	-50%程度	-50%超	分からない	無回答
	13	1	4	214	0
	2.2%	0.2%	0.7%	36.9%	0.0%

3) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／営業利益（問5）

新型コロナウイルスの営業利益に対する影響については、やはり「分からない」の割合が最も高く 38.8%である。次いで、「0%（影響なし）」が 14.1%、「-10%程度」が 13.3%となっている。

図表 1-6 新型コロナウイルスの今期経営への影響／営業利益



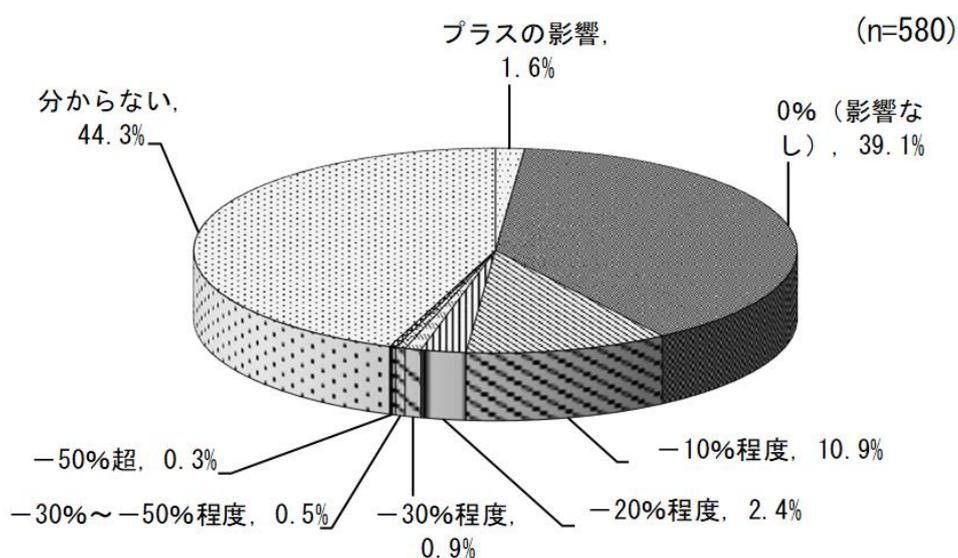
SA 問5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／営業利益

合計	プラスの影響	0% (影響なし)	-10%程度	-20%程度	-30%程度
580	21	82	77	49	28
100.0%	3.6%	14.1%	13.3%	8.4%	4.8%
	-30%～-50%程度	-50%程度	-50%超	分からない	無回答
	29	9	60	225	0
	5.0%	1.6%	10.3%	38.8%	0.0%

4) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費（問5）

新型コロナウイルスの研究開発費に対する影響は、「分からない」の割合が最も高く44.3%、「0%（影響なし）」が39.1%、「-10%程度」が10.9%の順となっている。

図表 1-7 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費



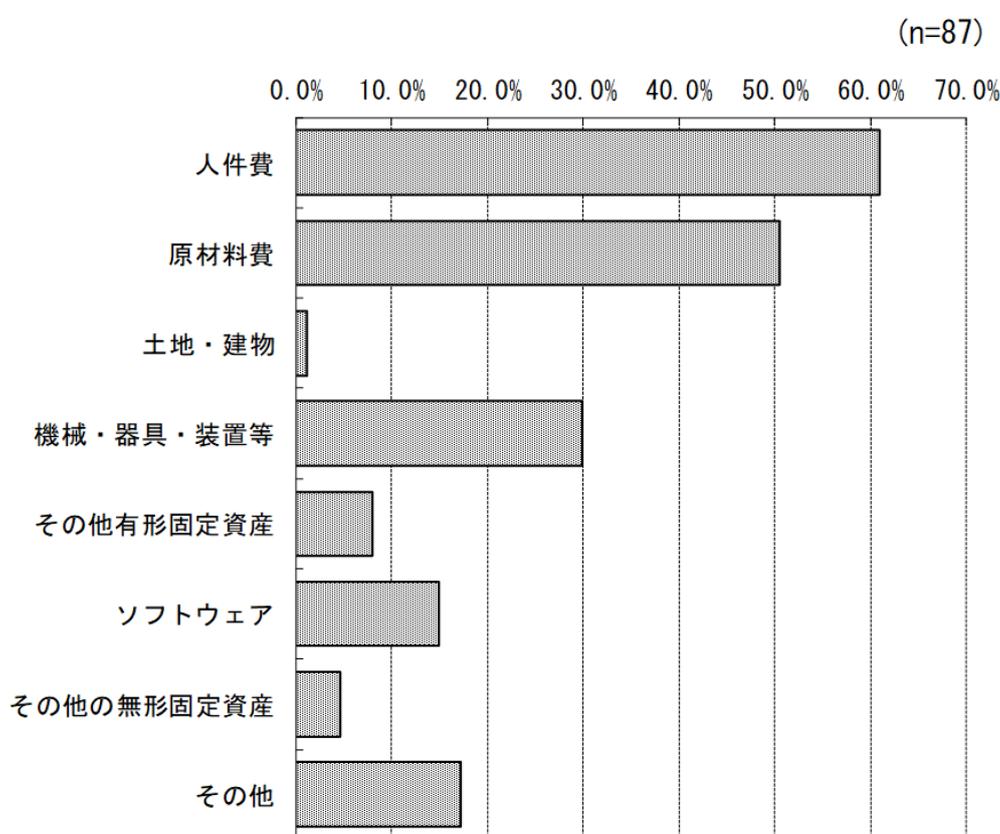
SA 問5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費

合計	プラスの影響	0% (影響なし)	-10%程度	-20%程度	-30%程度
580	9	227	63	14	5
100.0%	1.6%	39.1%	10.9%	2.4%	0.9%
	-30%~-50%程度	-50%程度	-50%超	分からない	無回答
	3	0	2	257	0
	0.5%	0.0%	0.3%	44.3%	0.0%

5) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する費目（複数回答）
（問5-1）

前問で研究開発費に対してマイナスの影響があると回答した企業に、研究開発費のうち減少する費目を尋ねたところ、「人件費」の割合が最も高く 60.9%であった。これに次いで「原材料費」が 50.6%、「機械・器具・装置等」が 29.9%となっている。

図表 1-8 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する費目
 （複数回答）



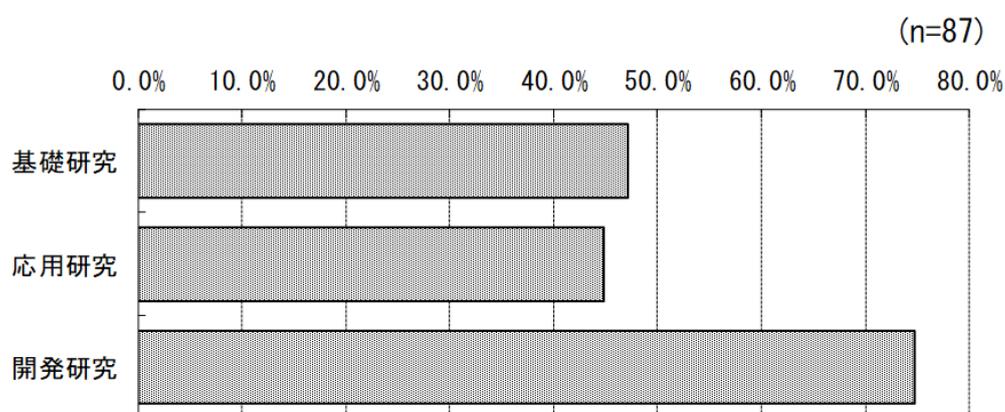
MA 問5-1 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する費目

合計	人件費	原材料費	土地・建物	機械・器具・装置等
87	53	44	1	26
100.0%	60.9%	50.6%	1.1%	29.9%
その他有形固定資産	ソフトウェア	その他の無形固定資産	その他	無回答
7	13	4	15	0
8.0%	14.9%	4.6%	17.2%	0.0%

**6) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する研究（複数回答）
（問5-1）**

研究開発費に対してマイナスの影響があると回答した企業に、減少する研究の性格を尋ねると、「開発研究」の割合が最も高く 74.7%であった。「基礎研究」という回答は 47.1%、「応用研究」が 44.8%であった。

図表 1-9 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する研究
（複数回答）



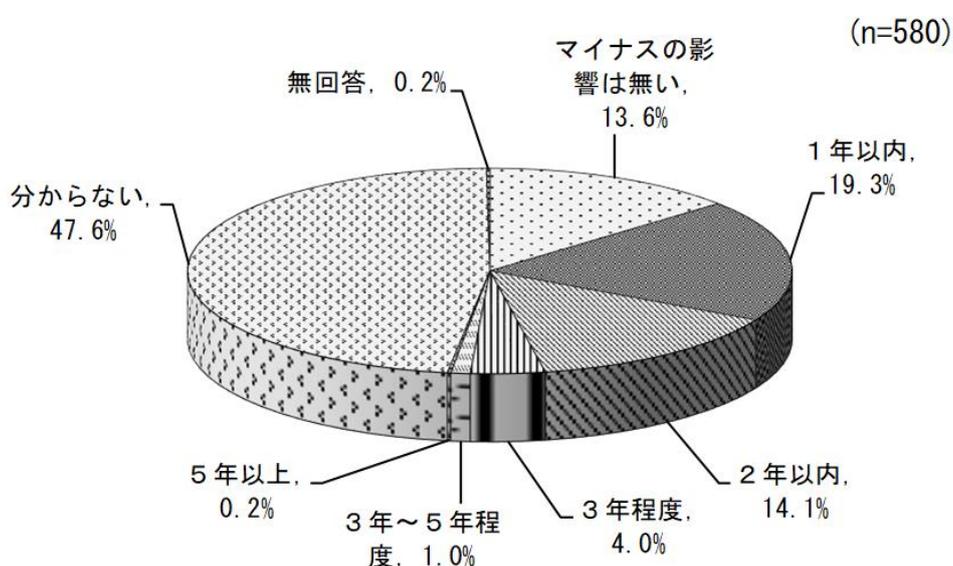
MA 問5-1 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する研究

合計	基礎研究	応用研究	開発研究	無回答
87	41	39	65	0
100.0%	47.1%	44.8%	74.7%	0.0%

7) 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間/売上高 (問5-2)

「研究開発を行っている」と回答したすべての企業に対して、新型コロナウイルスの影響から売上高が回復するまでの期間を尋ねると、「分からない」の割合が最も高く47.6%であった。次いで、「1年以内」が19.3%、「2年以内」が14.1%となっている。

図表 1-10 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間/売上高



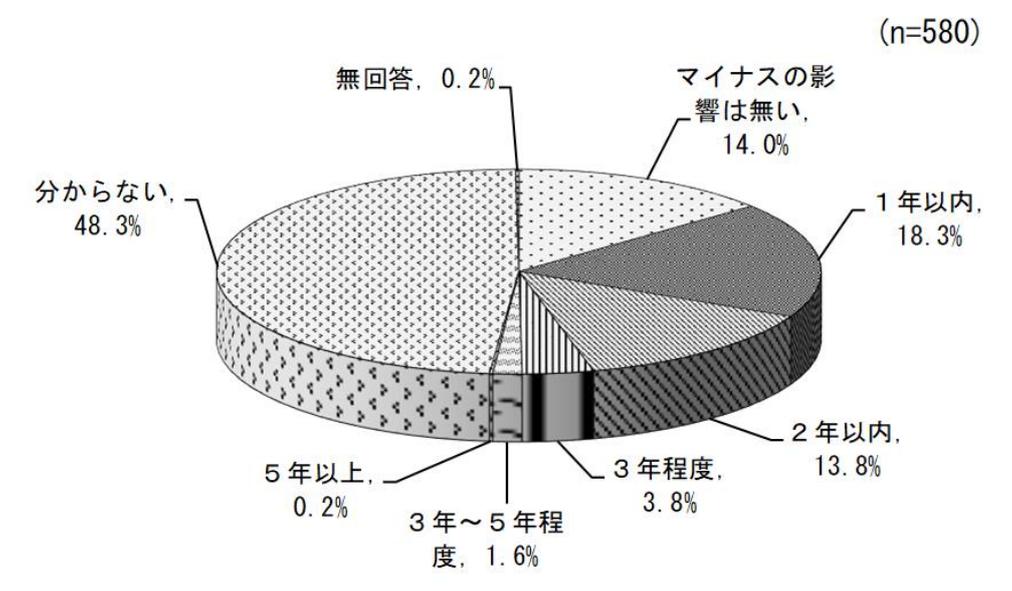
SA 問5-2 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間/売上高

合計	マイナスの影響は無い	1年以内	2年以内	3年程度	3年~5年程度	5年以上	分からない	無回答
580	79	112	82	23	6	1	276	1
100.0%	13.6%	19.3%	14.1%	4.0%	1.0%	0.2%	47.6%	0.2%

8) 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／営業利益（問5-2）

営業利益に関して新型コロナウイルスの影響から回復する期間は、「分からない」の割合が最も高く 48.3%となっている。次いで、「1年以内」が 18.3%、「マイナスの影響は無い」が 14.0%の順となっている。

図表 1-11 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／営業利益



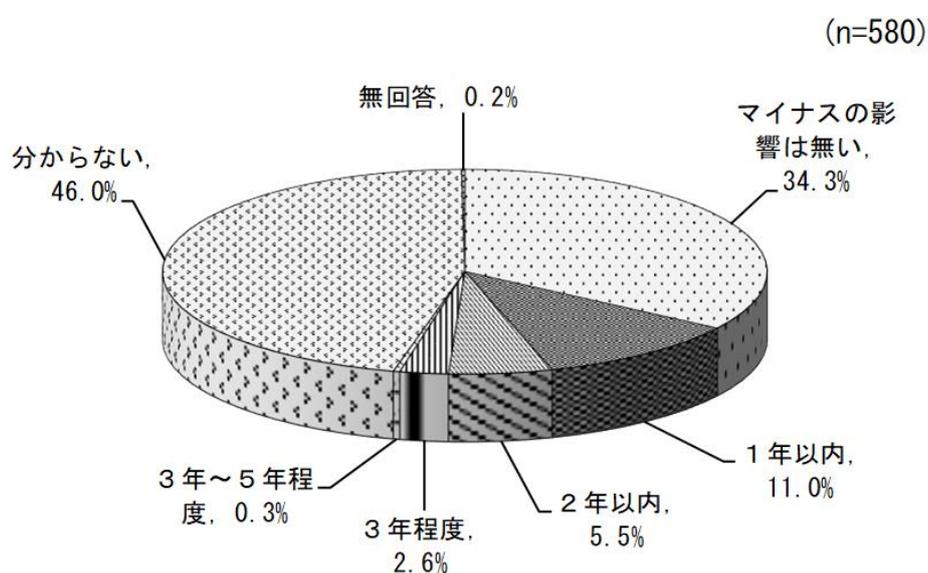
SA 問5-2 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／営業利益

合計	マイナスの影響は無い	1年以内	2年以内	3年程度	3年～5年程度	5年以上	分からない	無回答
580	81	106	80	22	9	1	280	1
100.0%	14.0%	18.3%	13.8%	3.8%	1.6%	0.2%	48.3%	0.2%

9) 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／研究開発費（問5-2）

研究開発費が新型コロナウイルスの影響から回復する期間についても「分からない」の割合が最も高く 46.0%であり、次いで「マイナスの影響は無い」が 34.3%、「1年以内」が 11.0%となっている。

図表 1-12 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／研究開発費



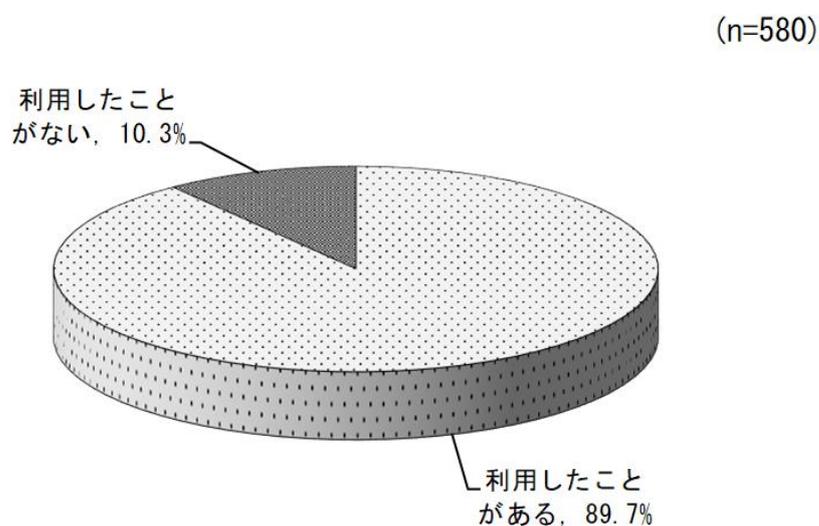
SA 問5-2 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／研究開発費

合計	マイナスの影響は無い	1年以内	2年以内	3年程度	3年～5年程度	5年以上	分からない	無回答
580	199	64	32	15	2	0	267	1
100.0%	34.3%	11.0%	5.5%	2.6%	0.3%	0.0%	46.0%	0.2%

10) 研究開発税制の利用の有無（問6）

「研究開発を行っている」と回答した企業のうち、研究開発税制を「利用したことがある」と回答した企業の割合は89.7%であった。一方、「利用したことがない」のは10.3%となっている。

図表 1-13 研究開発税制の利用の有無

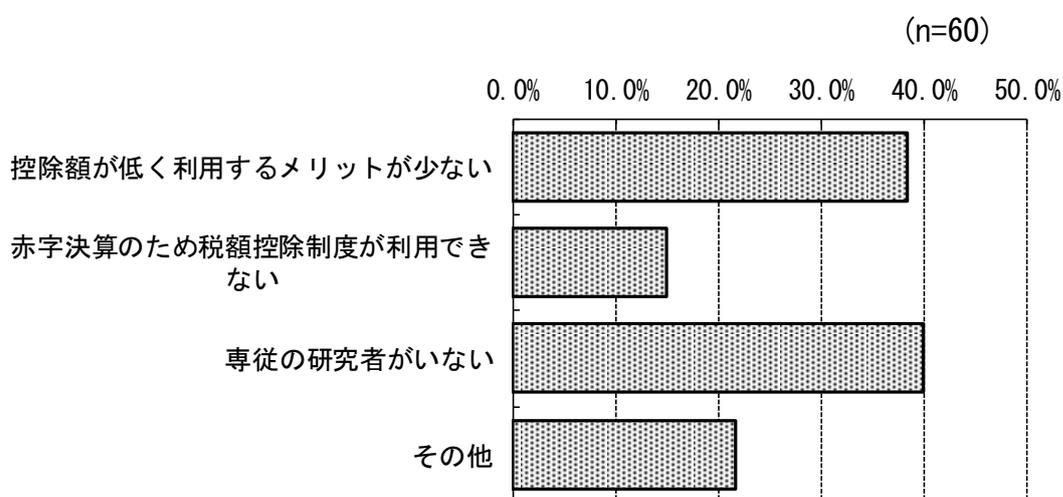


SA	問6 研究開発税制利用の有無		
合計	利用したことがある	利用したことがない	無回答
580	520	60	0
100.0%	89.7%	10.3%	0.0%

1 1) 研究開発税制を利用したことがない理由（複数回答）（問6-1）

研究開発を行っているのに研究開発税制を利用したことがない理由としては、「専従の研究者がいない」の割合が最も高く 40.0%となっている。次いで、「控除額が低く利用するメリットが少ない」が 38.3%、「その他」が 21.7%の順となっている。

図表 1-1 4 研究開発税制を利用したことがない理由（複数回答）



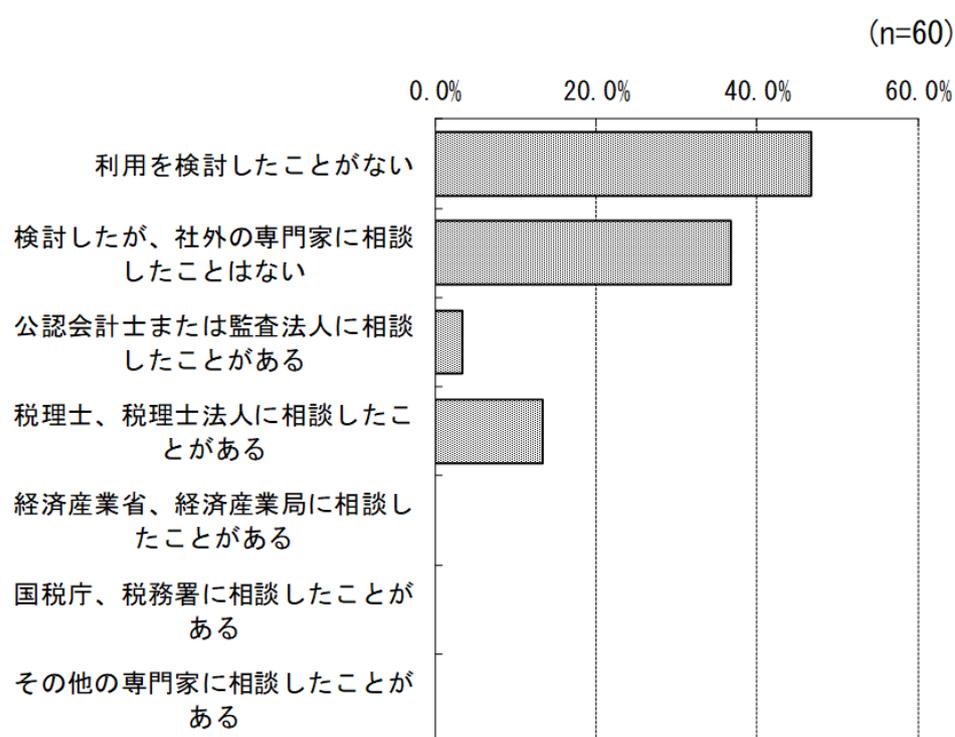
MA 問6-1 研究開発税制非利用理由

合計	控除額が低く利用するメリットが少ない	赤字決算のため税額控除制度が利用できない	専従の研究者がいない	その他	無回答
60	23	9	24	13	0
100.0%	38.3%	15.0%	40.0%	21.7%	0.0%

1 2) 研究開発税制の利用検討・社外専門家への相談（複数回答）（問6-2）

研究開発税制を利用したことがない企業に対して、研究開発税制の利用の検討や社外専門家への相談状況を尋ねたところ、「検討したが、社外の専門家に相談したことはない」が36.7%、「税理士、税理士法人に相談したことがある」が13.3%となっている。これに対して、「利用を検討したことがない」という回答は46.7%であった。

図表 1-15 研究開発税制の利用検討・社外専門家への相談（複数回答）



MA 問6-2 研究開発税制利用の検討と専門家への相談状況

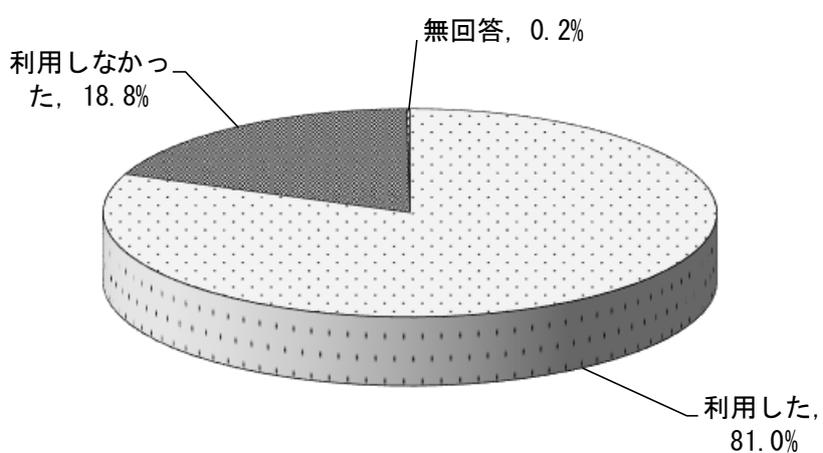
合計	利用を検討したことがない	検討したが、社外の専門家に相談したことはない	公認会計士または監査法人に相談したことがある	税理士、税理士法人に相談したことがある	経済産業省、経済産業局に相談したことがある	国税庁、税務署に相談したことがある	その他の専門家に相談したことがある	無回答
60	28	22	2	8	0	0	0	0
100.0%	46.7%	36.7%	3.3%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

13) 平成 29 年度における研究開発税制の利用の有無（問 7）

平成 29 年度に研究開発税制を「利用した」企業の割合は 81.0%であった。「利用しなかった」企業は 18.8%となっている。

図表 1-16 平成 29 年度における研究開発税制の利用の有無

(n=580)

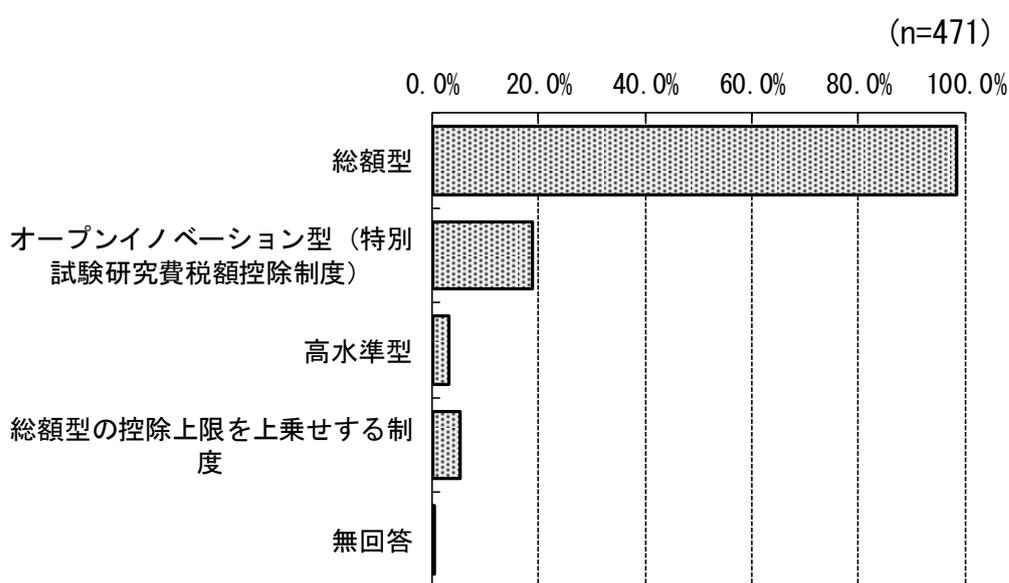


SA	問7 研究開発税制の利用有無／平成29年度		
合計	利用した	利用しなかった	無回答
580	470	109	1
100.0%	81.0%	18.8%	0.2%

14) 平成 29 年度に利用した研究開発税制（複数回答）（問 7）

平成 29 年度に研究開発税制を「利用した」企業に対して利用した研究開発税制の種類を尋ねたところ、「総額型」の割合が最も高く 98.5%であった。「オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）」は 18.9%、「高水準型」は 3.0%、売上高試験研究費率に応じて「総額型の控除上限を上乗せする制度」は 5.3%であった。

図表 1-17 平成 29 年度に利用した研究開発税制（複数回答）



MA 問7 研究開発税制の利用した制度／平成29年度

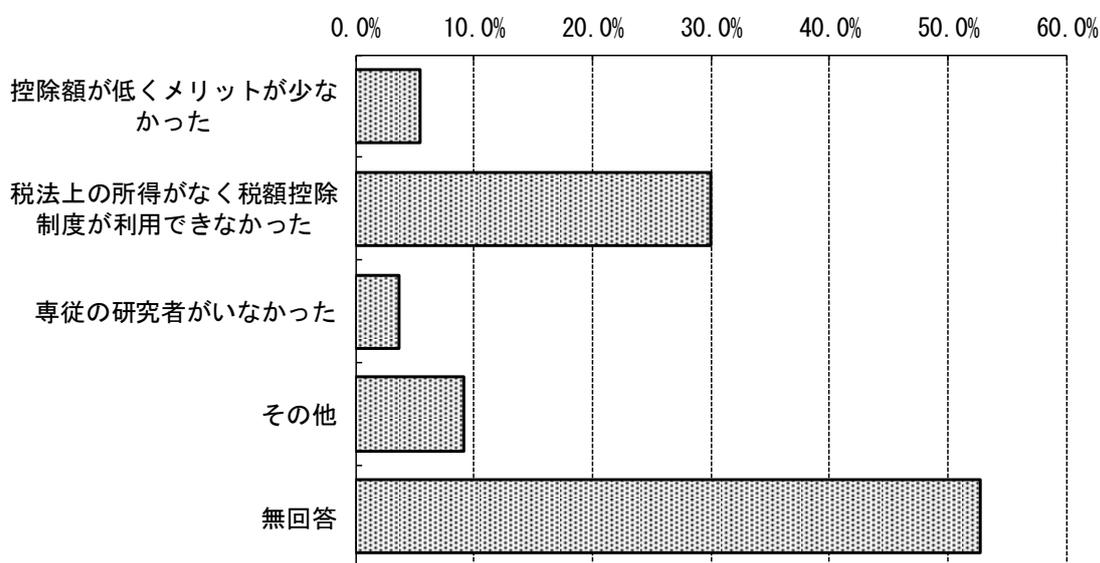
合計	総額型	オープンイノベーション型 （特別試験研究費税額控除制度）	高水準型	総額型の控除上限を上乗せする制度	無回答
471	464	89	14	25	1
100.0%	98.5%	18.9%	3.0%	5.3%	0.2%

15) 平成29年度に研究開発税制を利用しなかった理由（複数回答）（問7）

研究開発を実施しながら平成29年度に研究開発税制を利用しなかった企業に対して、利用しなかった理由を尋ねたところ、「税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった」の割合が最も高く30.0%であった。次いで「その他」が9.1%、「控除額が低く利用するメリットが少なかった」が5.5%、「専従の研究者がいなかった」が3.6%の順であった。なお、「無回答」は52.7%となっている。

図表 1-18 平成29年度に研究開発税制を利用しなかった理由（複数回答）

(n=110)



MA 問7 研究開発税制を利用しなかった理由／平成29年度

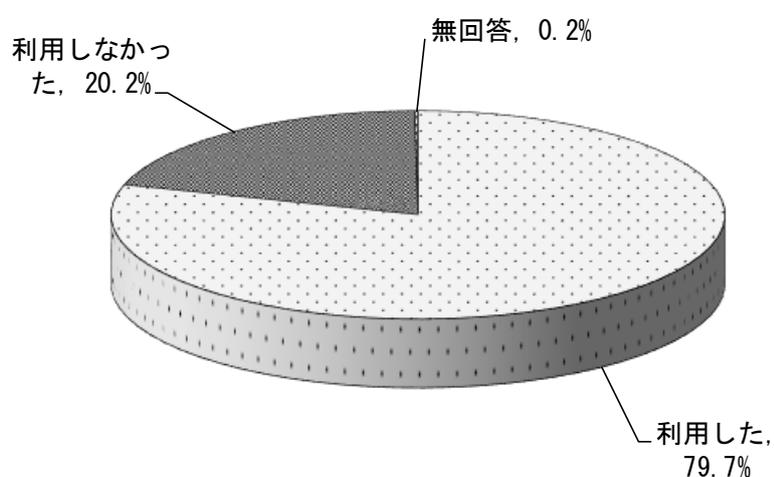
合計	控除額が低く メリットが少 なかった	税法上の所得 がなく税額控 除制度が利用 できなかった	専従の研究者 がいなかった	その他	無回答
110	6	33	4	10	58
100.0%	5.5%	30.0%	3.6%	9.1%	52.7%

16) 平成30年度における研究開発税制の利用の有無（問7）

平成30年度に研究開発税制を「利用した」企業の割合は79.7%であった。「利用しなかった」企業の割合は20.2%であった。

図表1-19 平成30年度における研究開発税制の利用の有無

(n=580)



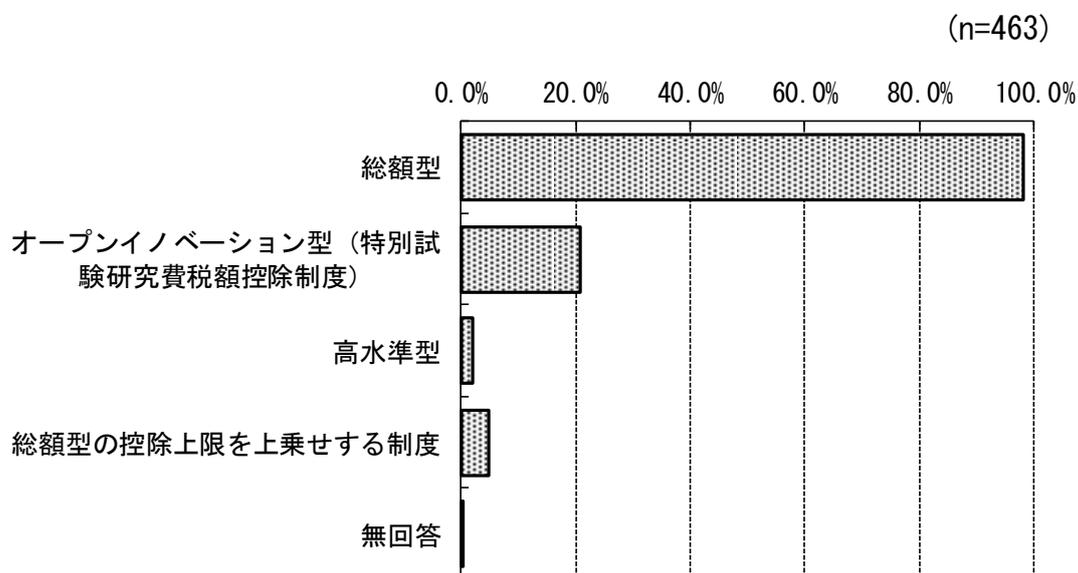
SA 問7 研究開発税制の利用有無／平成30年度

合計	利用した	利用しなかった	無回答
580	462	117	1
100.0%	79.7%	20.2%	0.2%

17) 平成30年度に利用した研究開発税制（複数回答）（問7）

平成30年度に研究開発税制を「利用した」企業に対して利用した研究開発税制の種類を尋ねたところ、「総額型」の割合が最も高く98.1%であった。これに次いで「オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）」が21.0%、「総額型の控除上限を上乗せする制度」が4.8%、「高水準型」が1.9%であった。

図表1-20 平成30年度に利用した研究開発税制（複数回答）



MA 問7 研究開発税制の利用した制度／平成30年度

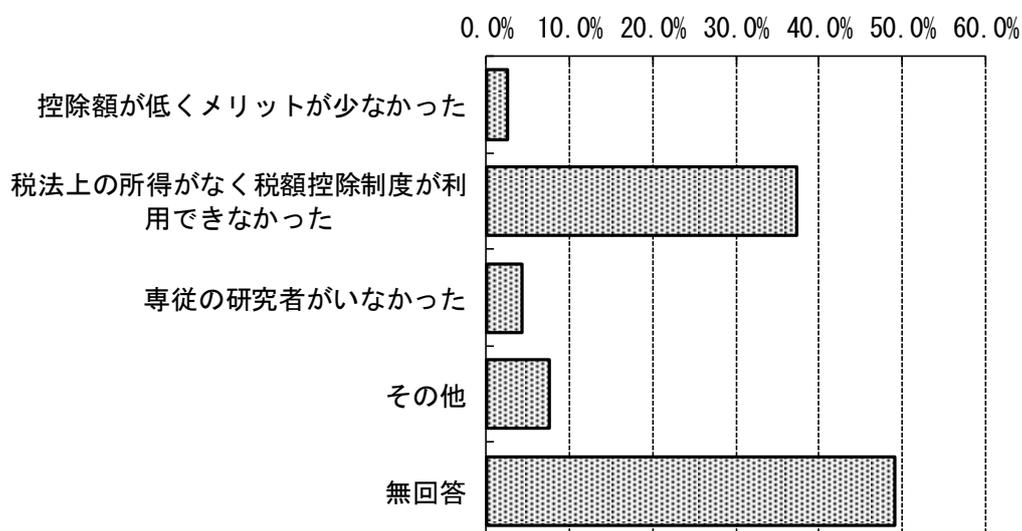
合計	総額型	オープンイノベーション型 （特別試験研究費税額控除制度）	高水準型	総額型の控除上限を上乗せする制度	無回答
463	454	97	9	22	1
100.0%	98.1%	21.0%	1.9%	4.8%	0.2%

18)平成30年度に研究開発税制を利用しなかった理由(複数回答)(問7)

平成30年度に研究開発を実施しながら研究開発税制を利用しなかった企業に対して、利用しなかった理由を尋ねたところ、「税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった」の割合が最も高く37.3%であった。次いで「その他」が7.6%、「専従の研究者がいなかった」が4.2%、「控除額が低く利用するメリットが少なかった」が2.5%の順となっている。なお、「無回答」は49.2%となっている。

図表 1-2 1 平成30年度に研究開発税制を利用しなかった理由(複数回答)

(n=118)



MA 問7 研究開発税制を利用しなかった理由/平成30年度

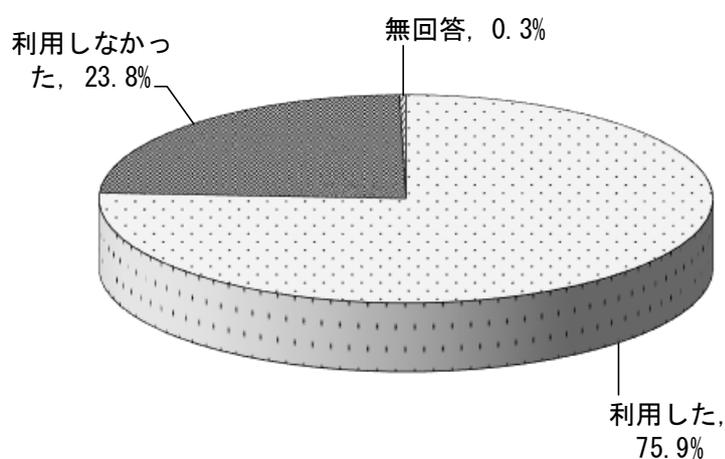
合計	控除額が低く メリットが少 なかった	税法上の所得 がなく税額控 除制度が利用 できなかった	専従の研究者 がいなかった	その他	無回答
118	3	44	5	9	58
100.0%	2.5%	37.3%	4.2%	7.6%	49.2%

19) 令和元年度(平成31年度)における研究開発税制の利用の有無(問7)

令和元年度(平成31年度)に研究開発税制を「利用した」企業は75.9%であった。「利用しなかった」企業は23.8%であった。

図表 1-22 令和元年度(平成31年度)における研究開発税制の利用の有無

(n=580)



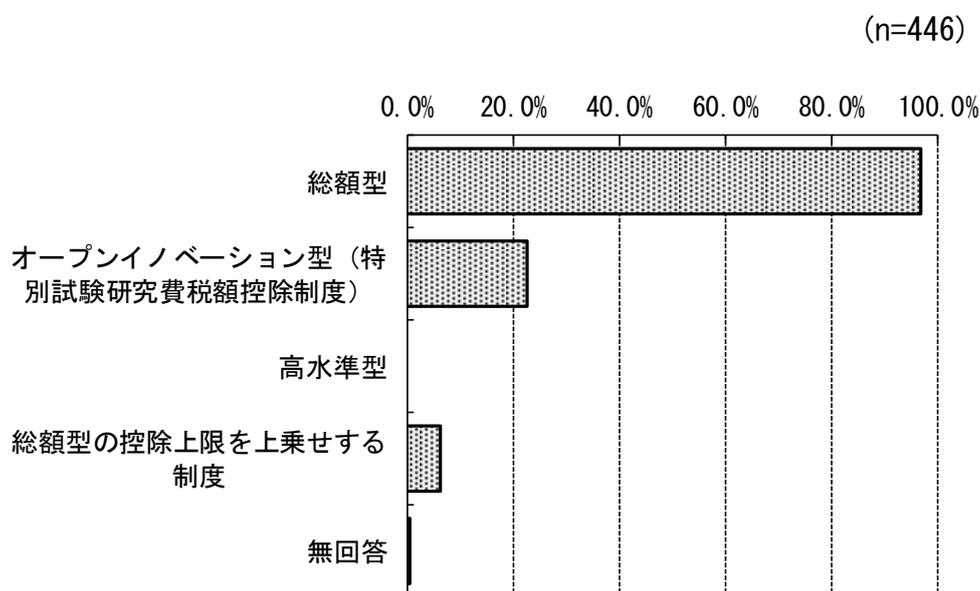
SA 問7 研究開発税制の利用有無/令和元年度(平成31年度)

合計	利用した	利用しなかった	無回答
580	440	138	2
100.0%	75.9%	23.8%	0.3%

20) 令和元年度(平成31年度)に利用した研究開発税制(複数回答)(問7)

令和元年度(平成31年度)に研究開発税制を「利用した」企業に対して利用した研究開発税制の種類を尋ねたところ、「総額型」の割合が最も高く97.1%であった。次いで「オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)」が22.6%、「総額型の控除上限を上乗せする制度」が6.3%の順であった。

図表1-23 令和元年度(平成31年度)に利用した研究開発税制(複数回答)



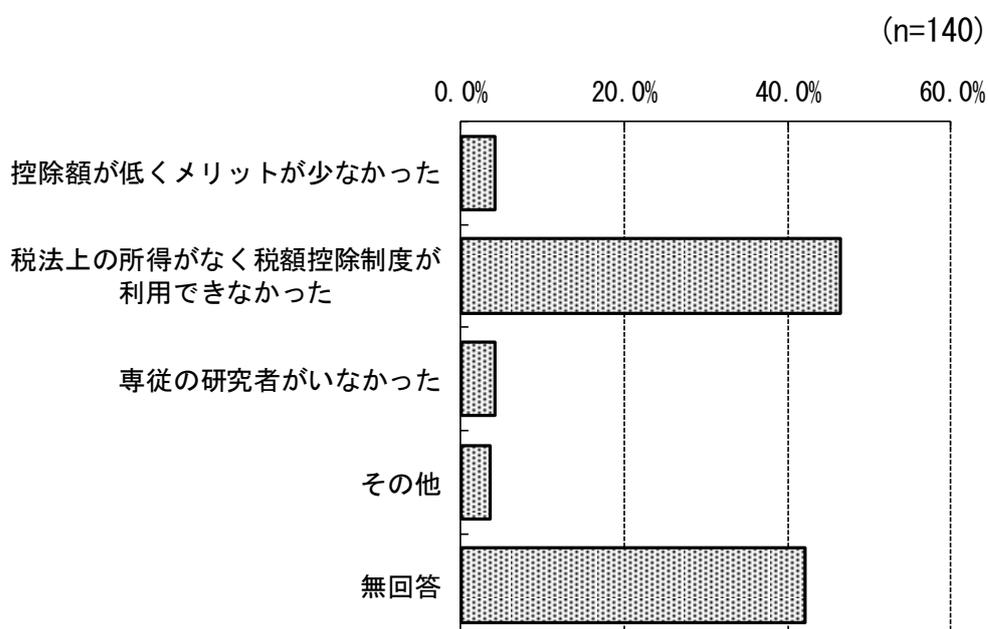
MA 問7 研究開発税制の利用した制度/令和元年度(平成31年度)

合計	総額型	オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)	高水準型	総額型の控除上限を上乗せする制度	無回答
446	433	101	0	28	2
100.0%	97.1%	22.6%	0.0%	6.3%	0.4%

2 1) 令和元年度(平成 31 年度)に研究開発税制を利用しなかった理由(複数回答)(問 7)

令和元年度(平成 31 年度)に研究開発税制を利用しなかった企業に対して、利用しなかった理由を尋ねたところ、「税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった」の割合が 46.4%で最も多く、次いで「控除額が低くメリットが少なかった」と「専従の研究者がいなかった」がいずれも 4.3%となっている。なお、「無回答」は 42.1%であった。

図表 1-2 4 令和元年度(平成 31 年度)に研究開発税制を利用しなかった理由
(複数回答)



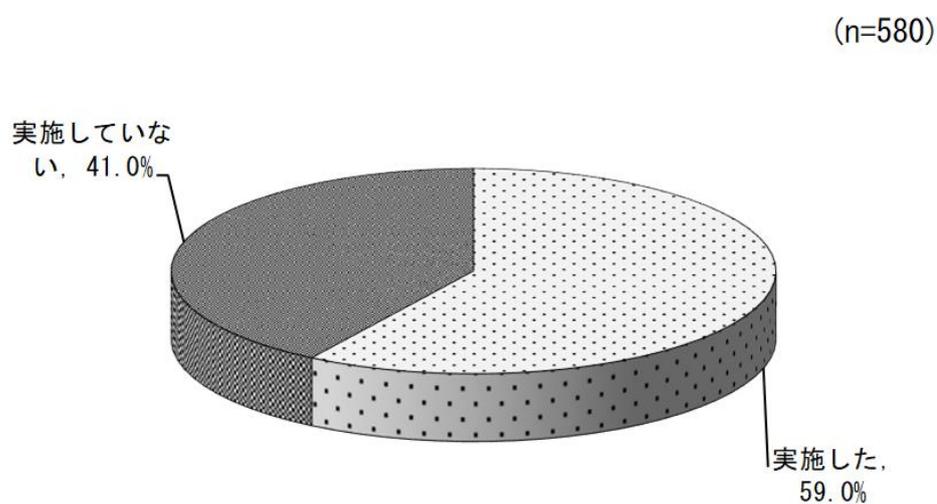
MA 問7 研究開発税制を利用しなかった理由/令和元年度(平成31年度)

合計	控除額が低くメリットが少なかった	税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった	専従の研究者がいなかった	その他	無回答
140	6	65	6	5	59
100.0%	4.3%	46.4%	4.3%	3.6%	42.1%

2 2) 民間企業または大学・公的研究機関等との共同研究や委託研究実施の有無（問 8）

平成 29 年度から令和元年度(平成 31 年度)に民間企業、大学、公的研究機関等と共同研究や委託研究を実施したかどうかを尋ねたところ、「実施した」企業の割合が 59.0%、「実施していない」が企業の割合が 41.0%であった。

図表 1-2 5 民間企業または大学・公的研究機関等との共同研究や委託研究実施の有無



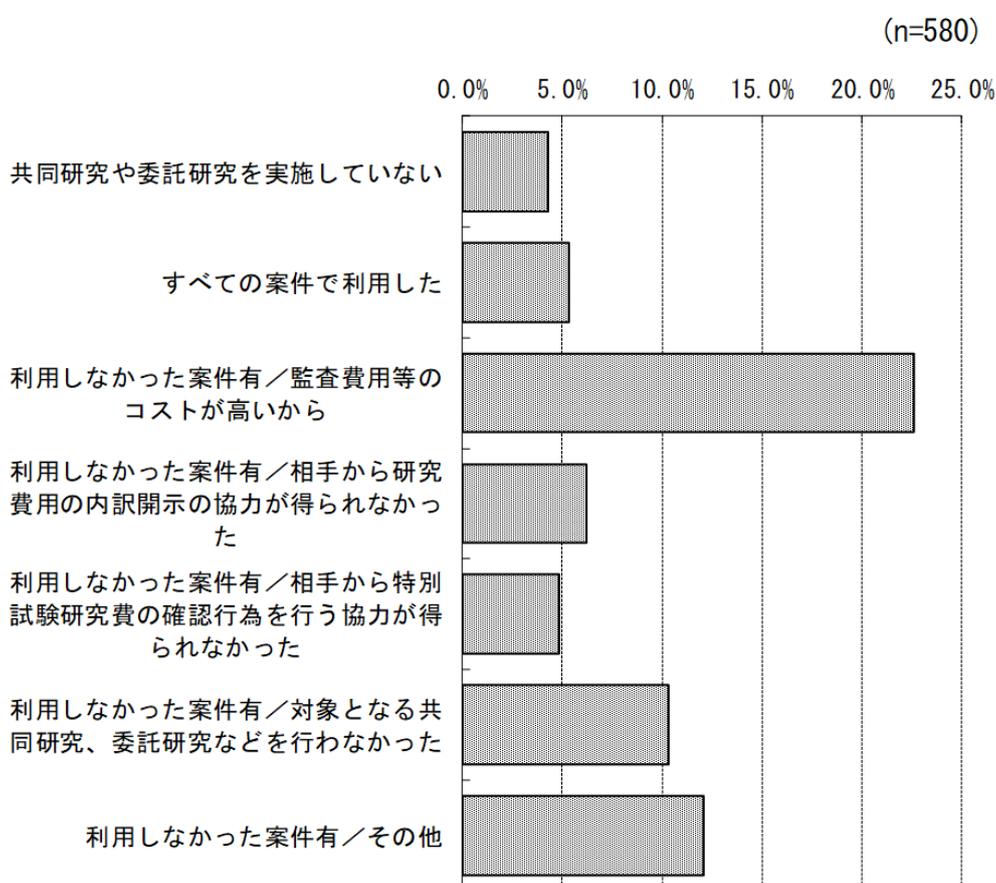
SA 問8 民間企業または大学・公的研究機関等との共同研究や委託研究実施の有無

合計	実施した	実施していない	無回答
580	342	238	0
100.0%	59.0%	41.0%	0.0%

23) オープンイノベーション型利用の有無（複数回答）（問10）

問8で共同研究や委託研究を「実施した」企業に対して、令和元年度(平成31年度)に研究開発税制のオープンイノベーション型を利用したか、しなかった場合にはその理由を尋ねたところ、「すべての案件で利用した」という回答は5.3%であった。オープンイノベーション型を利用しなかった案件については、その理由に「監査費用等のコストが高いから」が22.6%、「その他」が12.1%、「対象となる共同研究、委託研究などを行わなかった」が10.3%となっている。

図表1-26 令和元年度(平成31年度)におけるオープンイノベーション型利用の有無（複数回答）



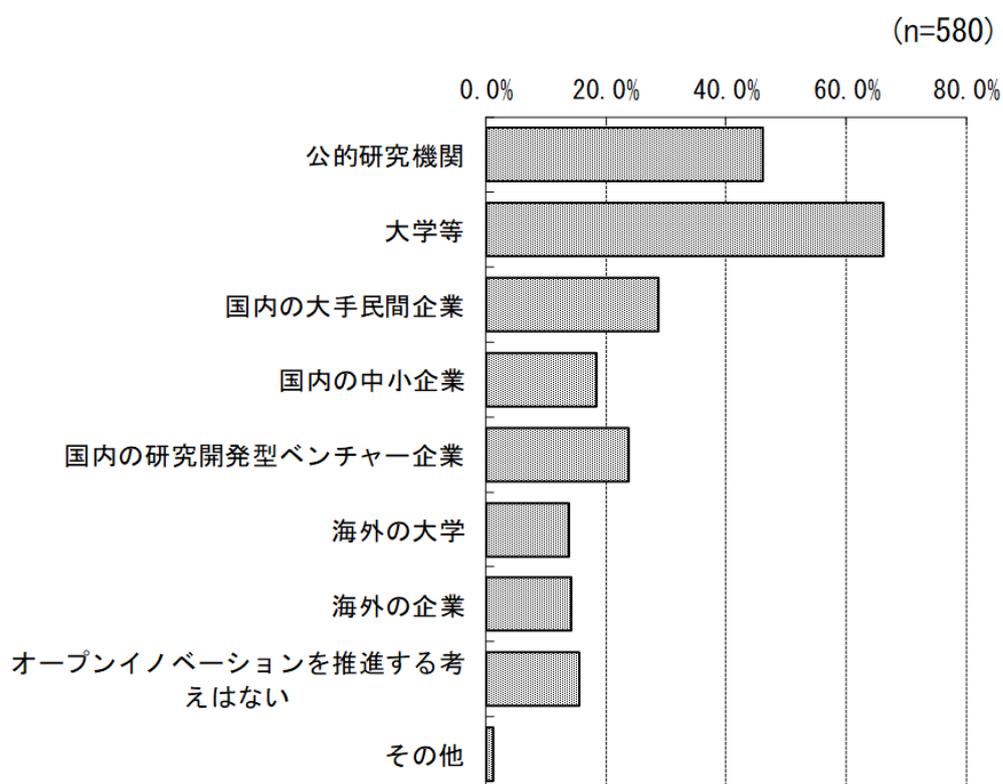
MA 問10 令和元年度(平成31年度)におけるオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の利用状況

合計	共同研究や委託研究を実施していない	すべての案件で利用した	利用しなかった案件有/監査費用等のコストが高いから	利用しなかった案件有/相手から研究費用の内訳開示の協力が得られなかった	利用しなかった案件有/相手から特別試験研究費の確認行為を行う協力が得られなかった	利用しなかった案件有/対象となる共同研究、委託研究などを行わなかった	利用しなかった案件有/その他	無回答
580	25	31	131	36	28	60	70	0
100.0%	4.3%	5.3%	22.6%	6.2%	4.8%	10.3%	12.1%	0.0%

24) オープンイノベーション型を推進するに際して重要となる機関(複数回答)(問11)

今後オープンイノベーション型を推進していくに当たり、重要になる機関を尋ねたところ、「大学等」の割合が最も高く66.2%となった。次いで「公的研究機関」が46.2%、「国内の大手民間企業」が28.8%、「国内の研究開発型ベンチャー企業」が23.8%となっている。

図表 1-27 オープンイノベーション型を推進するに際して重要となる機関
(複数回答)



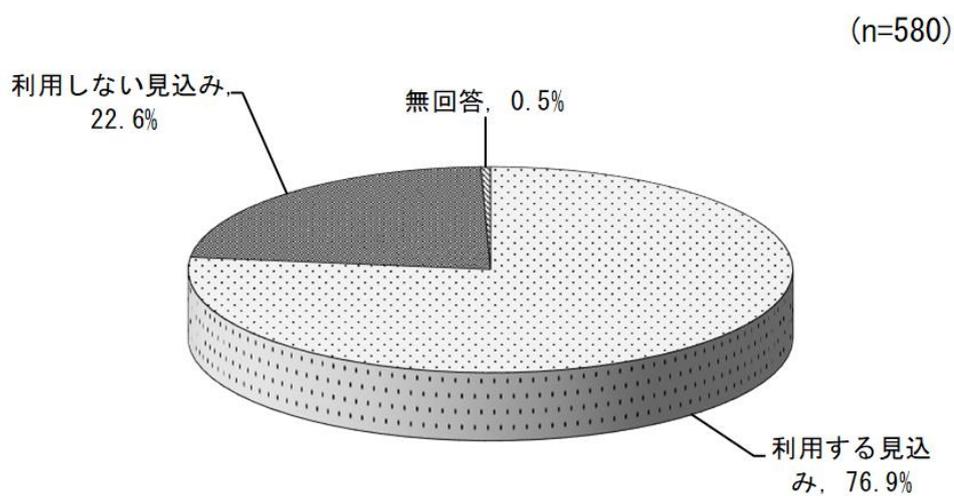
MA 問11 オープンイノベーションを推進するに際して重要となる機関

合計	公的研究機関	大学等	国内の大手民間企業	国内の中小企業	国内の研究開発型ベンチャー企業	海外の大学	海外の企業	オープンイノベーションを推進する考えはない	その他	無回答
580	268	384	167	107	138	80	83	90	7	0
100.0%	46.2%	66.2%	28.8%	18.4%	23.8%	13.8%	14.3%	15.5%	1.2%	0.0%

25) 令和2年度における研究開発税制の利用見込み（問12）

令和2年度における研究開発税制を「利用する見込み」と回答した企業は76.9%、「利用しない見込み」と回答した企業は22.6%であった。

図表1-28 令和2年度における研究開発税制の利用見込み



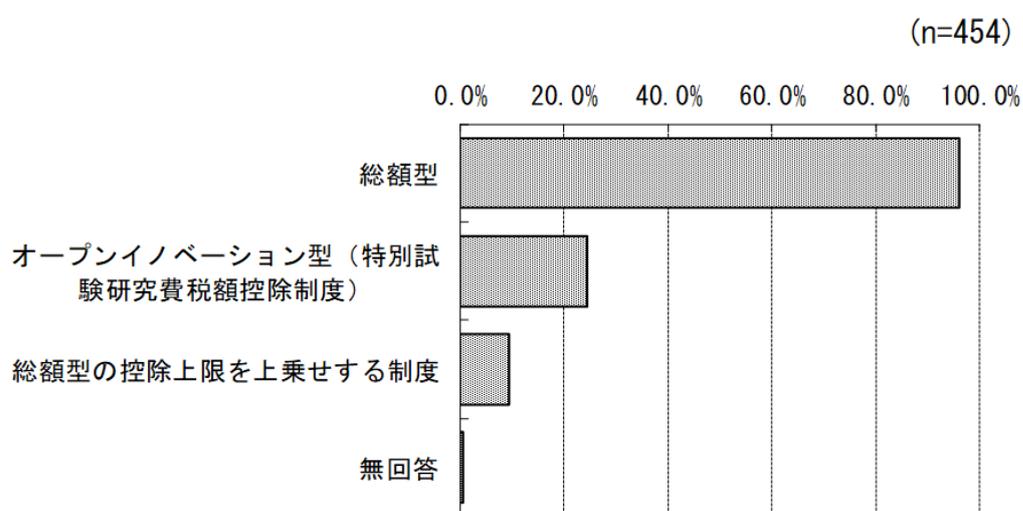
SA 問12 令和2年度の研究開発税制利用する見込み

合計	利用する見込み	利用しない見込み	無回答
580	446	131	3
100.0%	76.9%	22.6%	0.5%

26) 令和2年度に利用見込みの研究開発税制（複数回答）（問12）

令和2年度に研究開発税制を「利用する見込み」と回答した企業に対して、利用する予定の研究開発税制を尋ねたところ、「総額型」の割合が最も高く96.0%となっている。「オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）」は24.4%、「総額型の控除上限を上乗せする制度」は9.5%となっている。

図表1-29 令和2年度に利用見込みの研究開発税制（複数回答）



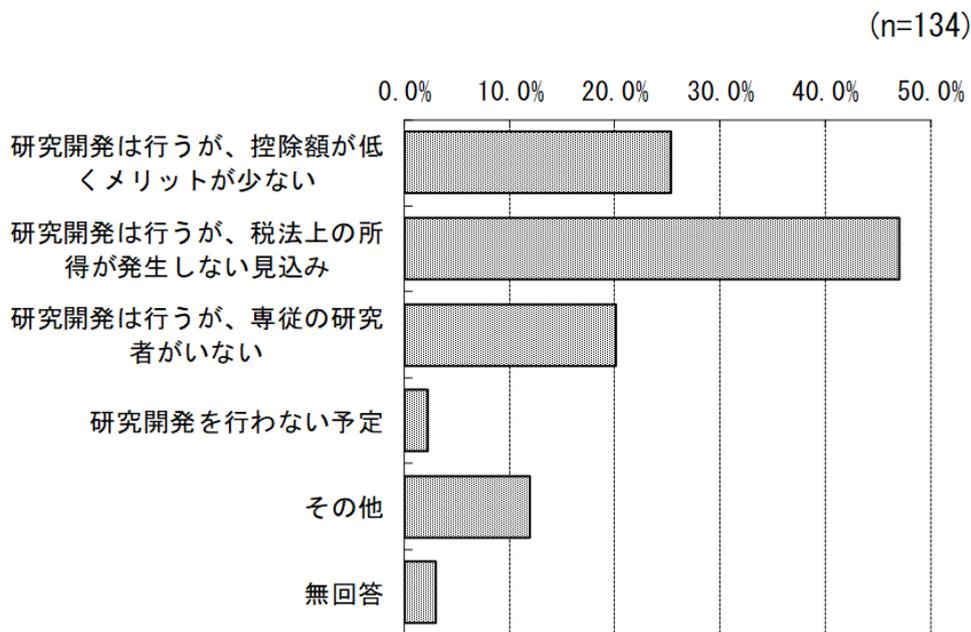
MA 問12 令和2年度の研究開発税制利用する見込み／制度

合計	総額型	オープンイノベーション型 （特別試験研究費税額控除制度）	総額型の控除上限を上乗せする制度	無回答
454	436	111	43	3
100.0%	96.0%	24.4%	9.5%	0.7%

27) 令和2年度に研究開発税制を利用しない理由（複数回答）（問12）

令和2年度に研究開発税制を「利用しない見込み」と回答した企業に対してその理由を尋ねたところ、「研究開発は行うが、税法上の所得が発生しない見込み」の割合が最も高く47.0%となっている。次いで、「研究開発は行うが、控除額が低く利用するメリットが少ない」が25.4%、「研究開発は行うが、専従の研究者がいない」が20.1%となっている。

図表1-30 令和2年度に研究開発税制を利用しない理由（複数回答）

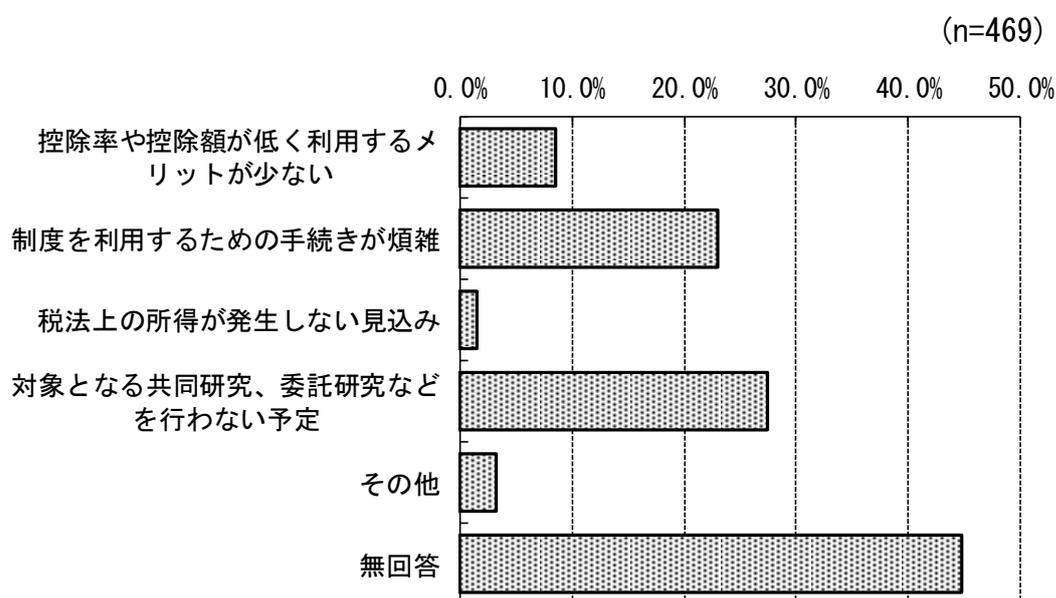


MA 問12 令和2年度に研究開発税制を利用しない見込みの理由						
合計	研究開発は行うが、控除額が低くメリットが少ない	研究開発は行うが、税法上の所得が発生しない見込み	研究開発は行うが、専従の研究者がいない	研究開発を行わない予定	その他	無回答
134	34	63	27	3	16	4
100.0%	25.4%	47.0%	20.1%	2.2%	11.9%	3.0%

28) 令和2年度にオープンイノベーション型を利用しない理由（問12）

令和2年度に研究開発税制を「利用しない見込み」と回答した企業に対して、オープンイノベーション型を利用しない理由を尋ねると、「対象となる共同研究、委託研究などを行わない予定」の割合が最も高く27.5%であった。次いで「制度を利用するための手続きが煩雑」が23.0%、「控除率や控除額が低く利用するメリットが少ない」が8.5%となっている。なお、「無回答」は44.8%となっている。

図表1-31 令和2年度にオープンイノベーション型を利用しない理由



MA 問12 令和2年度にオープンイノベーション型を利用しない見込みの理由

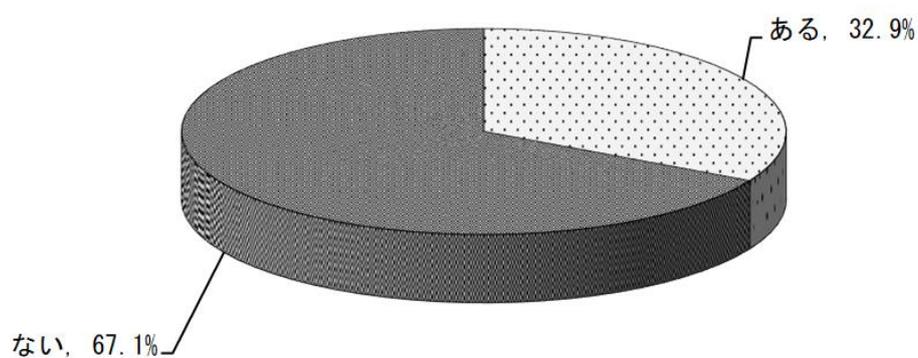
合計	控除率や控除額が低く利用するメリットが少ない	制度を利用するための手続きが煩雑	税法上の所得が発生しない見込み	対象となる共同研究、委託研究などを行わない予定	その他	無回答
469	40	108	7	129	15	210
100.0%	8.5%	23.0%	1.5%	27.5%	3.2%	44.8%

29) 試験研究費のうち海外への支払の有無(問13)

試験研究費のうち、海外への支払いが「ある」と回答した企業は32.9%、「ない」と回答した企業は67.1%であった。

図表 1-3 2 試験研究費のうち海外への支払の有無

(n=580)

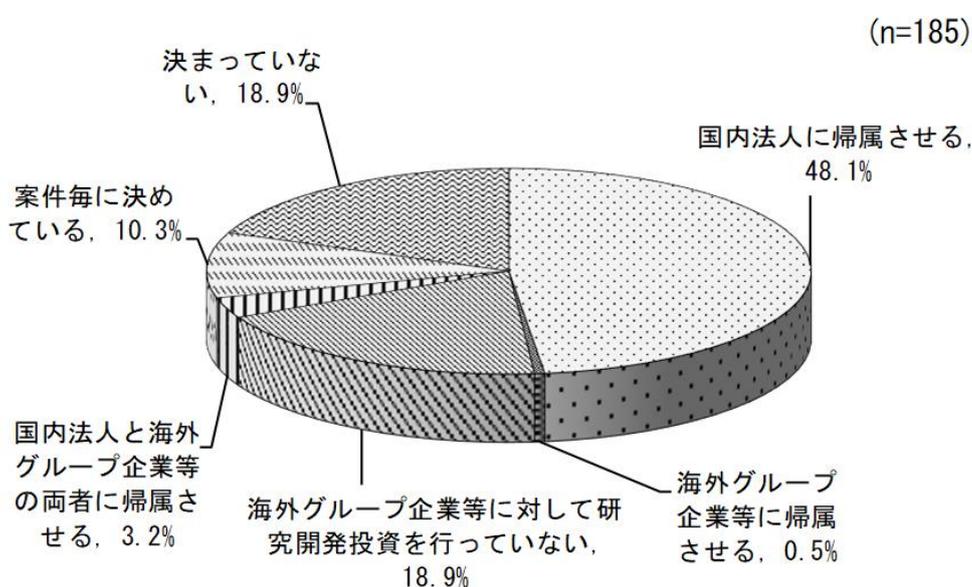


SA	問13 試験研究費のうち海外への支払の有無		
合計	ある	ない	無回答
580	191	389	0
100.0%	32.9%	67.1%	0.0%

30) 海外グループ企業等で発生した成果の帰属の扱い（問 14）

海外グループ企業等で発生した成果の帰属については、「国内法人に帰属させる」企業の割合が最も高く 48.1%となっている。「決まっていない」と「海外グループ企業等に対して研究開発投資を行っていない」はどちらも 18.9%、「案件毎に決めている」は 10.3%である。

図表 1-3 3 海外グループ企業等で発生した成果の帰属の扱い



SA 問14 海外グループ企業等で発生した成果の帰属の扱い

合計	国内法人に帰属させる	海外グループ企業等に帰属させる	海外グループ企業等に対して研究開発投資を行っていない	国内法人と海外グループ企業等の両者に帰属させる	案件毎に決めている	決まっていない	無回答
185	89	1	35	6	19	35	0
100.0%	48.1%	0.5%	18.9%	3.2%	10.3%	18.9%	0.0%

(3) 研究開発税制の影響・効果

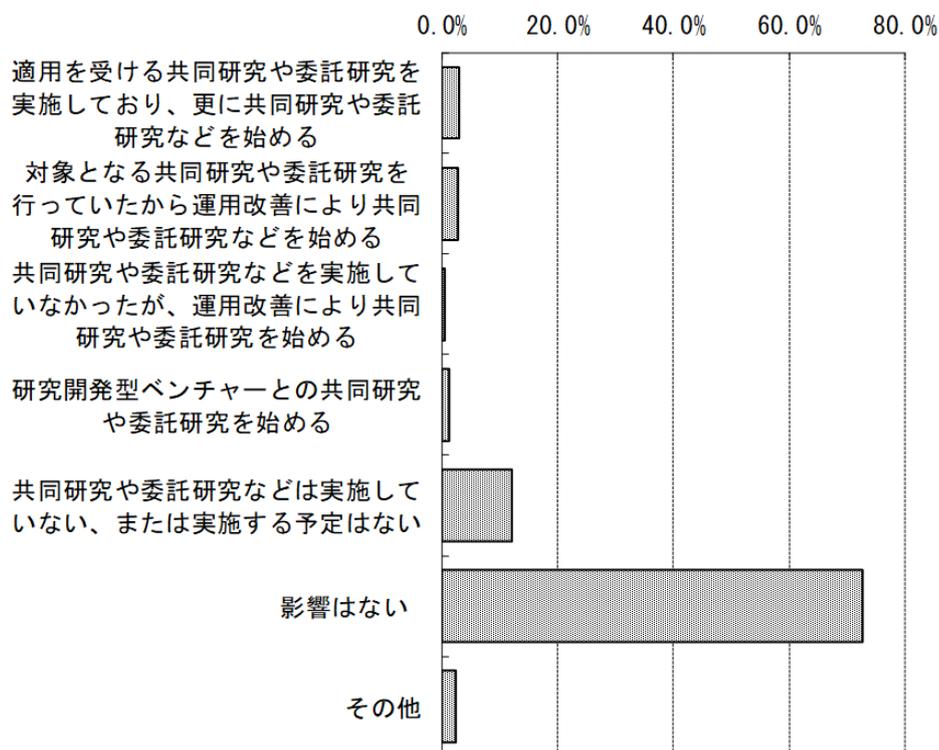
1) オープンイノベーション型の運用の見直しに対する影響（複数回答）（問 16）

オープンイノベーション型については、平成 29 年度税制改正で対象費目の拡大や手続きの簡素化など要件の見直しを行い、平成 31 年度税制改正で研究開発型ベンチャーとの共同研究や委託研究の控除率を 20%から 25%に引き上げている。

こうした運用の見直しの影響について尋ねると、「影響はない」という回答が 72.7%であった。一方で「適用を受ける共同研究や委託研究を実施しており、更に共同研究や委託研究などを始める」と回答した企業が 3.1%、「対象となる共同研究や委託研究を行っていたから運用改善により共同研究や委託研究などを始める」が 2.9%であった。

図表 1-3 4 オープンイノベーション型の運用の見直しに対する影響（複数回答）

(n=520)



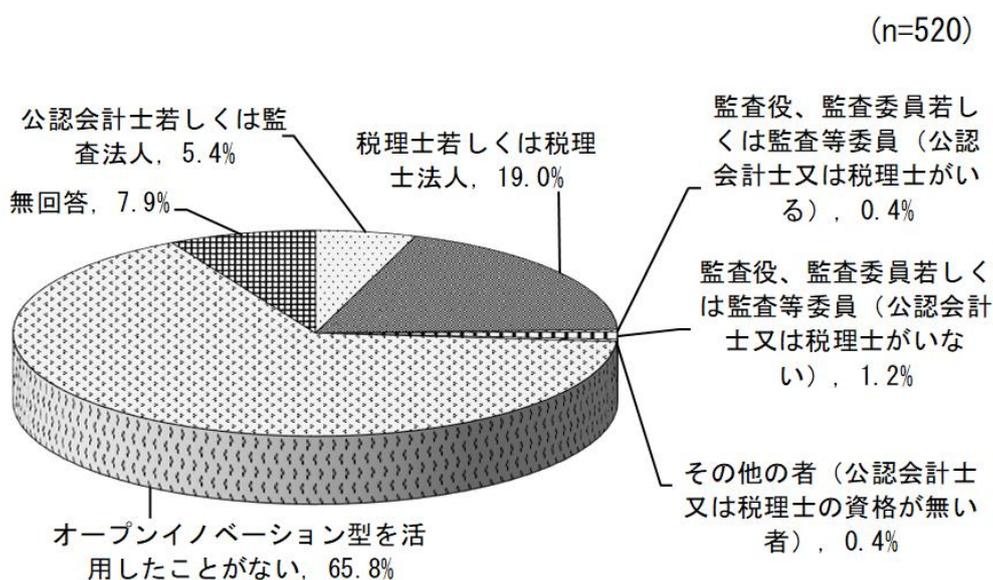
MA 問16 オープンイノベーション型における研究開発型ベンチャーに対する控除率が20%から25%へと引き上げられたことの影響

合計	適用を受ける共同研究や委託研究を実施しており、更に共同研究や委託研究などを始める	対象となる共同研究や委託研究を行っていたから運用改善により共同研究や委託研究などを始める	共同研究や委託研究などを実施していなかったが、運用改善により共同研究や委託研究を始める	共同研究や委託研究などは実施していない、または実施する予定はない	研究開発型ベンチャーとの共同研究や委託研究を始める	影響はない	その他	無回答
520	16	15	3	7	63	378	13	0
100.0%	3.1%	2.9%	0.6%	1.3%	12.1%	72.7%	2.5%	0.0%

2) オープンイノベーション型の適用に当たっての監査者（問 17）

オープンイノベーション型に対する監査について「税理士若しくは税理士法人」が行うと回答した企業が 19.0%、「公認会計士若しくは監査法人」と回答した企業が 5.4%であった。

図表 1-35 オープンイノベーション型の適用に当たっての監査者



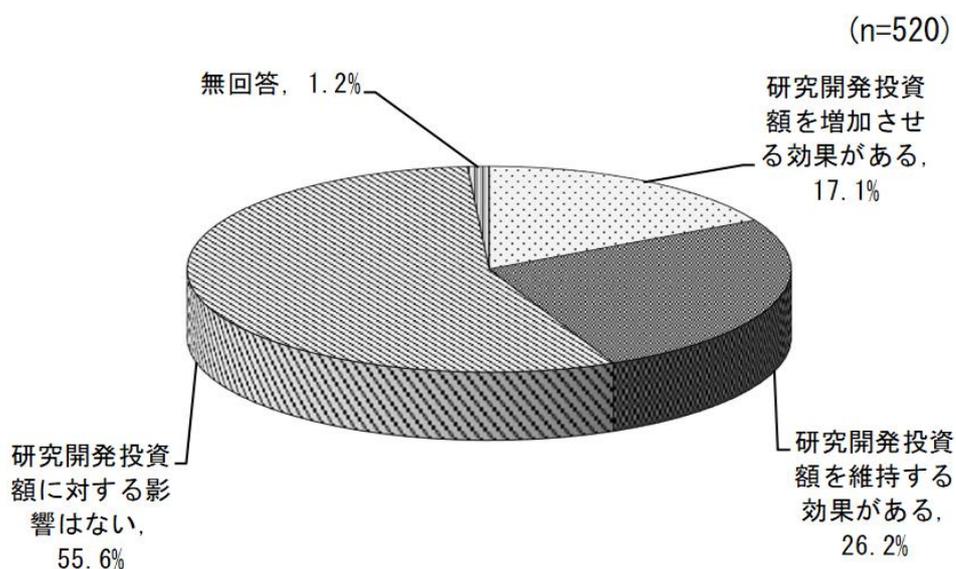
SA 問17 オープンイノベーション型の監査を証明した機関等

合計	公認会計士若しくは監査法人	税理士若しくは税理士法人	監査役、監査委員若しくは監査等委員（公認会計士又は税理士がいる）	監査役、監査委員若しくは監査等委員（公認会計士又は税理士がいない）	その他の者（公認会計士又は税理士の資格を有する者）	その他の者（公認会計士又は税理士の資格が無い者）	オープンイノベーション型を活用したことがない	無回答
520	28	99	2	6	0	2	342	41
100.0%	5.4%	19.0%	0.4%	1.2%	0.0%	0.4%	65.8%	7.9%

3) 研究開発税制が研究開発投資額に与える影響（問 18）

研究開発税制を利用したことがある企業に対して、研究開発税制の研究開発投資額に対する影響を尋ねると、「研究開発投資額に対する影響はない」が最も多く 55.6%であった。一方で「研究開発投資額を増加させる効果がある」が 17.1%、「研究開発投資額を維持する効果がある」が 26.2%となっており、半数近い企業は研究開発税制が研究開発投資額にプラスの影響があると回答している。

図表 1-3 6 研究開発税制が研究開発投資額に与える影響



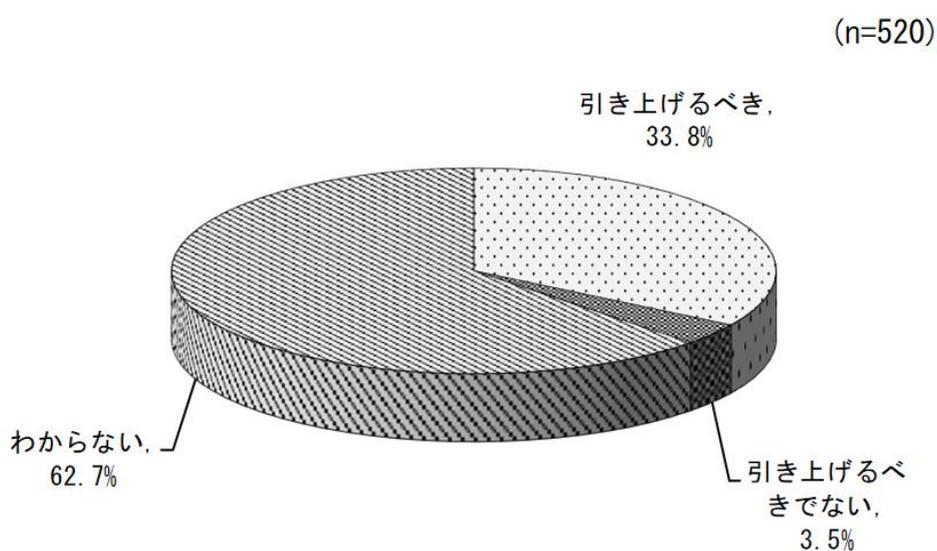
SA 問18 研究開発税制が貴社の研究開発投資額に与える影響

合計	研究開発投資額を増加させる効果がある	研究開発投資額を維持する効果がある	研究開発投資額に対する影響はない	無回答
520	89	136	289	6
100.0%	17.1%	26.2%	55.6%	1.2%

4) 研究開発税制（総額型）の控除上限の引き上げに対する評価（問 19）

研究開発税制（総額型）における税額の控除上限（法人税額の 25%）を引き上げることに対する評価を尋ねると、「引き上げるべき」が 33.8%に対して、「引き上げるべきでない」が 3.5%であった。多くの企業は「引き上げるべき」と回答しているが、「わからない」という回答も 62.7%であった。

図表 1-37 研究開発税制（総額型）の控除上限の引き上げに対する評価



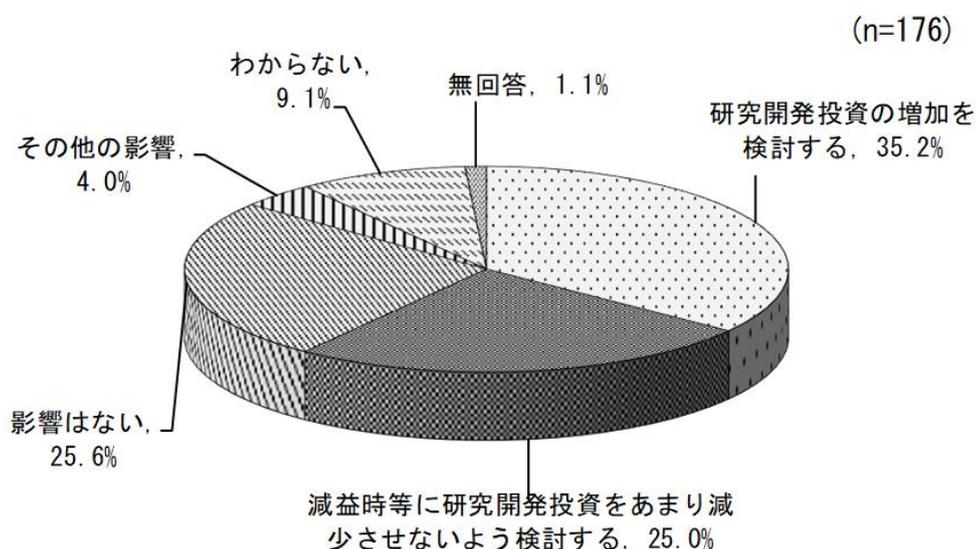
SA 問19 研究開発税制（総額型）の控除上限の引き上げに対する評価

合計	引き上げるべき	引き上げるべきでない	わからない	無回答
520	176	18	326	0
100.0%	33.8%	3.5%	62.7%	0.0%

5) 税額の控除上限が引き上げられた場合に研究開発投資活動に与える影響（問 20）

問 19 で控除上限を「引き上げるべき」と回答した企業に対して、研究開発投資活動に対する影響を尋ねた。その結果、「研究開発投資の増加を検討する」と回答した企業の割合が最も高く 35.2%であった。「減益時等に研究開発投資をあまり減少させないように検討する」も 25.0%あり、全体の 6 割の企業が控除上限の引き上げは研究開発投資にプラスの影響を与えると回答している。「影響はない」という回答は 25.6%となっている。

図表 1-38 税額の控除上限が引き上げられた場合に研究開発投資活動に与える影響



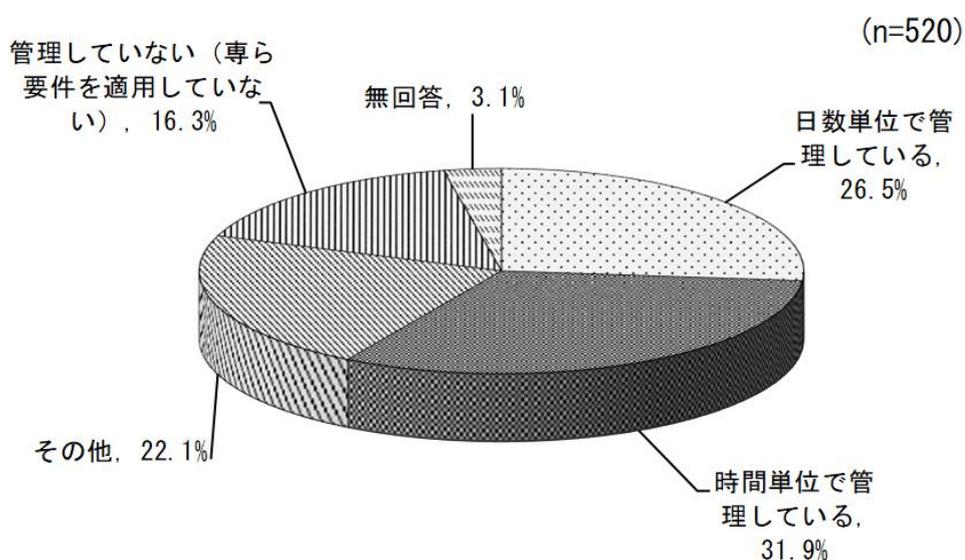
SA 問20 税額の控除上限が引き上げられた場合に研究開発投資活動に与える影響

合計	研究開発投資の増加を検討する	減益時等に研究開発投資をあまり減少させないように検討する	影響はない	その他の影響	わからない	無回答
176	62	44	45	7	16	2
100.0%	35.2%	25.0%	25.6%	4.0%	9.1%	1.1%

6) 試験研究費の人件費を計上するための従事期間の計算方法 (問 21)

試験研究費の人件費を計上する際、従事期間の計算方法を尋ねると、「時間単位で管理している」の割合が最も高く 31.9%であった。次いで、「日数単位で管理している」が 26.5%、「その他」が 22.1%の順となっている。

図表 1-39 試験研究費の人件費を計上するための従事期間の計算方法



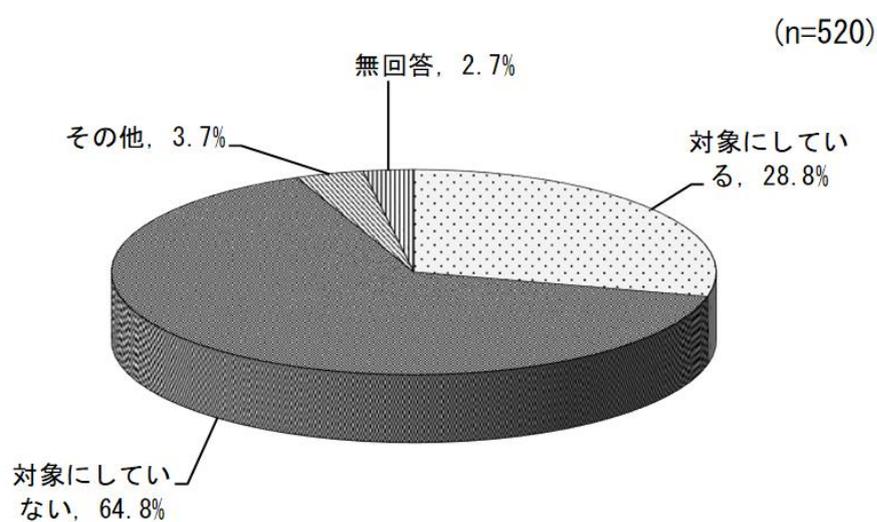
SA 問21 試験研究費の人件費を計上するための従事期間の計算方法

合計	日数単位で管理している	時間単位で管理している	その他	管理していない (専ら要件を適用していない)	無回答
520	138	166	115	85	16
100.0%	26.5%	31.9%	22.1%	16.3%	3.1%

7) AI、IoT等を用いた研究開発を対象とした試験研究費の有無（問22）

AI、IoT等を用いた業務改善等を目的とした研究開発行為について試験研究費の対象としているかを尋ねると、「対象にしている」の割合が最も高く64.8%となっている。「対象にしている」が28.8%、「その他」が3.7%であった。

図表 1-40 AI、IoT等を用いた研究開発を対象とした試験研究費の有無



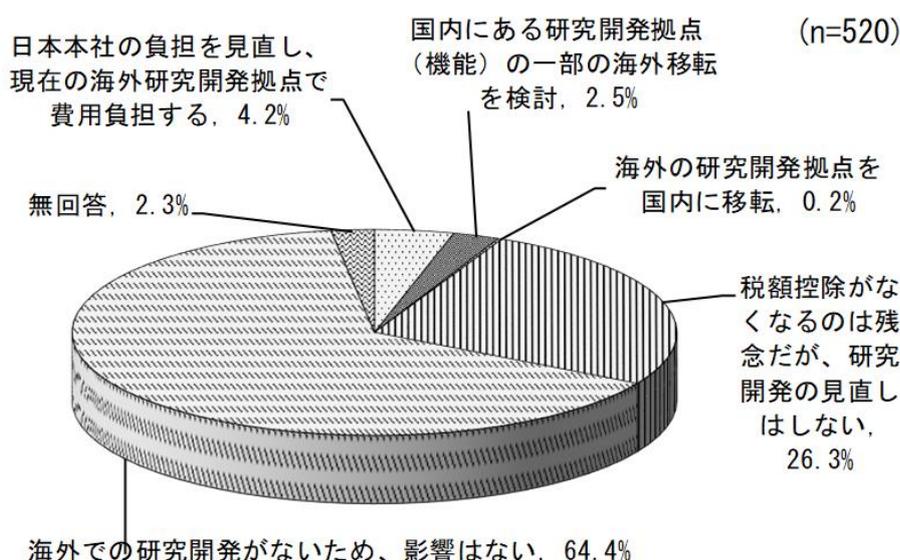
SA 問22 AI、IoT等を用いた研究開発を対象とした試験研究費の有無

合計	対象にしている	対象にしている	その他	無回答
520	150	337	19	14
100.0%	28.8%	64.8%	3.7%	2.7%

8) 外国に委託する研究開発費に制限が加えられた場合の研究開発に与える影響(問 23)

外国の機関に試験研究を委託する際、外国への委託分は試験研究費に含めない、あるいは一定割合を限度とするなどの制約を加える制度改正が行われた場合の対応について回答を求めたところ、「海外での研究開発がないため、影響はない」が最も多く 64.4%、次いで「税額控除がなくなるのは残念だが、研究開発の見直しはしない」が 26.3%であった。一方、「国内にある研究開発拠点（機能）の一部の海外移転を検討」が 2.5%、「日本本社の負担を見直し、現在の海外研究開発拠点で費用負担する」が 4.2%など、一部の企業には影響が出る結果となっている。

図表 1-4 1 外国に委託する研究開発費に制限が加えられた場合の研究開発に与える影響



SA

問23 研究開発の一部を外国に委託する際に日本の研究開発税制の利用が制限された場合、貴社の研究開発に与える影響

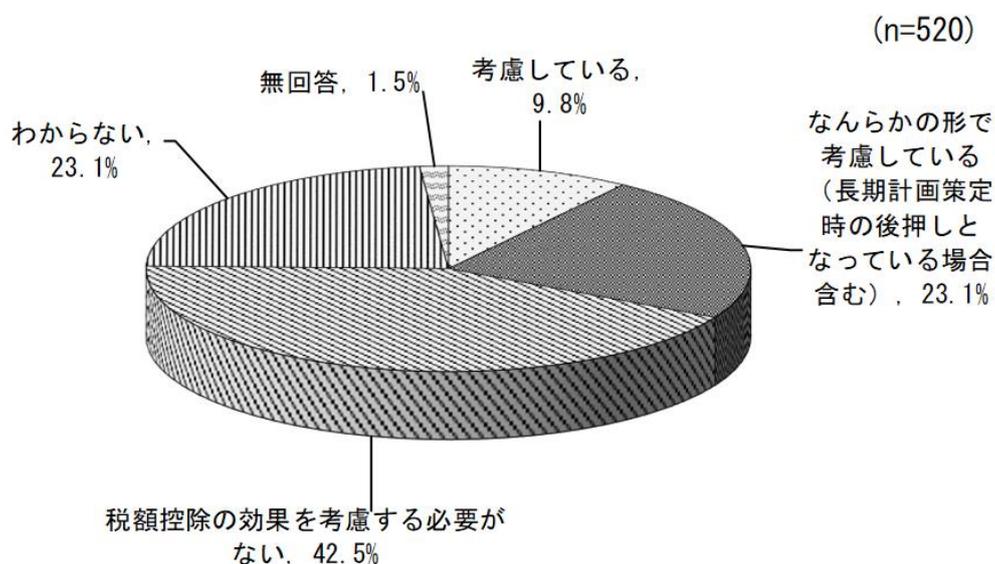
合計	日本本社の負担を見直し、現在の海外研究開発拠点で費用負担する	国内にある研究開発拠点（機能）の一部の海外移転を検討	海外の研究開発拠点を国内に移転	税額控除がなくなるのは残念だが、研究開発の見直しはしない	海外での研究開発がないため、影響はない	無回答
520	22	13	1	137	335	12
100.0%	4.2%	2.5%	0.2%	26.3%	64.4%	2.3%

9) 研究開発予算の策定で研究開発税制による税額控除分の考慮の有無（問 24）

研究開発に関する予算策定をする際、研究開発税制による税額控除分を織り込んで策定しているかどうかを尋ねたところ、「なんらかの形で考慮して検討している（長期計画策定時の後押しとなっている場合含む）」が 23.1%、「考慮している」が 9.8%など、3社に1社は考慮している結果となった。

一方、「税額控除の効果を考慮する必要がない」は 42.5%、「わからない」は 23.1%であった。

図表 1-4 2 研究開発予算の策定で研究開発税制による税額控除分の考慮の有無



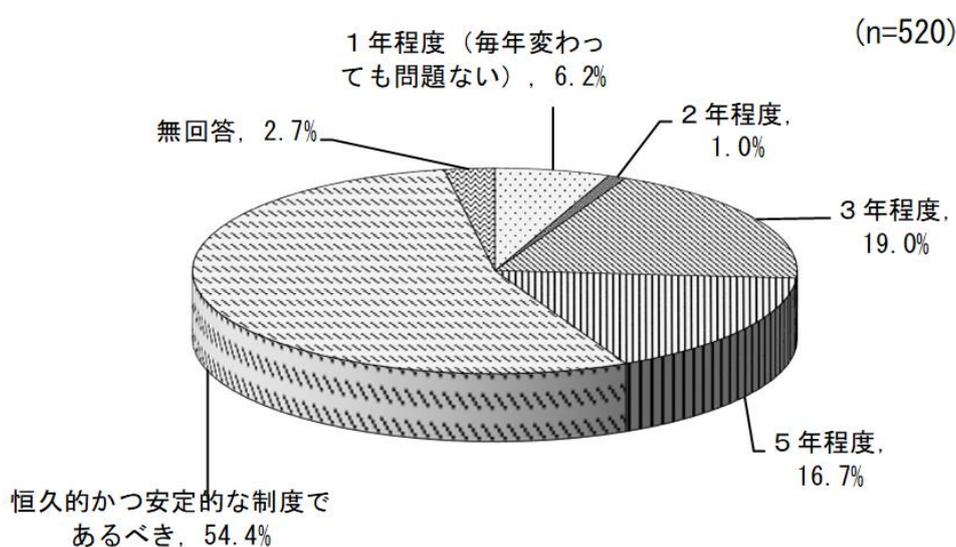
SA 問24 研究開発予算の策定で研究開発税制による税額控除分の考慮の有無

合計	考慮している	なんらかの形で考慮している（長期計画策定時の後押しとなっている場合含む）	税額控除の効果を考慮する必要がない	わからない	無回答
520	51	120	221	120	8
100.0%	9.8%	23.1%	42.5%	23.1%	1.5%

10) 研究開発投資計画上望ましい制度の不変期間（問26）

中長期の研究開発投資計画を策定するため、少なくともどのくらいの期間にわたり研究開発税制の制度内容が不変である必要があるかを尋ねたところ、「恒久的かつ安定的な制度であるべき」の割合が最も高く 54.4%となっている。次いで、「3年程度」が19.0%、「5年程度」が16.7%の順となっている。

図表 1-4 3 研究開発投資計画上望ましい制度の不変期間



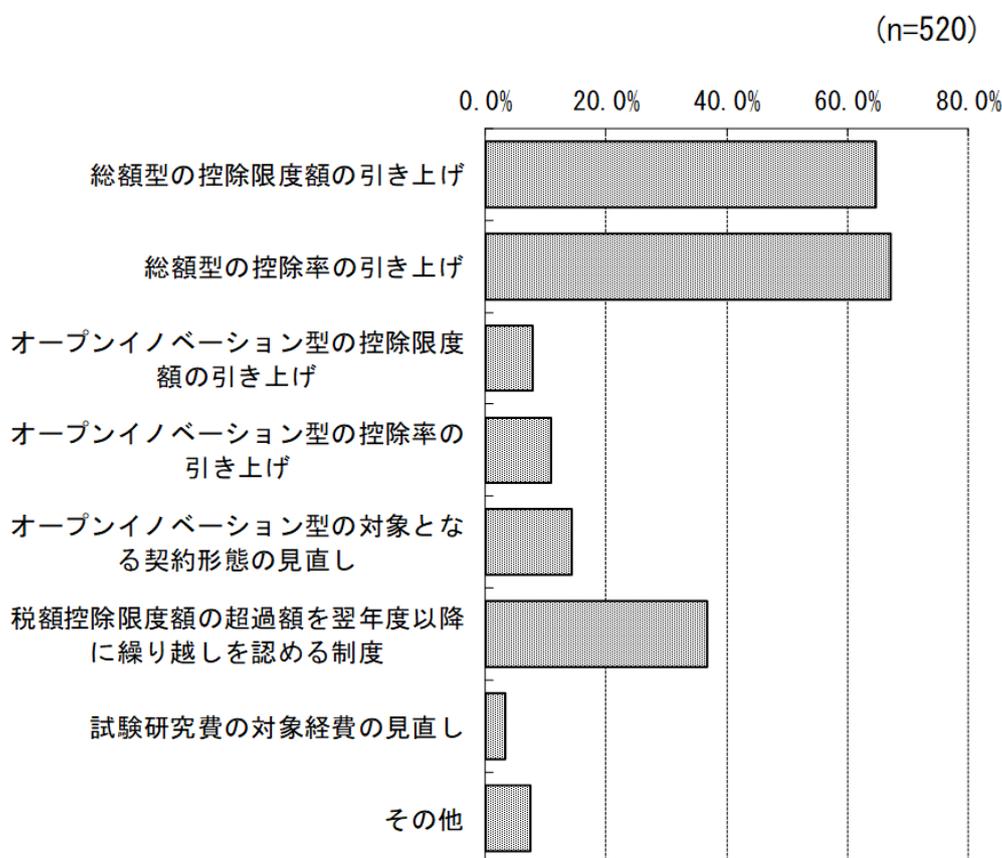
SA 問26 研究開発投資計画に対して制度内容が不変である必要期間

合計	1年程度（毎年変わっても問題ない）	2年程度	3年程度	5年程度	恒久的かつ安定的な制度であるべき	無回答
520	32	5	99	87	283	14
100.0%	6.2%	1.0%	19.0%	16.7%	54.4%	2.7%

11) 研究開発投資を伸ばしていくための支援策（複数回答）（問27）

研究開発投資を伸ばしていくための支援策については「総額型の控除率の引き上げ」が67.1%、「総額型の控除限度額の引き上げ」が64.6%となる等、これら2つの支援策への支持が大きい。このほか、「税額控除限度額を超過した場合、翌年度以降への繰り越しを認める制度」が36.7%の支持を得た。

図表 1-4 4 研究開発投資を伸ばしていくための支援策（複数回答）



MA 問27 研究開発投資を伸ばしていくための支援策

合計	総額型の控除限度額の引き上げ	総額型の控除率の引き上げ	オープンイノベーション型の控除限度額の引き上げ	オープンイノベーション型の控除率の引き上げ	オープンイノベーション型の対象となる契約形態の見直し	税額控除限度額の超過額を翌年度以降に繰り越しを認める制度	試験研究費の対象経費の見直し	その他	無回答
520	336	349	41	57	75	191	17	39	0
100.0%	64.6%	67.1%	7.9%	11.0%	14.4%	36.7%	3.3%	7.5%	0.0%

第2章 研究開発税制の利用実態等に関する中小企業アンケート

1. 実施概要

中小企業における研究開発税制の活用実態、当該税制が企業の研究開発活動に与える影響等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。アンケートの実施概要は以下のとおりである。アンケート調査票については、参考資料編を参照されたい。

<アンケート調査実施概要>

調査対象	4,000社（抽出方針は、表欄外の【抽出手順】を参照） ※上記4,000社には、利益法人のみならず、欠損法人も含んでいる。
調査方式	Web アンケート調査
調査期間	2020年7月31日～2020年8月28日 （各社の決算期や回収状況等を踏まえて、回収期間を10月15日まで延長した）
発送数	4,000社
回収数	607社
回収率	15.2%

注）電話による督促を実施し、回収率の向上を図った。

【抽出手順】

<手順1>

昨年度回答企業のうち中小企業技術基盤強化税制利用企業：237社

<手順2>

中小企業庁からご提供頂いたデータベース：181社

<手順3>

商用データベースから、下記a、b、cに当てはまる中小企業のうち、売上高上位の中小企業から順に約3600社

- a) 法人格：株式・有限・合名・合資
- b) 資本金1億円以下で直近3か年に1期以上、会計上の研究開発費を1千円以上計上
- c) 直近期黒字

上記の手順1、手順2、手順3から、相互の重複分を除き、計4000社

2. 調査結果の概要

(1) 回答企業における研究開発活動

- 回答企業のうち、「研究開発を行っている」企業は、半数弱の 43.8%である（図表 2-4）。研究開発投資額については、「中長期的な事業戦略のもと投資している」企業や「毎期一定程度の額を投資している」企業が多く（図表 2-13）、研究開発費の調達方法は「各期の収入」または「過去の収入の蓄積（内部留保）」を充てるという回答割合が多い（図表 2-14：複数回答図表 2-14）。
- 研究開発には、専従職員だけではなく他の事業との兼務職員も多いが、兼務職員による平均的な研究開発業務従事割合について、30%未満と答えた企業が半数弱の 45.1%を占める。しかし、70%以上を占めると答えた企業も1割以上ある（図表 2-16）。
- AI、IoT 等を用いた業務改善等を目的とした研究開発行為を試験研究費の対象としている企業は3分の1程度である（図表 2-44）。

(2) 新型コロナウイルスの影響

- 新型コロナウイルスの今期経営への影響については売上高、営業利益に対しては、マイナスの影響が回答企業の6割に上る（図表 2-5、図表 2-6）のに対して、研究開発投資に対してはマイナスの影響は2割強に留まり、「影響なし」の回答が半数を占める（図表 2-7）。
- 研究開発にマイナスの影響がある企業については、研究開発費が減少する費目は「機械・器具・装置等」「人件費」「原材料費」の順である（図表 2-8：複数回答）。また減少する研究開発は、圧倒的に「開発研究」が大きく8割強であるのに対して、「基礎研究」「応用研究」の減少は2割前後である（図表 2-9：複数回答）。
- 新型コロナウイルスの影響から回復する期間については、売上高、営業利益については3年程度以下を予想する企業が多い（図表 2-10、図表 2-11）。研究開発費については、「マイナスの影響はない」との回答が4割強に上る（図表 2-12）。
- 新型コロナウイルス禍で研究開発投資を維持するために必要な措置については、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の税額控除上限を引き上げるべきである」が34.4%、「税額控除上限を超過した金額は、翌期以降の控除上限の範囲内で繰越を認めるべきである」が16.0%であり、この2つの措置で半数を占める（図表 2-42）。

(3) 研究開発税制の活用実態

- 研究開発投資を行っている企業のうち、研究開発税制を「利用したことがある」企業は61.3%である（図表 2-17）。
- 研究開発を行っているが研究開発税制を利用したことがない企業について、利用したことがない理由を尋ねたところ、「研究開発は行っているが専従の研究者がいない」が最多の48.5%となっている。以下、「控除額が低く利用するメリットが小さい」「赤字決算が続いていて税額控除制度が利用できない」の順となっている（図表 2-18）。
- 研究開発投資を行っている企業の平成29年度から平成31年度（令和元年度）にかけての研究開発税制の利用の有無を見ると、いずれの年度も半数前後の企業で研究開発税制を利用している（図表 2-20、図表 2-23、図表 2-26）。利用している制度

では、圧倒的に「総額型（中小企業技術基盤強化税制）」が多く、いずれの年度でも 80%前後を占め、「総額型の控除上限を上乗せする制度」も 2 割強の企業が利用している。

「オープンイノベーション型」についても 10%前後の利用率となっている（**図表 2-21**、**図表 2-24**、**図表 2-27**：複数回答）。

- 平成 29 年度から平成 31 年度（令和元年度）にかけて、民間企業や大学・公的機関と共同研究や委託研究を「実施した」ことがある企業は 38.0%に上り、そのうち、オープンイノベーション型研究開発税制を「すべての案件で利用した」企業は 4.5%であった（**図表 2-29**：複数回答）。
- オープンイノベーション型を利用する際の課題としては、「控除率や控除額が低く、利用するメリットが乏しい」「申請手続きを行うには、人手が足りない」「共同研究相手に監査の確認を受けてもらうように依頼するのは敷居が高い」の順となっている（**図表 2-32**：複数回答）。

（4）研究開発税制の影響・効果

- 平成 29 年度税制改正では、研究開発費の増加率に応じて控除率を増やす仕組みや、研究開発費割合が 5%を超えると控除上限が 10%上乗せされる措置が導入されたが、制度変更の研究開発への影響については、「分からない」という回答割合が過半数となっている。一方、「税額控除のメリットが大きくなるため、研究開発投資を増額させた」という企業も 9.8%存在する（**図表 2-37**、**図表 2-38**：複数回答）。
- オープンイノベーション型での対象費目の拡大や手続きの簡素化についても、「分からない」という回答割合が過半数を占めるが、「更に共同研究や委託研究などを始める」という回答も少数ながら見られる（**図表 2-39**：複数回答）。
- 研究開発税制が研究開発投資に与える影響については、「研究開発投資額を増加させる効果がある」と「研究開発投資額を維持する効果がある」の合計が 6 割強を占めている（**図表 2-40**）。
- 税額控除によって増加する資金の使途は「研究開発に係る設備投資」が 47.9%、「研究者の人件費」が 44.2%と多くなっている（**図表 2-41**：複数回答）。
- 研究開発予算を策定する際に研究開発税制による減税効果を考慮している企業は、30%強に及んでいる（**図表 2-45**）。
- 中長期の研究開発投資計画を策定する上では、研究開発税制は「恒久的かつ安定的な制度であるべき」と考える企業が 45.4%と多くなっている（**図表 2-46**）。
- 研究開発投資を伸ばしていくために望ましい支援策としては、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除限度額の引き上げ」（68.1%）、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率の引き上げ」（51.5%）、「税額控除限度額の超過額を翌年度以降に繰り越しを認める制度」（41.7%）を挙げる企業が多い（**図表 2-47**：複数回答）。

（5）地方税における特例措置の利用状況

- 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）を活用した場合、地方税における特例措置を受けられることについては、「知っている」は 37.4%（**図表 2-48**）、「利用したことがある」は 30.1%（**図表 2-49**）となっている。

- 地方税の特例措置については、「研究開発投資を増やす積極的なインセンティブになる」と「研究開発投資の原資が増加するなど、間接的なインセンティブになる」を合わせ、2割強の企業が研究開発投資に対するプラス効果を認めている(図表2-51)。

3. アンケート調査結果

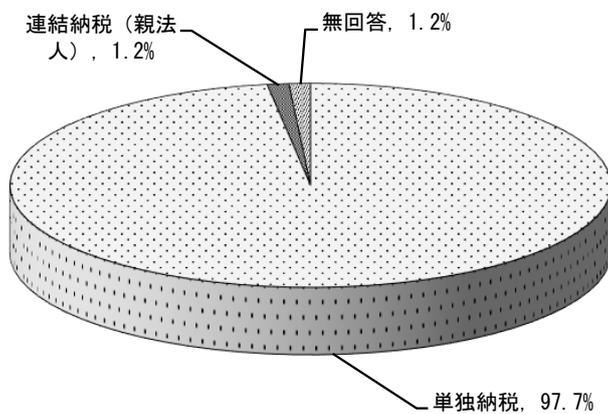
(1) 回答企業の属性

1) 回答企業の納税方式 (問2)

回答企業の納税方式については、「単独納税」の割合が 97.7%、「連結納税(親法人)」の割合が 1.2%となっている。

図表 2-1 納税方式

(n=607)



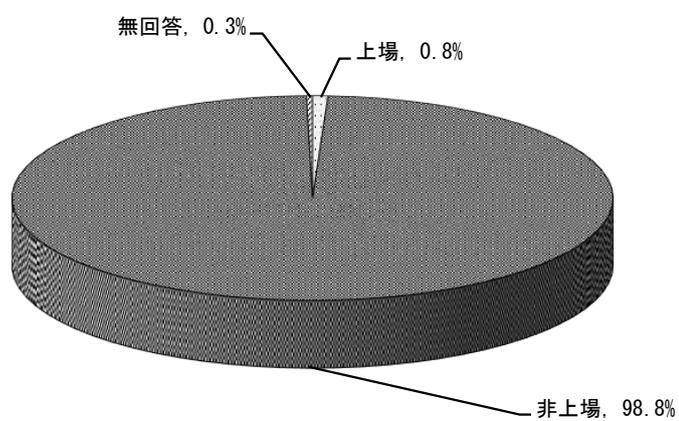
SA	問2 納税方式		
合計	単独納税	連結納税 (親法人)	無回答
607	593	7	7
100.0%	97.7%	1.2%	1.2%

2) 株式公開の状況 (問3-1)

「上場」企業が 0.8%、「非上場」企業が 98.8%となっている。

図表 2-2 株式公開の状況

(n=607)



SA	問3-1 株式公開の状況		
合計	上場	非上場	無回答
607	5	600	2
100.0%	0.8%	98.8%	0.3%

3) 回答企業の業種（問3-15）

製造業（下記図表の網掛け部分）が 34.8%、非製造業が 58.0%、その他・無回答は 7.3%である。

図表 2-3 回答企業の業種

	業種	n	%
1	水産・農林業	0	0.0%
2	鉱業	1	0.2%
3	建設業	145	23.9%
4	食料品	10	1.6%
5	繊維製品	7	1.2%
6	パルプ・紙	3	0.5%
7	化学	21	3.5%
8	医薬品	6	1.0%
9	石油・石炭製品	3	0.5%
10	ゴム製品	3	0.5%
11	ガラス・土石製品	6	1.0%
12	鉄鋼	8	1.3%
13	非鉄金属	2	0.3%
14	金属製品	36	5.9%
15	機械	21	3.5%
16	電気機器	23	3.8%
17	輸送用機器	10	1.6%
18	精密機器	21	3.5%
19	その他製品	31	5.1%
20	電気・ガス業	6	1.0%
21	陸運業	3	0.5%
22	海運業	0	0.0%
23	空運業	0	0.0%
24	倉庫・運輸関連業	1	0.2%
25	情報・通信業	28	4.6%
26	卸売業	83	13.7%
27	小売業	16	2.6%
28	銀行業	0	0.0%
29	証券、商品先物取引業	0	0.0%
30	保険業	0	0.0%
31	その他金融業	0	0.0%
32	不動産業	14	2.3%
33	サービス業	55	9.1%
34	その他	43	7.1%
	無回答	1	0.2%
	合計	607	100.0%

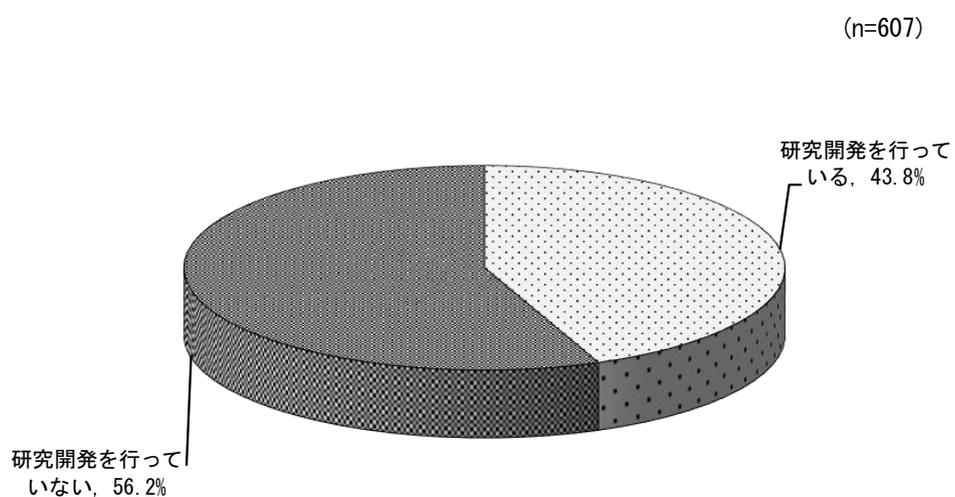
注：四捨五入の関係で本文中の数字と一致しない。

(2) 研究開発税制の活用実態

1) 研究開発の実施状況 (問4)

回答企業のうち、「研究開発を行っている」企業は43.8%であるのに対して、「研究開発を行っていない」企業は56.2%であった。

図表 2-4 研究開発の実施状況



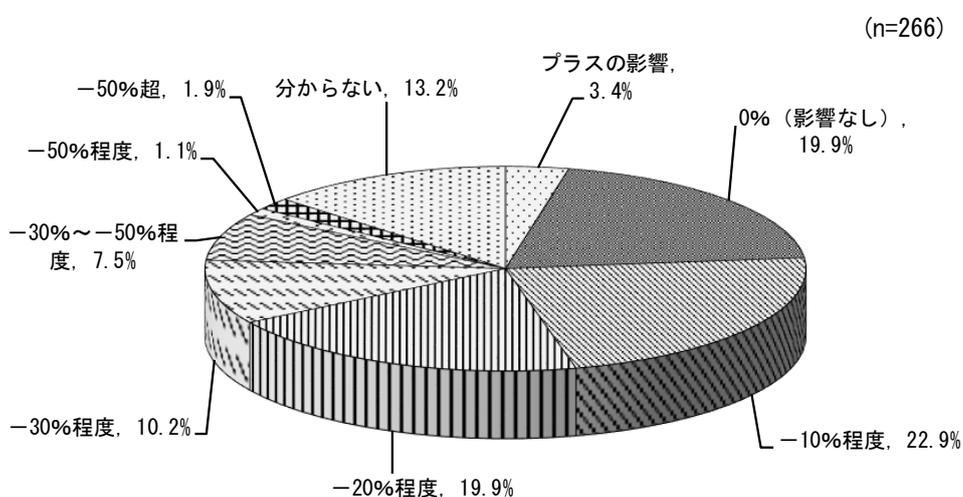
SA 問4 研究開発の実施状況

合計	研究開発を行っている	研究開発を行っていない	無回答
607	266	341	0
100.0%	43.8%	56.2%	0.0%

2) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／売上高（問5）

問4で「研究開発を行っている」と回答した企業に対して、新型コロナウイルスの今期の売上高への影響を尋ねた。その結果、「-10%程度」の割合が最も高く 22.9%であった。これに次いで、「0%（影響なし）」と「-20%程度」がそれぞれ 19.9%となっている。全体的に、影響のばらつきは大きい。

図表 2-5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／売上高



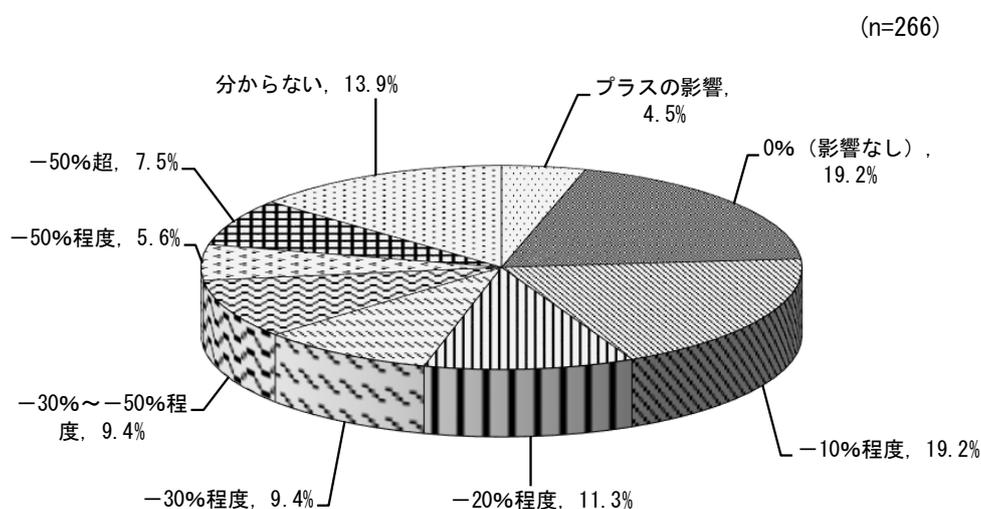
SA 問5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／売上高

合計	プラスの影響	0%（影響なし）	-10%程度	-20%程度	-30%程度
266	9	53	61	53	27
100.0%	3.4%	19.9%	22.9%	19.9%	10.2%
	-30%～-50%程度	-50%程度	-50%超	分からない	無回答
	20	3	5	35	0
	7.5%	1.1%	1.9%	13.2%	0.0%

3) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／営業利益（問5）

新型コロナウイルスの営業利益に対する影響は、「0%（影響なし）」と「-10%程度」の割合が高く、それぞれ19.2%となっている。次いで「分からない」が13.9%であった。全体的に、影響のばらつきは大きい。

図表2-6 新型コロナウイルスの今期経営への影響／営業利益



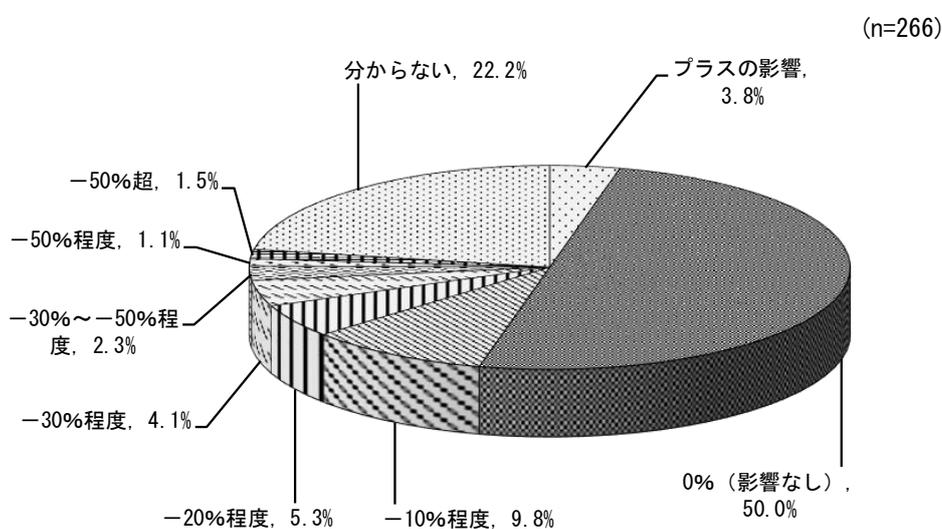
SA 問5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／営業利益

合計	プラスの影響	0%（影響なし）	-10%程度	-20%程度	-30%程度
266	12	51	51	30	25
100.0%	4.5%	19.2%	19.2%	11.3%	9.4%
	-30%~-50%程度	-50%程度	-50%超	分からない	無回答
	25	15	20	37	0
	9.4%	5.6%	7.5%	13.9%	0.0%

4) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費（問5）

新型コロナウイルスの研究開発費に対する影響は、「0%（影響なし）」の割合が最も高く50.0%、「分からない」が22.2%、「-10%程度」が9.8%の順となっている。全体的に、影響のばらつきは大きい。

図表2-7 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費



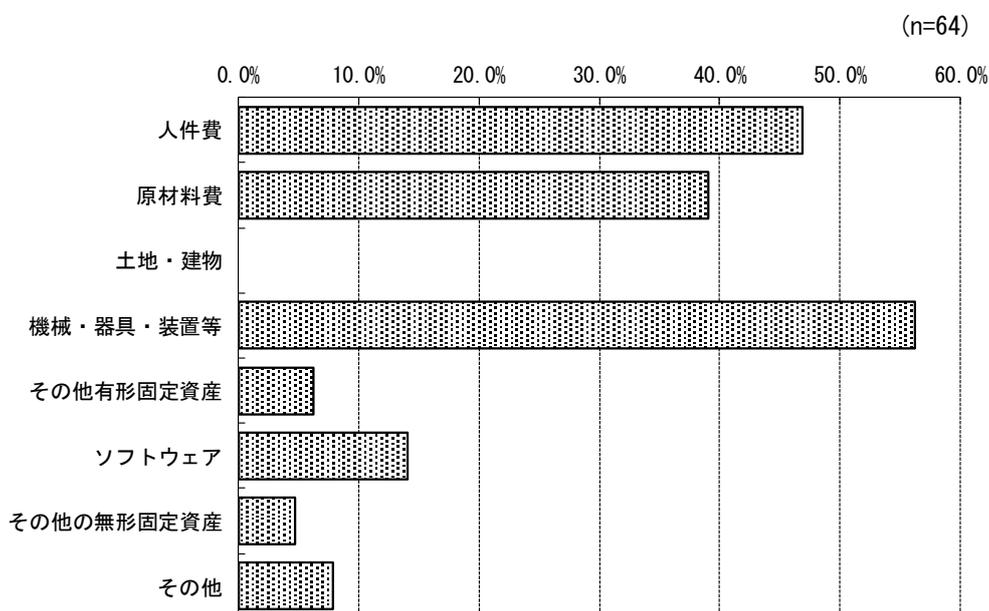
SA 問5 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費

合計	プラスの影響	0%（影響なし）	-10%程度	-20%程度	-30%程度
266	10	133	26	14	11
100.0%	3.8%	50.0%	9.8%	5.3%	4.1%
	-30%～-50%程度	-50%程度	-50%超	分からない	無回答
	6	3	4	59	0
	2.3%	1.1%	1.5%	22.2%	0.0%

**5) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する費目（複数回答）
（問5-1）**

前問で研究開発費に対してマイナスの影響があると回答した企業に、研究開発費のうち減少する費目を尋ねた。その結果、「機械・器具・装置等」の割合が最も高く56.3%であった。これに次いで「人件費」が46.9%、「原材料費」が39.1%となっている。

図表2-8 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する費目
（複数回答）



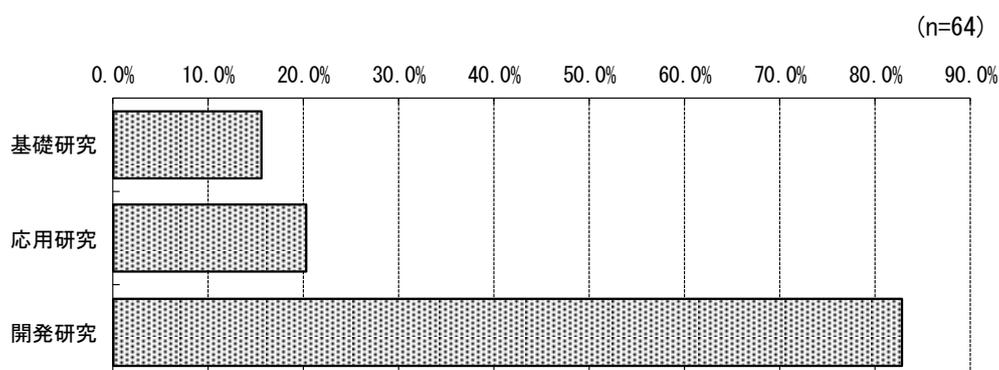
MA 問5-1 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する費目

合計	人件費	原材料費	土地・建物	機械・器具・装置等	その他有形固定資産	ソフトウェア	その他の無形固定資産	その他	無回答
64	30	25	0	36	4	9	3	5	0
100.0%	46.9%	39.1%	0.0%	56.3%	6.3%	14.1%	4.7%	7.8%	0.0%

**6) 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する研究（複数回答）
（問5-1）**

研究開発費に対してマイナスの影響があると回答した企業に、減少する研究の性格を尋ねると、「開発研究」の割合が最も高く 82.8%であった。「応用研究」という回答は 20.3%、「基礎研究」は 15.6%であった。

図表 2-9 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する研究
（複数回答）



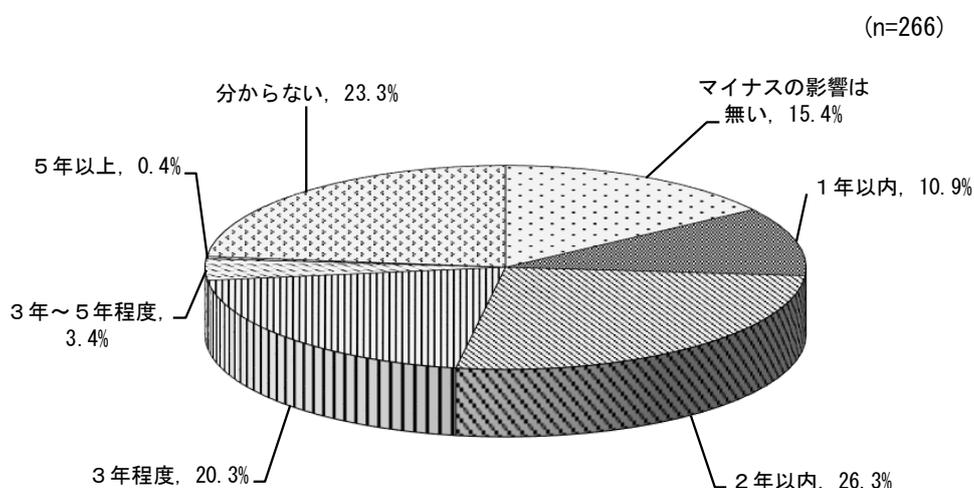
MA 問5-1 新型コロナウイルスの今期経営への影響／研究開発費のうち減少する研究

合計	基礎研究	応用研究	開発研究	無回答
64	10	13	53	0
100.0%	15.6%	20.3%	82.8%	0.0%

7) 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／売上高（問5-2）

「研究開発を行っている」と回答したすべての企業に対して、新型コロナウイルスの影響から売上高が回復するまでの期間を尋ねると、「2年以内」の割合が最も高く 26.3%であった。次いで、「分からない」が 23.3%、「3年以内」が 20.3%となっている。

図表 2-10 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／売上高



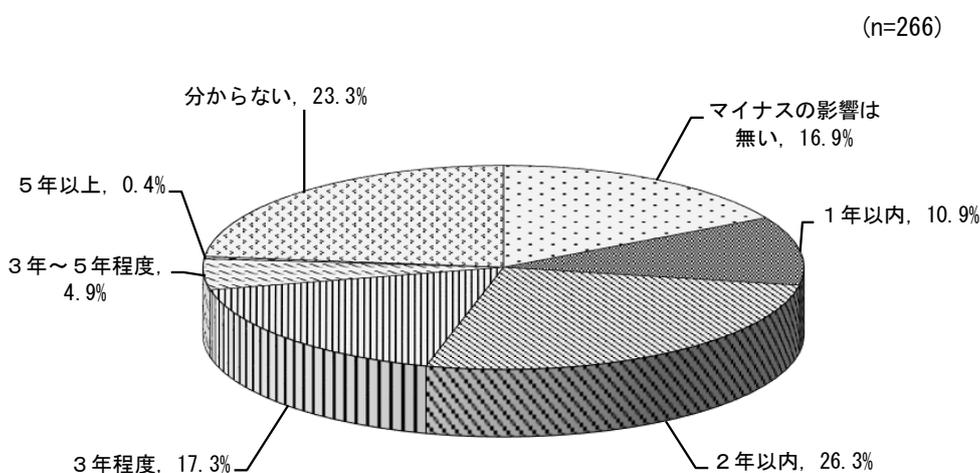
SA 問5-2 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／売上高

合計	マイナスの影響は無い	1年以内	2年以内	3年程度
266	41	29	70	54
100.0%	15.4%	10.9%	26.3%	20.3%
3年～5年程度	5年以上	分からない	無回答	
9	1	62	0	
3.4%	0.4%	23.3%	0.0%	

8) 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／営業利益（問5-2）

営業利益に関して新型コロナウイルスの影響から回復する期間は、「2年以内」の割合が最も高く26.3%となっている。次いで「分からない」が23.3%、「3年程度」が17.3%の順となっている。

図表2-11 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／営業利益



SA 問5-2 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／営業利益

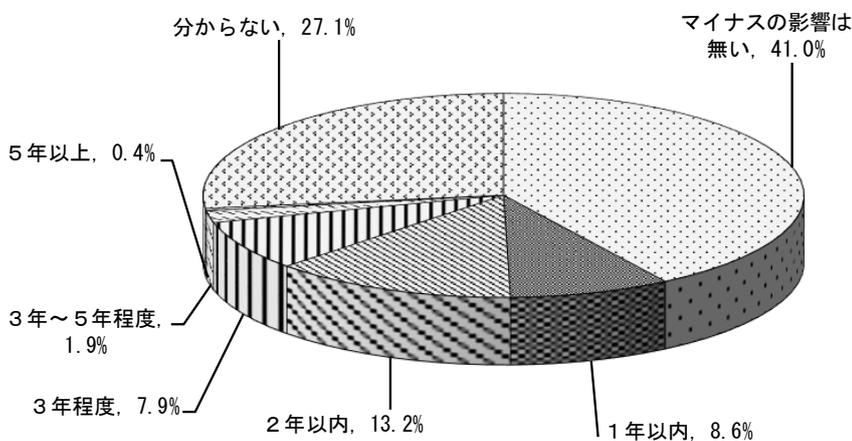
合計	マイナスの影響は無い	1年以内	2年以内	3年程度
266	45	29	70	46
100.0%	16.9%	10.9%	26.3%	17.3%
3年～5年程度	5年以上	分からない	無回答	
13	1	62	0	
4.9%	0.4%	23.3%	0.0%	

9) 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／研究開発費（問5-2）

研究開発費が新型コロナウイルスの影響から回復する期間については、「マイナスの影響は無い」の割合が最も高く41.0%で、次いで「分からない」が27.1%、「2年以内」が13.2%となっている。

図表2-12 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／研究開発費

(n=266)



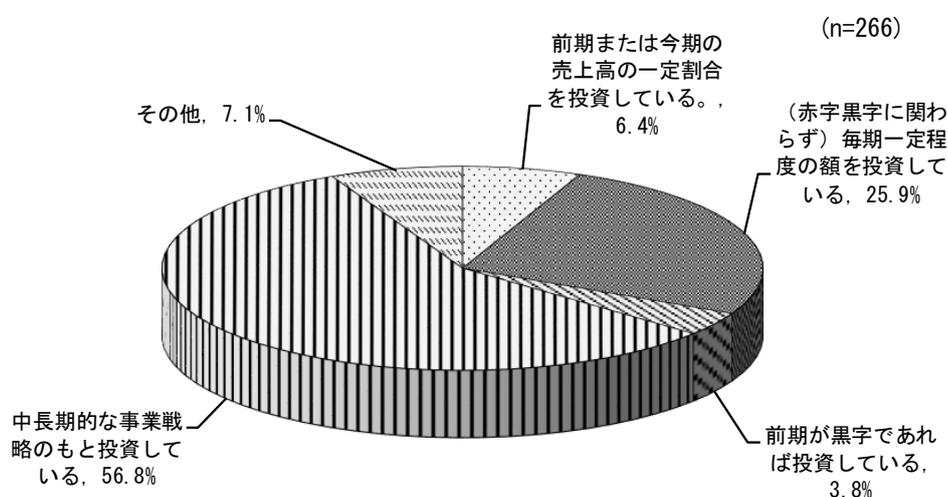
SA 問5-2 新型コロナウイルスの影響から回復するまでの期間／研究開発費

合計	マイナスの影響は無い	1年以内	2年以内	3年程度
266	109	23	35	21
100.0%	41.0%	8.6%	13.2%	7.9%
	3年～5年程度	5年以上	分からない	無回答
	5	1	72	0
	1.9%	0.4%	27.1%	0.0%

10) 研究開発投資額の決定方針（問6）

研究開発を実施している企業では、研究開発投資額の決定について、「中長期的な事業戦略のもと投資している」割合が最も高く 56.8%となっている。これに次いで「(赤字黒字に関わらず) 毎期一定程度の額を投資している」が 25.9%、「その他」が 7.1%の順になっている。

図表 2-13 研究開発投資額の決定方法



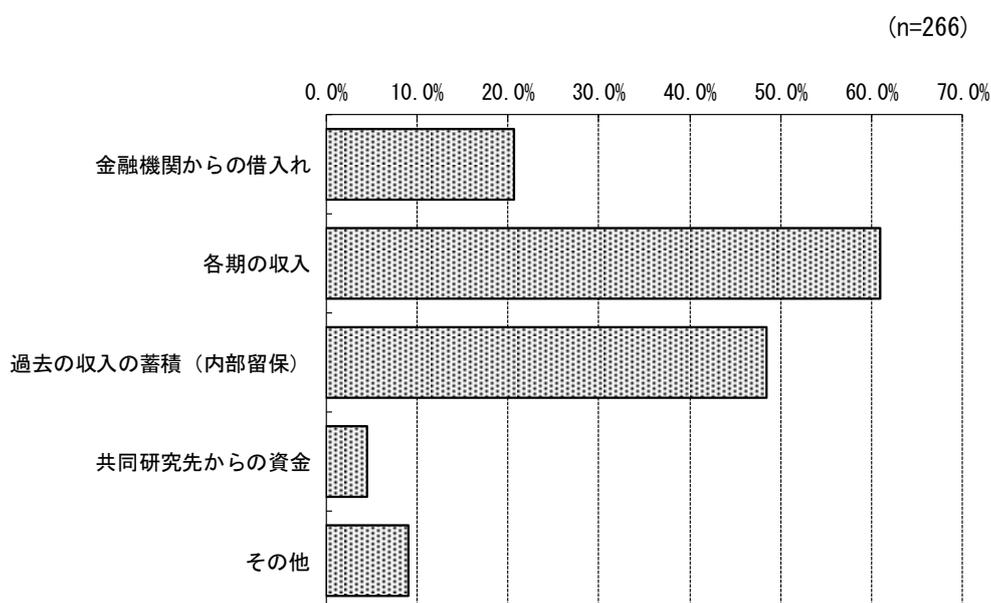
SA 問6 研究開発投資額の決定方法

合計	前期または今期の売上高の一定割合を投資している	(赤字黒字に関わらず) 毎期一定程度の額を投資している	前期が黒字であれば投資している	中長期的な事業戦略のもと投資している	その他	無回答
266	17	69	10	151	19	0
100.0%	6.4%	25.9%	3.8%	56.8%	7.1%	0.0%

1 1) 研究開発費の調達方法（複数回答）（問7）

研究開発を実施している企業による研究開発費の調達方法は、「各期の収入」からの割合が最も高く 60.9%となっている。次いで「過去の収入の蓄積（内部留保）」からが 48.5%、「金融機関からの借入れ」が 20.7%の順となっている。

図表 2-1 4 研究開発費の調達方法（複数回答）



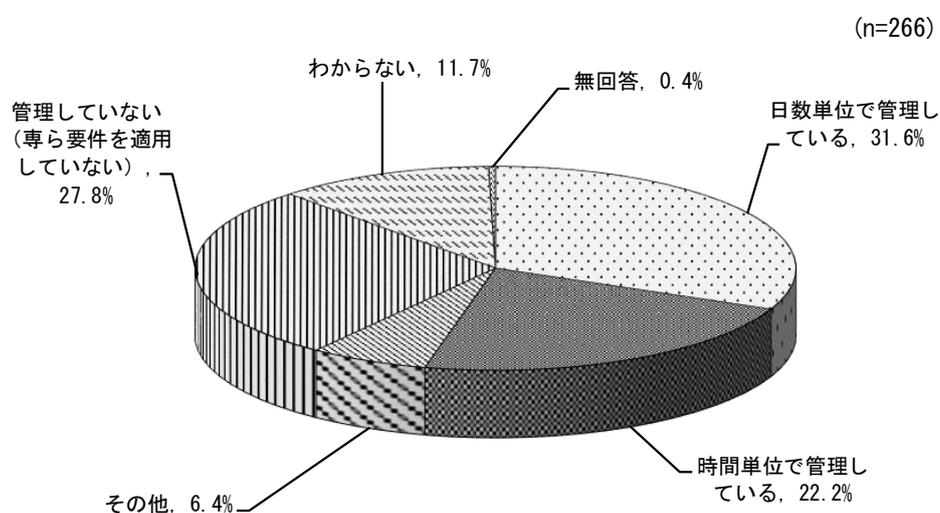
MA 問7 研究開発費の調達方法

合計	金融機関からの借入れ	各期の収入	過去の収入の蓄積（内部留保）	共同研究先からの資金	その他	無回答
266	55	162	129	12	24	0
100.0%	20.7%	60.9%	48.5%	4.5%	9.0%	0.0%

1 2) 試験研究に従事する者の従事期間の計算方法 (問9)

試験研究費の人件費を計上する際、従事期間の計算方法を尋ねたところ、「日数単位で管理している」の割合が最も高く 31.6%となっている。次いで「管理していない (専ら要件を適用していない)」が 27.8%、「時間単位で管理している」が 22.2%の順となっている。

図表 2-1 5 試験研究に従事する者の従事期間の計算方法



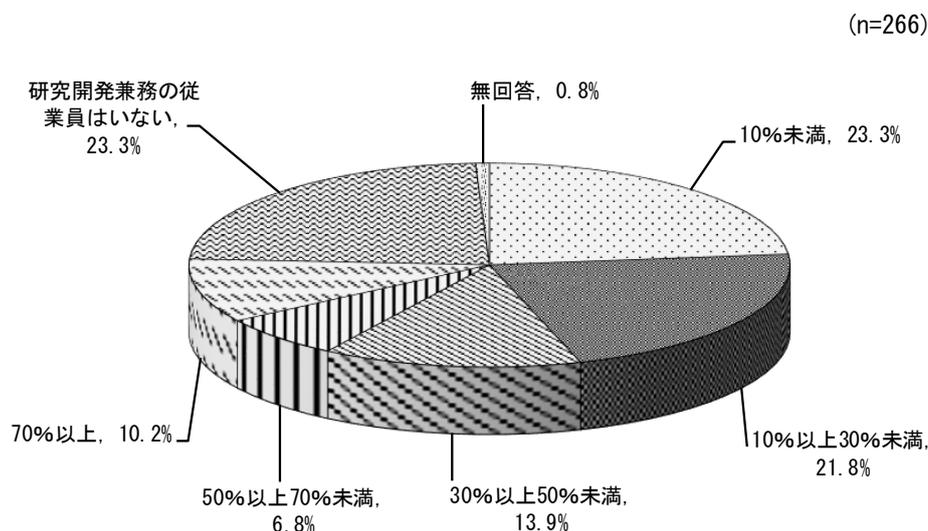
SA 問9 試験研究に従事する者の従事期間の計算方法

合計	日数単位で管理している	時間単位で管理している	その他	管理していない (専ら要件を適用していない)	わからない	無回答
266	84	59	17	74	31	1
100.0%	31.6%	22.2%	6.4%	27.8%	11.7%	0.4%

1 3) 兼務職員の全業務に占める研究開発業務の比率 (問 10)

研究開発業務を専従ではなく兼務している職員について、全業務に占める研究開発業務の平均的な割合を尋ねると、「10%未満」の割合が高く 23.3%となっている。次いで「10%以上 30%未満」が 21.8%、「30%以上 50%未満」が 13.9%であった。一方、「50%以上 70%未満」が 6.8%、「70%以上」が 10.2%を占めるなど、研究開発兼務職員が過半の業務を研究開発に充てている企業の割合も 2 割程度存在している。なお、「研究開発兼務の従業員はいない」は 23.3%である。

図表 2-1 6 兼務職員の全業務に占める研究開発業務の比率



SA 問10 研究開発兼務の職員における全業務に占める研究開発業務の割合

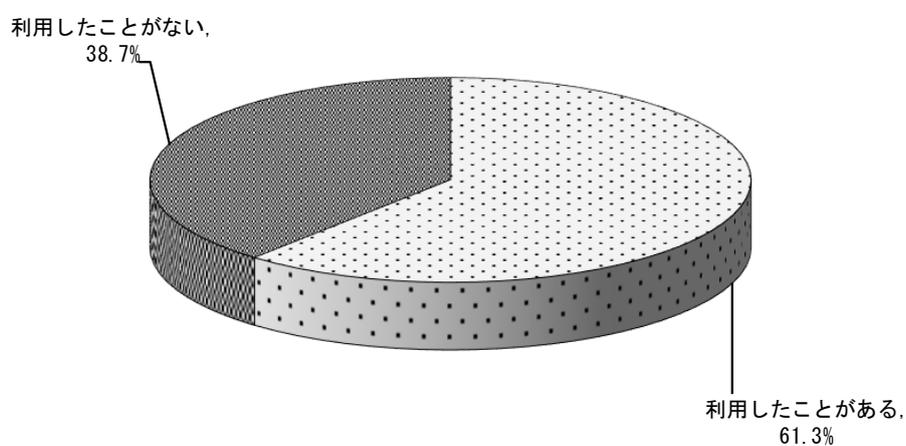
合計	10%未満	10%以上30%未満	30%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上	研究開発兼務の従業員はいない	無回答
266	62	58	37	18	27	62	2
100.0%	23.3%	21.8%	13.9%	6.8%	10.2%	23.3%	0.8%

14) 研究開発税制の利用の有無 (問12)

研究開発を実施している企業のうち、研究開発税制について「利用したことがある」企業は61.3%であり、「利用したことがない」企業は38.7%となっている。

図表 2-17 研究開発税制の利用の有無

(n=266)

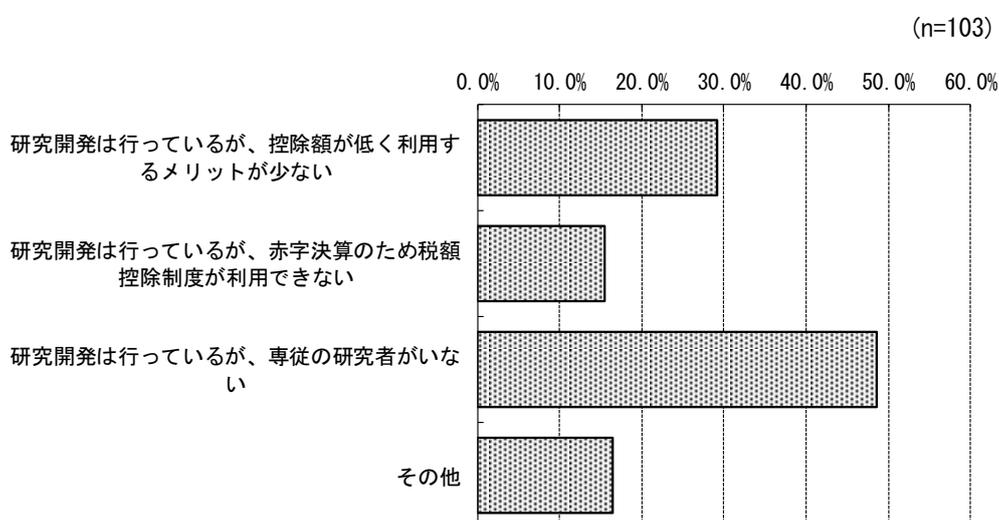


SA	問12 研究開発税制利用の有無		
合計	利用したことがある	利用したことがない	無回答
266	163	103	0
100.0%	61.3%	38.7%	0.0%

15) 研究開発税制を利用したことがない理由（複数回答）（問 12-1）

研究開発を実施しているものの、研究開発税制を利用したことがないと回答した企業にその理由を尋ねると、「研究開発は行っているが、専従の研究者がいない」の割合が最も高く 48.5%となっている。次いで「研究開発は行っているが、控除額が低く利用するメリットが少ない」が 29.1%、「その他」が 16.5%の順となっている。

図表 2-18 研究開発税制を利用したことがない理由（複数回答）

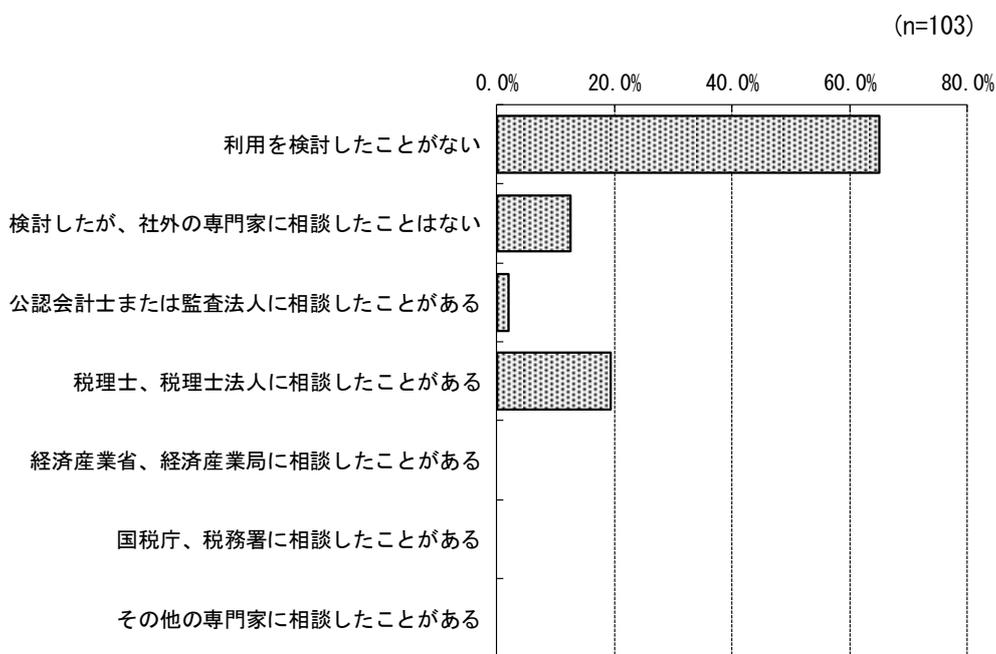


MA	問12-1 研究開発税制非利用理由				
合計	研究開発は行っているが、控除額が低く利用するメリットが少ない	研究開発は行っているが、赤字決算のため税額控除制度が利用できない	研究開発は行っているが、専従の研究者がいない	その他	無回答
103	30	16	50	17	0
100.0%	29.1%	15.5%	48.5%	16.5%	0.0%

16) 研究開発税制の利用の検討・相談（複数回答）（問 12-2）

研究開発を実施しているものの、研究開発税制を利用したことがないと回答した企業に対して、研究開発税制について利用の検討あるいは相談を行ったことがあるかどうかを尋ねたところ、「税理士または税理士法人に相談したことがある」が19.4%、「公認会計士または監査法人に相談したことがある」が1.9%であった。一方で「利用を検討したことはあるが、社外の専門家に相談したことはない」は12.6%、「利用を検討したことがない」は65.0%となっている。

図表 2-19 研究開発税制の利用の検討・相談（複数回答）



MA 問12-2 研究開発税制利用の検討と専門家への相談状況

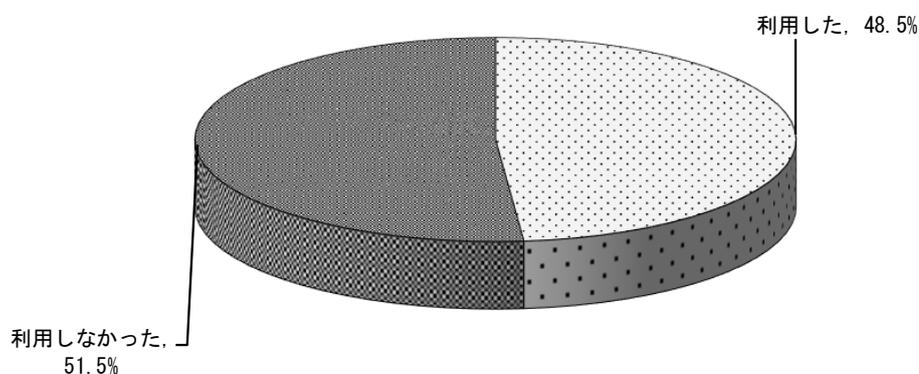
合計	利用を検討したことがない	検討したが、社外の専門家に相談したことはない	公認会計士または監査法人に相談したことがある	税理士、税理士法人に相談したことがある	経済産業省、経済産業局に相談したことがある	国税庁、税務署に相談したことがある	その他の専門家に相談したことがある	無回答
103	67	13	2	20	0	0	0	0
100.0%	65.0%	12.6%	1.9%	19.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

17) 平成 29 年度における研究開発税制利用の有無（問 13）

平成 29 年度に研究開発税制を「利用した」企業の割合は 48.5%であり、「利用しなかった」と回答した企業は 51.5%であった。

図表 2-20 平成 29 年度における研究開発税制利用の有無

(n=266)

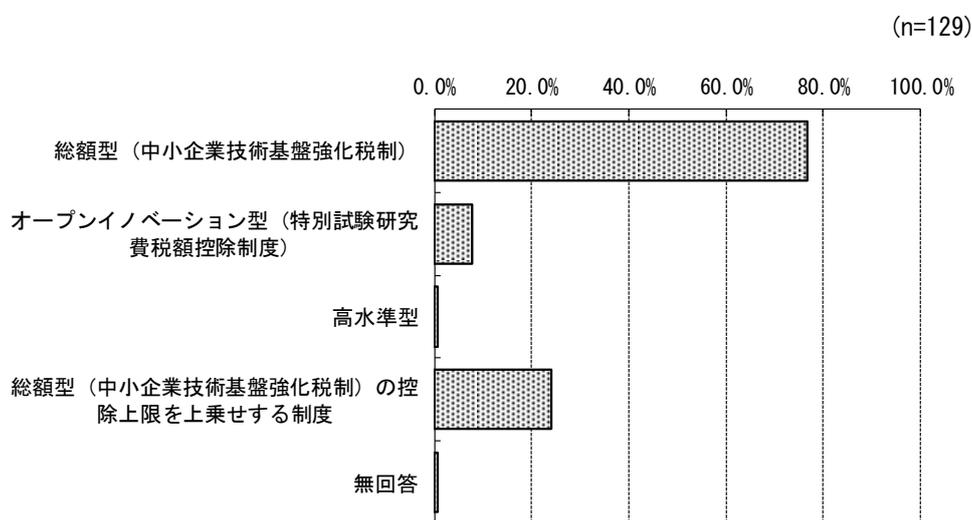


SA	問13 研究開発税制の利用有無／平成29年度		
合計	利用した	利用しなかつた	無回答
266	129	137	0
100.0%	48.5%	51.5%	0.0%

18) 平成 29 年度に利用した研究開発税制（複数回答）（問 13）

平成 29 年度に研究開発税制を利用した企業に対して、利用した研究開発税制を尋ねたところ、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）」の割合が最も高く 76.7%となっている。これに次いで、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度」が 24.0%、「オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）」が 7.8%、「高水準型」が 0.8%となっている。

図表 2-2 1 平成 29 年度に利用した研究開発税制（複数回答）

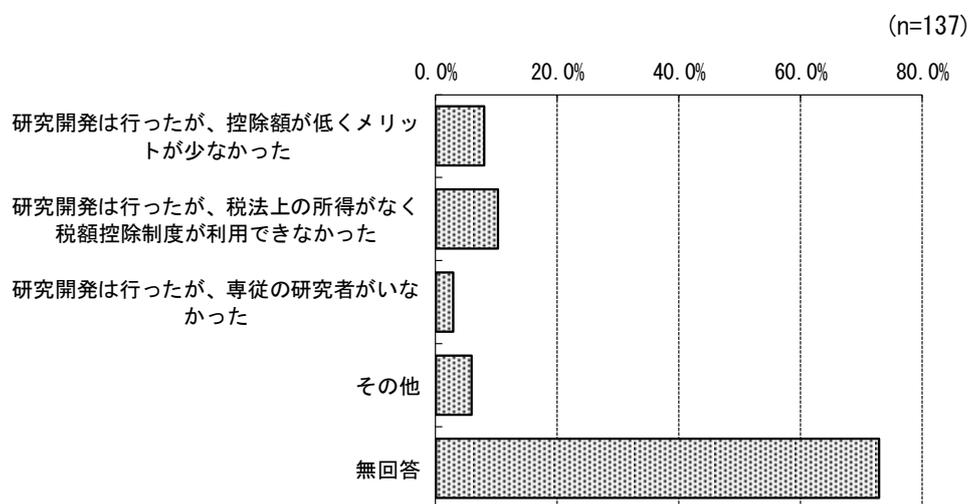


MA 問13 研究開発税制の利用した制度／平成29年度					
合計	総額型（中小企業技術基盤強化税制）	オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）	高水準型	総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度	無回答
129	99	10	1	31	1
100.0%	76.7%	7.8%	0.8%	24.0%	0.8%

19)平成 29 年度に研究開発税制を利用しなかった理由（複数回答）（問 13）

平成 29 年度に研究開発税制を利用しなかった企業に対して、利用しなかった理由を尋ねたところ、「研究開発は行ったが、税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった」の割合が最も高く 10.2%であった。次いで「研究開発は行ったが、控除額が低くメリットが少なかった」が 8.0%、「その他」が 5.8%の順であった。なお、「無回答」は 73.0%である。

図表 2-2 2 平成 29 年度に研究開発税制を利用しなかった理由（複数回答）



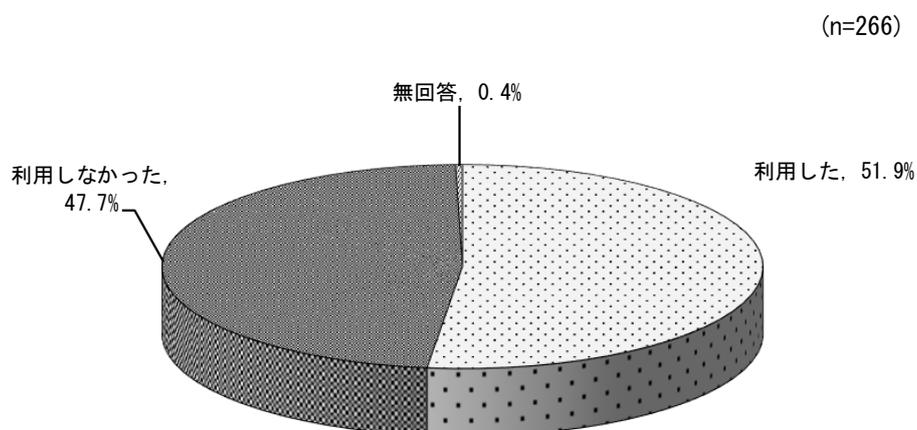
MA 問13 研究開発税制を利用しなかった理由／平成29年度

合計	研究開発は行ったが、控除額が低くメリットが少なかった	研究開発は行ったが、税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった	研究開発は行ったが、専従の研究者がいなかった	その他	無回答
137	11	14	4	8	100
100.0%	8.0%	10.2%	2.9%	5.8%	73.0%

20)平成30年度における研究開発税制の利用の有無(問13)

平成30年度に研究開発税制を「利用した」企業の割合は51.9%であった。一方で、「利用しなかった」企業は47.7%となっている。

図表2-23 平成30年度における研究開発税制の利用の有無



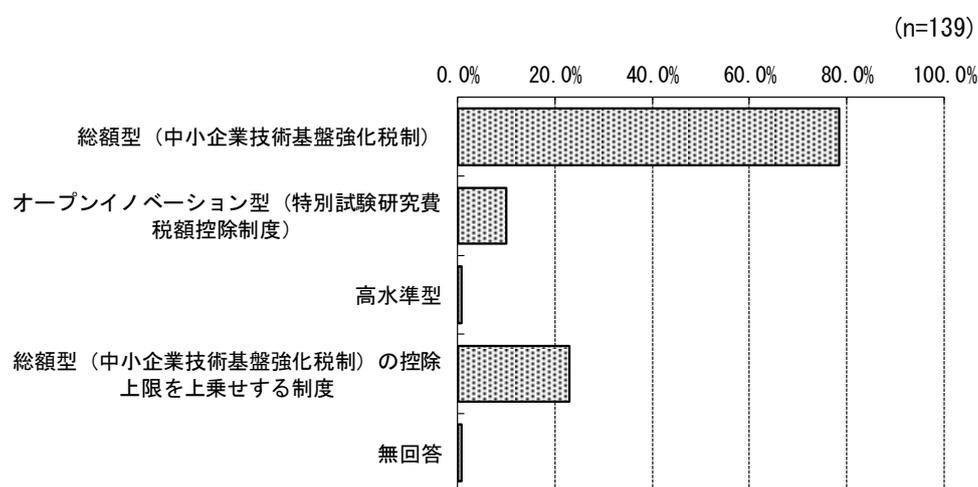
SA 問13 研究開発税制の利用有無/平成30年度

合計	利用した	利用しなかつた	無回答
266	138	127	1
100.0%	51.9%	47.7%	0.4%

21) 平成30年度に利用した研究開発税制（複数回答）（問13）

平成30年度に研究開発税制を利用した企業に対して、利用した研究開発税制を尋ねたところ、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）」の割合が最も高く78.4%となっている。これに次いで「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度」が23.0%、「オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）」が10.1%、「高水準型」が0.7%であった。

図表2-24 平成30年度に利用した研究開発税制（複数回答）



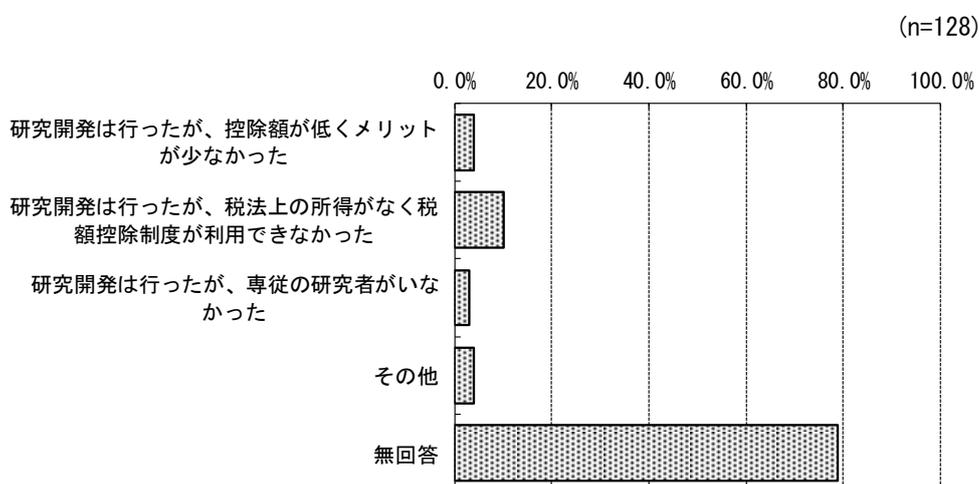
MA 問13 研究開発税制の利用した制度／平成30年度

合計	総額型（中小企業技術基盤強化税制）	オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）	高水準型	総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度	無回答
139	109	14	1	32	1
100.0%	78.4%	10.1%	0.7%	23.0%	0.7%

2 2) 平成 30 年度に研究開発税制を利用しなかった理由（複数回答）（問 13）

平成 30 年度に研究開発税制を利用しなかった企業に対して、利用しなかった理由を尋ねたところ、「研究開発は行ったが、税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった」の割合が最も高く 10.2%であった。これに次いで「研究開発は行ったが、控除額が低くメリットが少なかった」と「その他」の2つが 3.9%であった。なお、「無回答」は 78.9%である。

図表 2-2 5 平成 30 年度に研究開発税制を利用しなかった理由（複数回答）



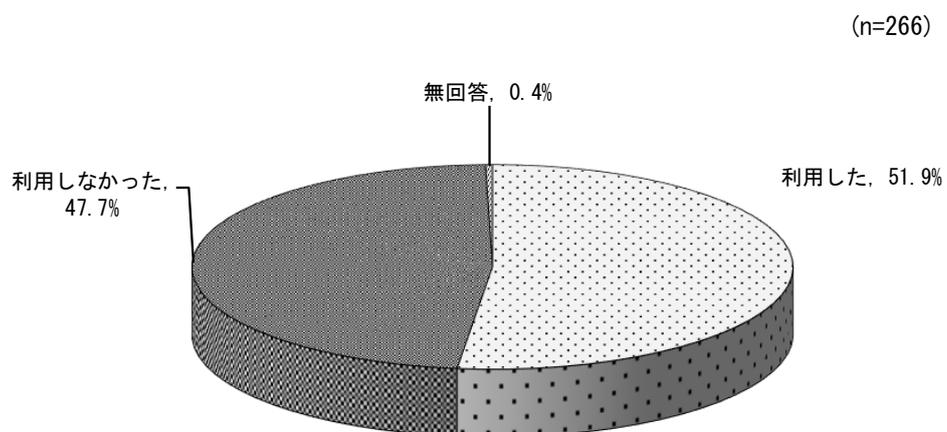
MA 問13 研究開発税制を利用しなかった理由／平成30年度

合計	研究開発は行ったが、控除額が低くメリットが少なかった	研究開発は行ったが、税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった	研究開発は行ったが、専従の研究者がいなかった	その他	無回答
128	5	13	4	5	101
100.0%	3.9%	10.2%	3.1%	3.9%	78.9%

23) 令和元年度(平成31年度)における研究開発税制利用の有無(問13)

令和元年度(平成31年度)に研究開発税制を「利用した」企業は51.9%であった。「利用しなかった」企業は47.7%となっている。

図表2-26 令和元年度(平成31年度)における研究開発税制利用の有無



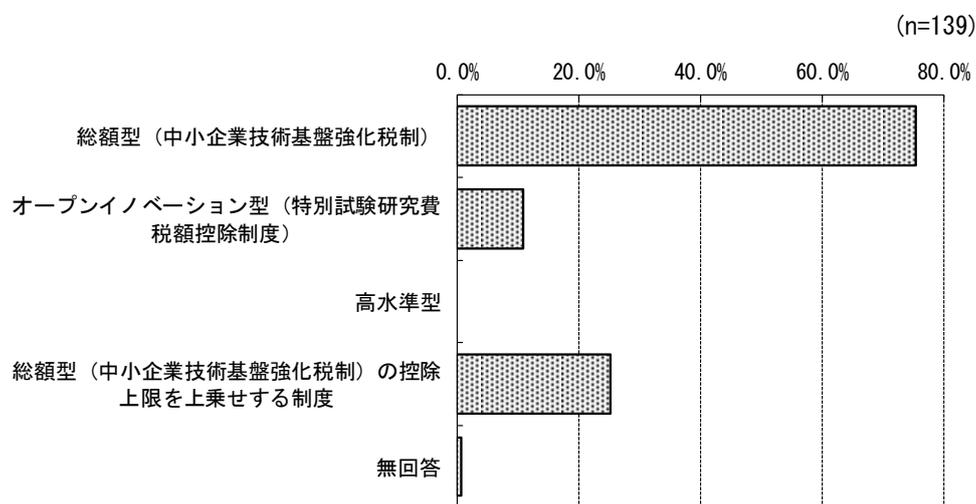
SA 問13 研究開発税制の利用有無/令和元年度(平成31年度)

合計	利用した	利用しなかった	無回答
266	138	127	1
100.0%	51.9%	47.7%	0.4%

24) 令和元年度(平成31年度)に利用した研究開発税制(複数回答)(問13)

令和元年度(平成31年度)に研究開発税制を利用した企業に対して、利用した研究開発税制を尋ねたところ、「総額型(中小企業技術基盤強化税制)」の割合が最も高く75.5%であった。これに次いで、「総額型(中小企業技術基盤強化税制)の控除上限を上乗せする制度」が25.2%、「オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)」が10.8%となっている。

図表2-27 令和元年度(平成31年度)に利用した研究開発税制(複数回答)

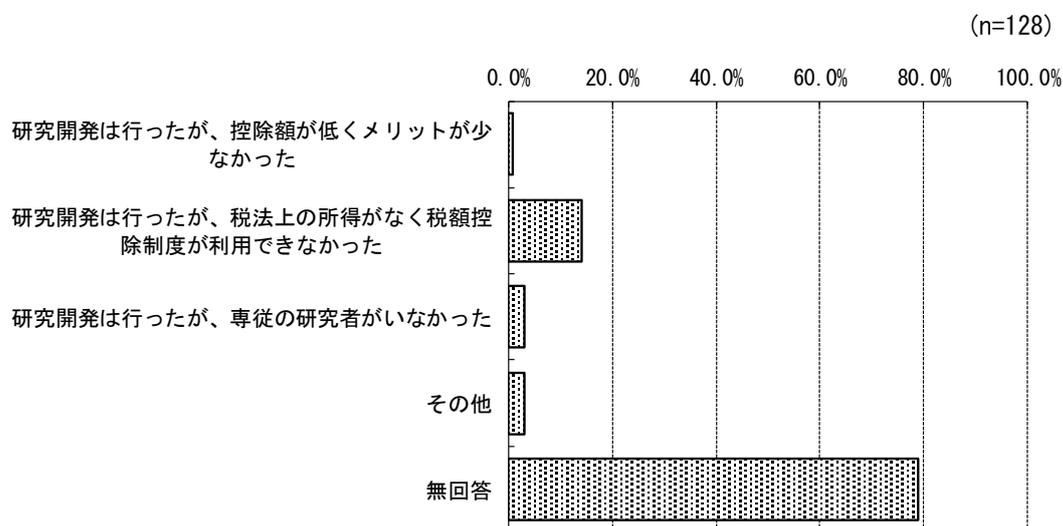


MA	問13 研究開発税制の利用した制度/令和元年度(平成31年度)				
合計	総額型(中小企業技術基盤強化税制)	オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)	高水準型	総額型(中小企業技術基盤強化税制)の控除上限を上乗せする制度	無回答
139	105	15	0	35	1
100.0%	75.5%	10.8%	0.0%	25.2%	0.7%

**25) 令和元年度（平成31年度）に研究開発税制を利用しなかった理由（複数回答）
（問13）**

令和元年度(平成31年度)に研究開発税制を利用しなかった企業に対して、利用しなかった理由を尋ねたところ、「研究開発は行ったが、税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった」の割合が最も高く14.1%であった。次いで「研究開発は行ったが、専従の研究者がいなかった」と「その他」の2つが3.1%となっている。なお、「無回答」は78.9%である。

**図表2-28 令和元年度(平成31年度)に研究開発税制を利用しなかった理由
(複数回答)**



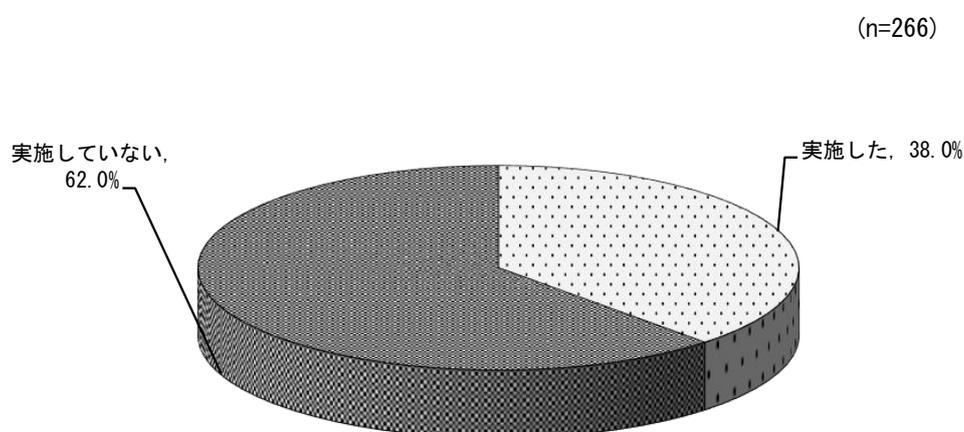
MA 問13 研究開発税制を利用しなかった理由／令和元年度(平成31年度)

合計	研究開発は行ったが、控除額が低くメリットが少なかった	研究開発は行ったが、税法上の所得がなく税額控除制度が利用できなかった	研究開発は行ったが、専従の研究者がいなかった	その他	無回答
128	1	18	4	4	101
100.0%	0.8%	14.1%	3.1%	3.1%	78.9%

26) 民間企業・大学・公的研究機関等との共同研究や委託研究の実施（問 14）

平成 29 年度から令和元年度（平成 31 年度）の間に、民間企業、大学、公的研究機関等との共同研究や委託研究を「実施した」企業は 38.0%、「実施していない」企業は 62.0% となっている。

図表 2-29 民間企業・大学・公的研究機関等との共同研究や委託研究の実施



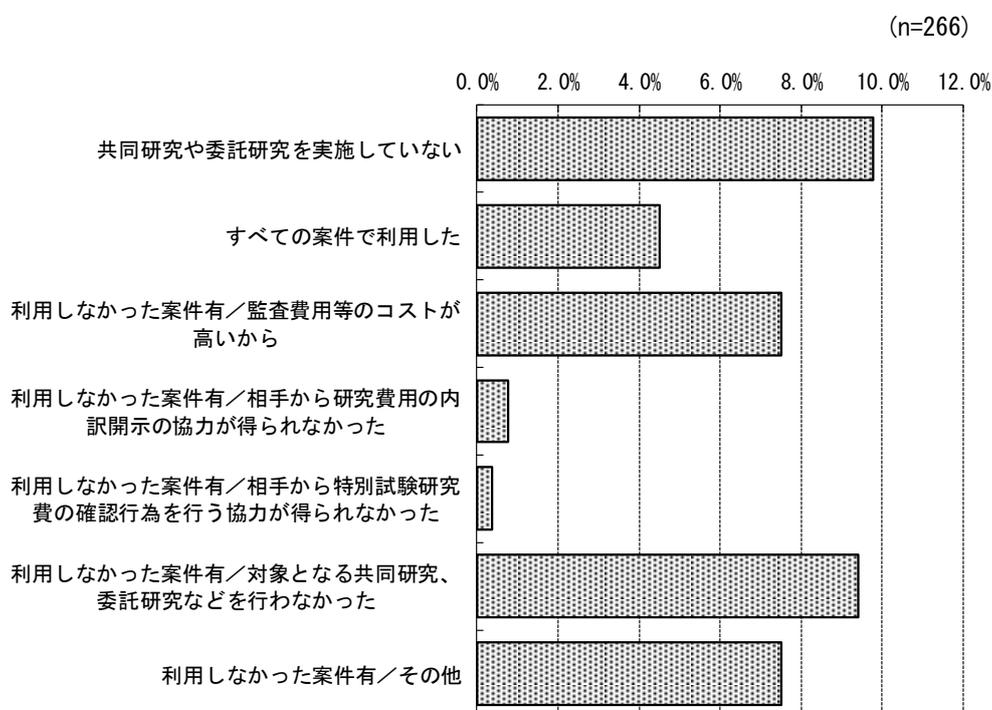
SA 問14 民間企業または大学・公的研究機関等との共同研究や委託研究実施の有無

合計	実施した	実施していない	無回答
266	101	165	0
100.0%	38.0%	62.0%	0.0%

27) オープンイノベーション型研究開発税制の利用の有無（複数回答）（問 16）

令和元年度(平成 31 年度)に共同研究や委託研究を実施した企業に対して、研究開発税制のオープンイノベーション型を利用したか、しなかった場合にはその理由を尋ねた。その結果、「すべての案件で利用した」という回答は 4.5%であった。オープンイノベーション型を利用しなかった案件については、その理由に「対象となる共同研究、委託研究などを行わなかった」が 9.4%、「監査費用等のコストが高いから」と「その他」がそれぞれ 7.5%となっている。

図表 2-30 オープンイノベーション型研究開発税制の利用の有無（複数回答）



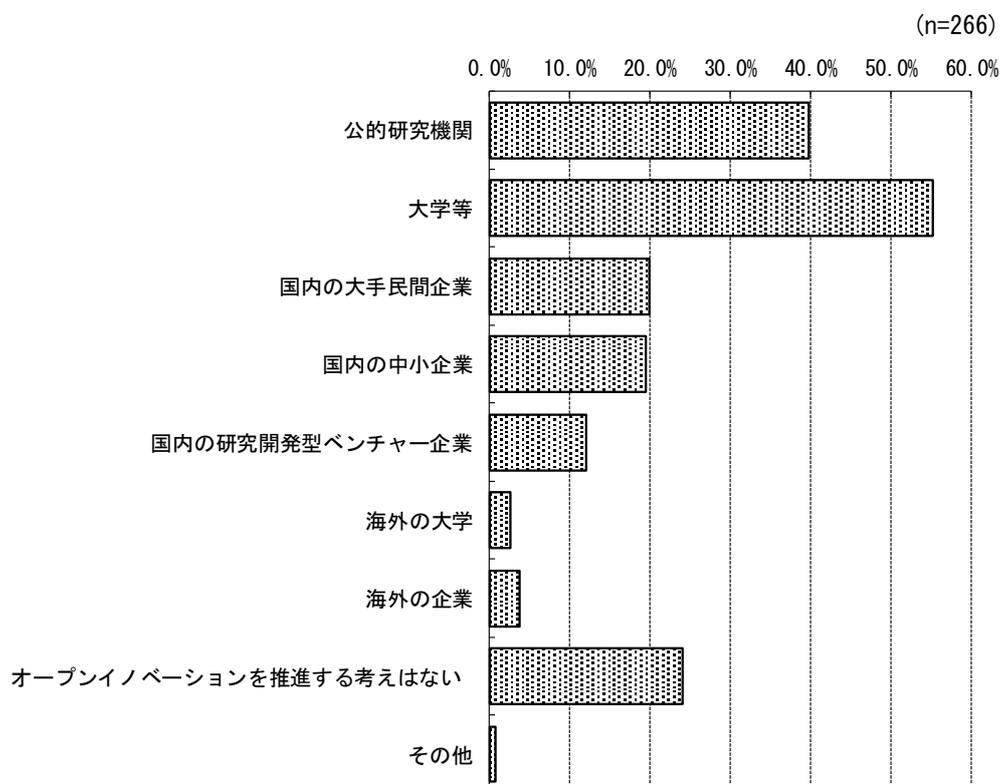
MA 問16 令和元年度(平成31年度)におけるオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の利用状況

合計	共同研究や委託研究を実施していない	すべての案件で利用した	利用しなかった案件有／監査費用等のコストが高いから	利用しなかった案件有／相手から研究費用の内訳開示の協力が得られなかった	利用しなかった案件有／相手から特別試験研究費の確認行為を行う協力が得られなかった	利用しなかった案件有／対象となる共同研究、委託研究などを行わなかった	利用しなかった案件有／その他	無回答
266	26	12	20	2	1	25	20	0
100.0%	9.8%	4.5%	7.5%	0.8%	0.4%	9.4%	7.5%	0.0%

28) オープンイノベーション型を推進するに際して重要となる機関(複数回答)(問17)

オープンイノベーション型を推進していくに当たり、重要になる機関を尋ねたところ、「大学等」の割合が最も高く55.3%となった。次いで「公的研究機関」が39.8%、「国内の大手民間企業」が19.9%、「国内の中小企業」が19.5%となっている。

図表2-31 オープンイノベーション型を推進するに際して重要となる機関
(複数回答)



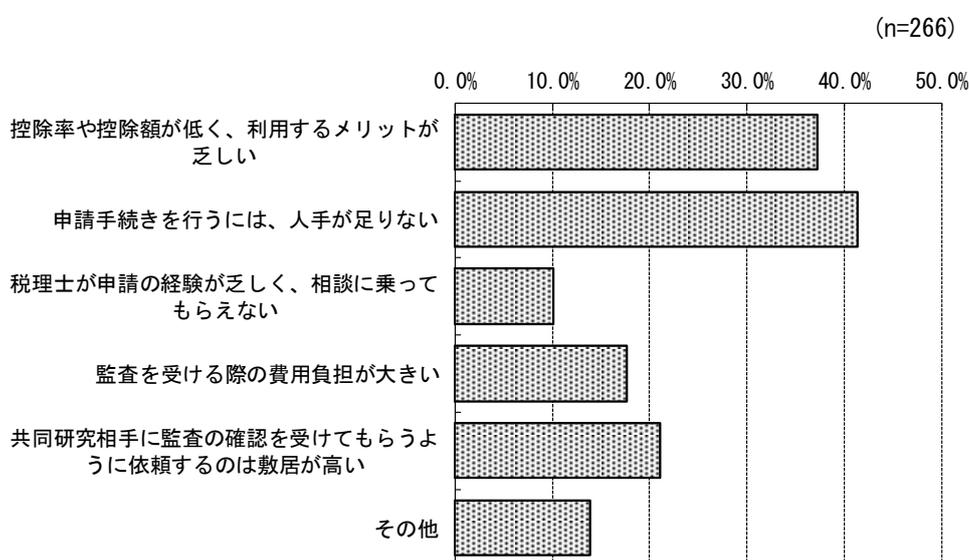
MA 問17 オープンイノベーションを推進するに際して重要となる機関

合計	公的研究機関	大学等	国内の大手民間企業	国内の中小企業	国内の研究開発型ベンチャー企業	海外の大学	海外の企業	オープンイノベーションを推進する考えはない	その他	無回答
266	106	147	53	52	32	7	10	64	2	0
100.0%	39.8%	55.3%	19.9%	19.5%	12.0%	2.6%	3.8%	24.1%	0.8%	0.0%

29) オープンイノベーション型を利用する際の課題（複数回答）（問 18）

オープンイノベーション型を利用する際の課題としては、「申請手続きを行うには、人手が足りない」の割合が最も高く 41.4%となっている。次いで「控除率や控除額が低く、利用するメリットが乏しい」が 37.2%、「共同研究相手に監査の確認を受けてもらうように依頼するのは敷居が高い」が 21.1%の順になっている。

図表 2-3 2 オープンイノベーション型を利用する際の課題（複数回答）



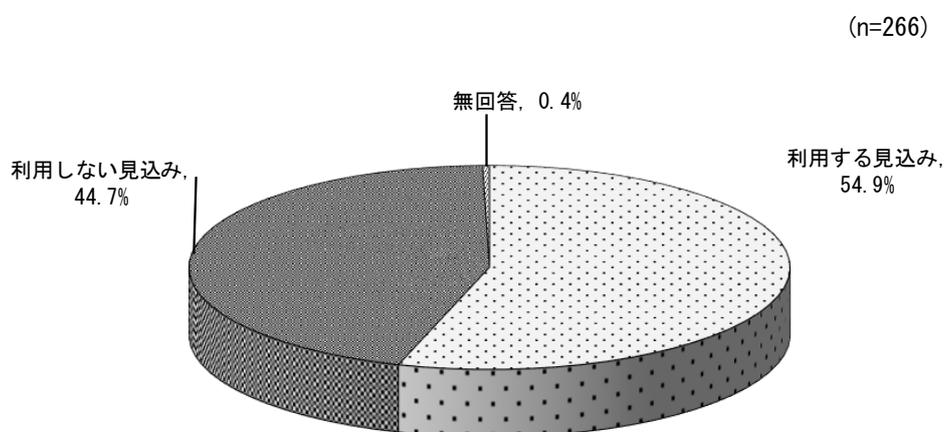
MA 問18 オープンイノベーション型を利用する際の課題

合計	控除率や控除額が低く、利用するメリットが乏しい	申請手続きを行うには、人手が足りない	税理士が申請の経験が乏しく、相談に乗ってもらえない	監査を受ける際の費用負担が大きい	共同研究相手に監査の確認を受けてもらうように依頼するのは敷居が高い	その他	無回答
266	99	110	27	47	56	37	0
100.0%	37.2%	41.4%	10.2%	17.7%	21.1%	13.9%	0.0%

30) 令和2年度における研究開発税制の利用見込み（問19）

研究開発を行っている企業に対して、令和2年度における研究開発税制の利用見込みを尋ねたところ、「利用する見込み」と回答した企業は54.9%であり、「利用しない見込み」は44.7%であった。

図表2-33 令和2年度における研究開発税制の利用見込み



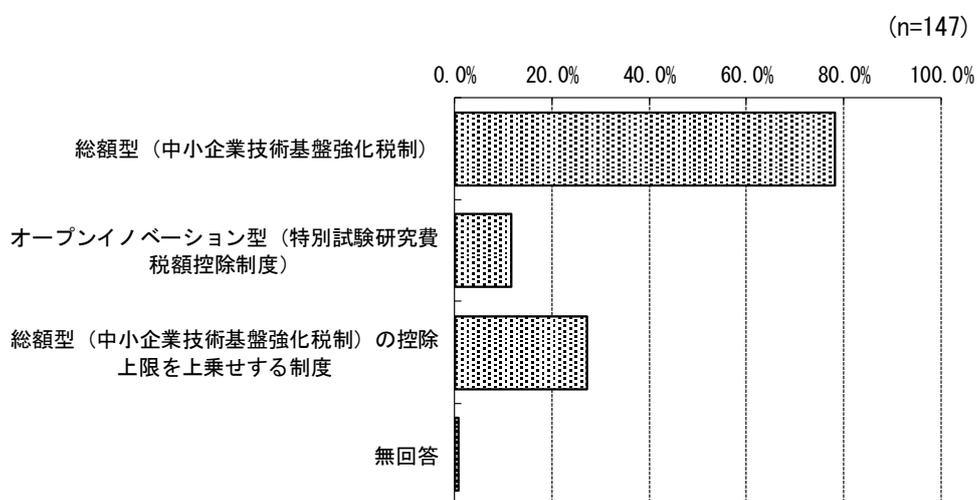
SA 問19 令和2年度の研究開発税制利用する見込み

合計	利用する見込み	利用しない見込み	無回答
266	146	119	1
100.0%	54.9%	44.7%	0.4%

3 1) 令和2年度に利用見込みの研究開発税制（複数回答）（問 19）

令和2年度に研究開発税制を「利用する見込み」と回答した企業に対して、利用する予定の研究開発税制を尋ねたところ、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）」の割合が最も高く78.2%であった。次いで「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度」が27.2%、「オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）」が11.6%の順となっている。

図表 2-3 4 令和2年度に利用見込みの研究開発税制（複数回答）



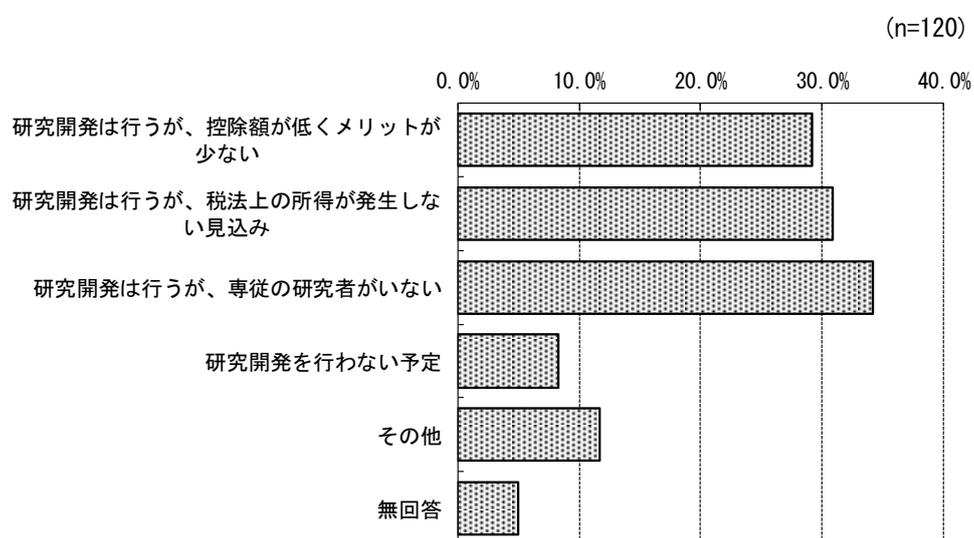
MA 問19 令和2年度の研究開発税制利用する見込み／制度

合計	総額型（中小企業技術基盤強化税制）	オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）	総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度	無回答
147	115	17	40	1
100.0%	78.2%	11.6%	27.2%	0.7%

3 2) 令和2年度に研究開発税制を利用しないと思う理由（複数回答）（問 19）

令和2年度に研究開発税制を「利用しない見込み」と回答した企業に対して、その理由を尋ねたところ、「研究開発は行うが、専従の研究者がいない」の割合が最も高く34.2%となっている。次いで「研究開発は行うが、税法上の所得が発生しない見込み」が30.8%、「研究開発は行うが、控除額が低くメリットが少ない」が29.2%の順となっている。

図表 2-3 5 令和2年度に研究開発税制を利用しないと思う理由（複数回答）



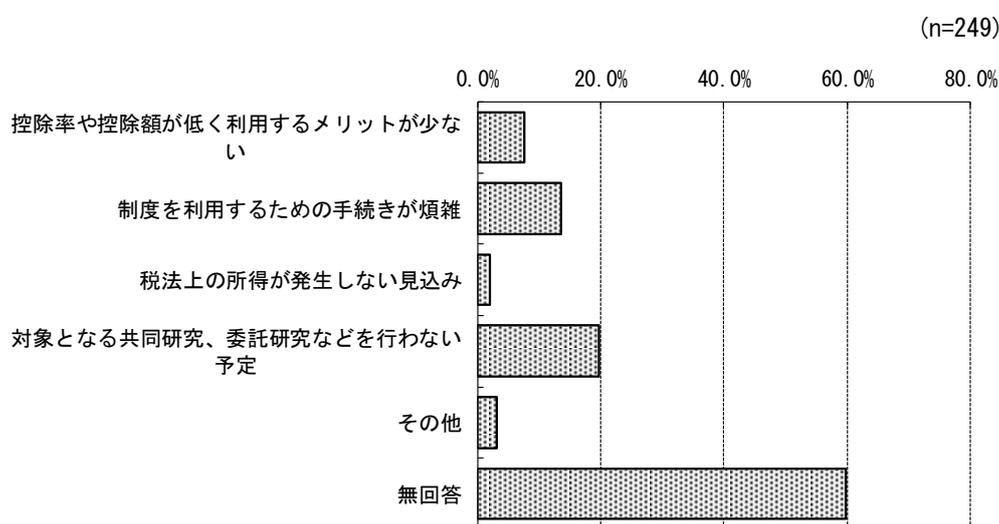
MA 問19 令和2年度に研究開発税制を利用しない見込みの理由

合計	研究開発は行うが、控除額が低くメリットが少ない	研究開発は行うが、税法上の所得が発生しない見込み	研究開発は行うが、専従の研究者がいない	研究開発を行わない予定	その他	無回答
120	35	37	41	10	14	6
100.0%	29.2%	30.8%	34.2%	8.3%	11.7%	5.0%

**33) 令和2年度にオープンイノベーション型を利用しないと思う理由（複数回答）
（問19）**

令和2年度にオープンイノベーション型を利用しないと思う理由については、「対象となる共同研究、委託研究などを行わない予定」の割合が最も高く19.7%となっている。次いで「制度を利用するための手続きが煩雑」が13.7%、「控除率や控除額が低く利用するメリットが少ない」が7.6%の順となっている。なお、「無回答」が59.8%であった。

図表2-36 令和2年度にオープンイノベーション型を利用しないと思う理由
（複数回答）



MA 問19 令和2年度にオープンイノベーション型を利用しない見込みの理由

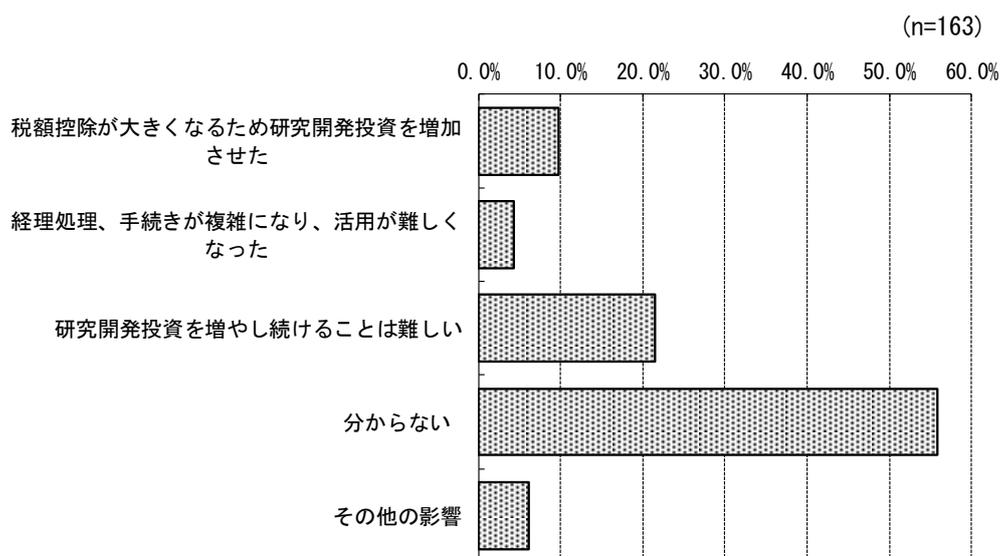
合計	控除率や控除額が低く利用するメリットが少ない	制度を利用するための手続きが煩雑	税法上の所得が発生しない見込み	対象となる共同研究、委託研究などを行わない予定	その他	無回答
249	19	34	5	49	8	149
100.0%	7.6%	13.7%	2.0%	19.7%	3.2%	59.8%

(3) 研究開発税制の影響・効果

1) 総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率を増加する仕組みの企業行動への影響（複数回答）（問 21）

平成 29 年度の税制改正で、研究開発費の増加率に応じて総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率を増やす仕組みが導入されたが、これによる企業行動への影響を尋ねた。その結果、「分からない」の割合が最も高く 55.8%となっている。次いで「研究開発投資を増やし続けることは難しい」が 21.5%、「税額控除が大きくなるため研究開発投資を増加させた」が 9.8%となっている。

図表 2-3 7 総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率を増加する仕組みの企業行動への影響（複数回答）



MA 問21 総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率を増加させる仕組みに変更したことの影響

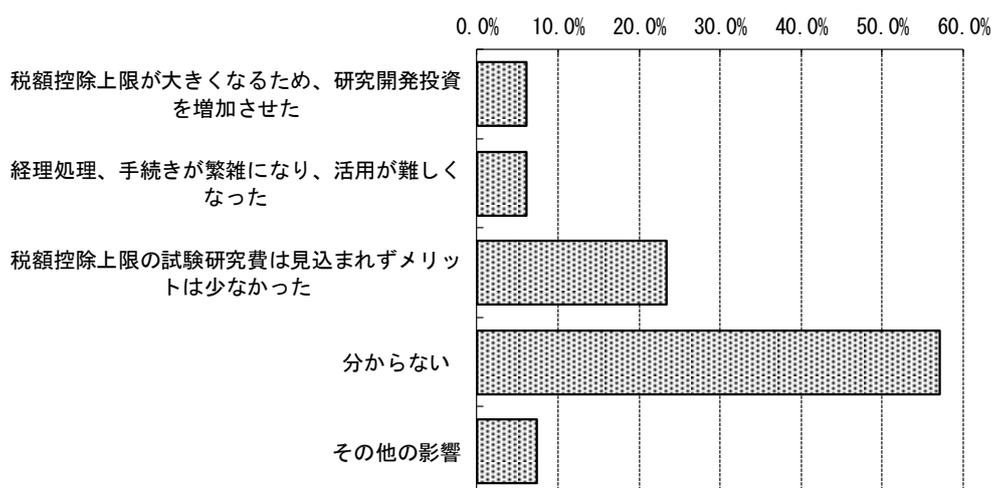
合計	税額控除が大きくなるため研究開発投資を増加させた	経理処理、手続きが複雑になり、活用が難しくなった	研究開発投資を増やし続けることは難しい	分からない	その他の影響	無回答
163	16	7	35	91	10	0
100.0%	9.8%	4.3%	21.5%	55.8%	6.1%	0.0%

2) 総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度の企業行動への影響（複数回答）（問 22）

平成 29 年度税制改正では、総額型（中小企業技術基盤強化税制）の増減試験研究費割合が 5% を超えると、控除上限を 10% 上乗せする制度も創設された。この制度による企業行動への影響について尋ねたところ、「分からない」という回答が最も多い 57.1% であった。「税額控除上限の試験研究費は見込まれずメリットは少なかった」は 23.3%、「その他の影響」は 7.4% の順となっている。一方、「税額控除額が大きくなるため、研究開発投資を増加させた」という回答は、「経理処理、手続きが煩雑になり、活用が難しくなった」と同率の 6.1% であった。

図表 2-3 8 総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を上乗せする制度の企業行動への影響（複数回答）

(n=163)



MA 問22 総額型（中小企業技術基盤強化税制）の増減試験研究費割合が5%超の場合に控除上限を10%上乗せする仕組み創設の影響

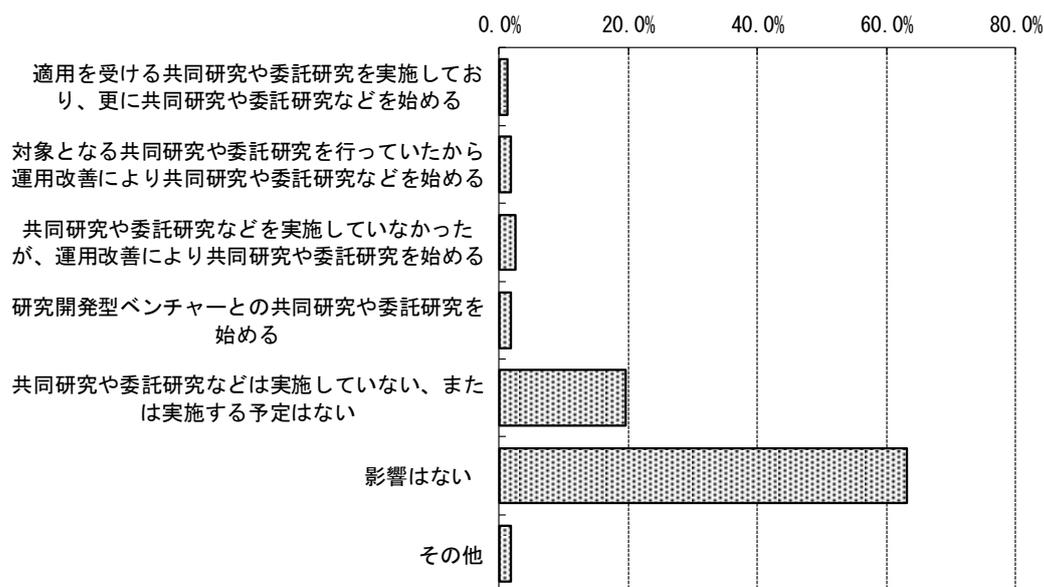
合計	税額控除上限が大きくなるため、研究開発投資を増加させた	経理処理、手続きが煩雑になり、活用が難しくなった	税額控除上限の試験研究費は見込まれずメリットは少なかった	分からない	その他の影響	無回答
163	10	10	38	93	12	0
100.0%	6.1%	6.1%	23.3%	57.1%	7.4%	0.0%

3) オープンイノベーション型の見直しの共同・委託研究への影響（複数回答）（問 23）

オープンイノベーション型については、平成 29 年度税制改正において、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件の見直しを行っている。さらに平成 31 年度税制改正で、研究開発型ベンチャーとの共同研究や委託研究については、控除率が 20%から 25%へと引き上げられた。これら税制改正による共同研究や委託研究への影響については、「共同研究や委託研究などを実施していなかったが、運用改善により共同研究や委託研究を始める」という回答が 2.5%であった。「共同研究や委託研究などは実施していない、または実施する予定はない」という回答は 19.6%、「影響はない」は 63.2%となっている。

図表 2-39 オープンイノベーション型の見直しの共同・委託研究への影響
（複数回答）

(n=163)



MA 問23 オープンイノベーション型における研究開発型ベンチャーに対する控除率が20%から25%へと引き上げられたことの影響

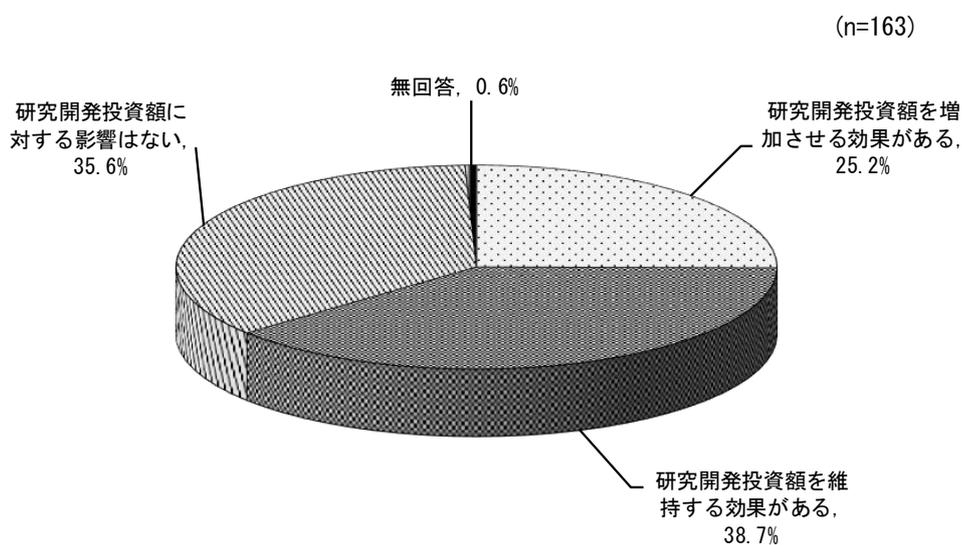
合計	適用を受ける共同研究や委託研究を実施しており、更に共同研究や委託研究などを始める	対象となる共同研究や委託研究を行っていたから運用改善により共同研究や委託研究などを始める	共同研究や委託研究などを実施していなかったが、運用改善により共同研究や委託研究を始める	研究開発型ベンチャーとの共同研究や委託研究を始める	共同研究や委託研究などは実施していない、または実施する予定はない	影響はない	その他	無回答
163	2	3	4	3	32	103	3	0
100.0%	1.2%	1.8%	2.5%	1.8%	19.6%	63.2%	1.8%	0.0%

4) 研究開発税制による研究開発投資額に与える影響（問 24）

研究開発税制を利用したことがある企業に対して、研究開発税制による研究開発投資額への影響を尋ねると、「研究開発投資額を維持する効果がある」の割合が最も高く38.7%となっている。次いで「研究開発投資額に対する影響はない」が35.6%、「研究開発投資額を増加させる効果がある」が25.2%の順になっている。

全体として、研究開発税制は、6割以上の企業にとって研究開発投資にプラスの効果があるという回答となっている。

図表 2-4 0 研究開発税制による研究開発投資額に与える影響



SA 問24 研究開発税制が貴社の研究開発投資額に与える影響

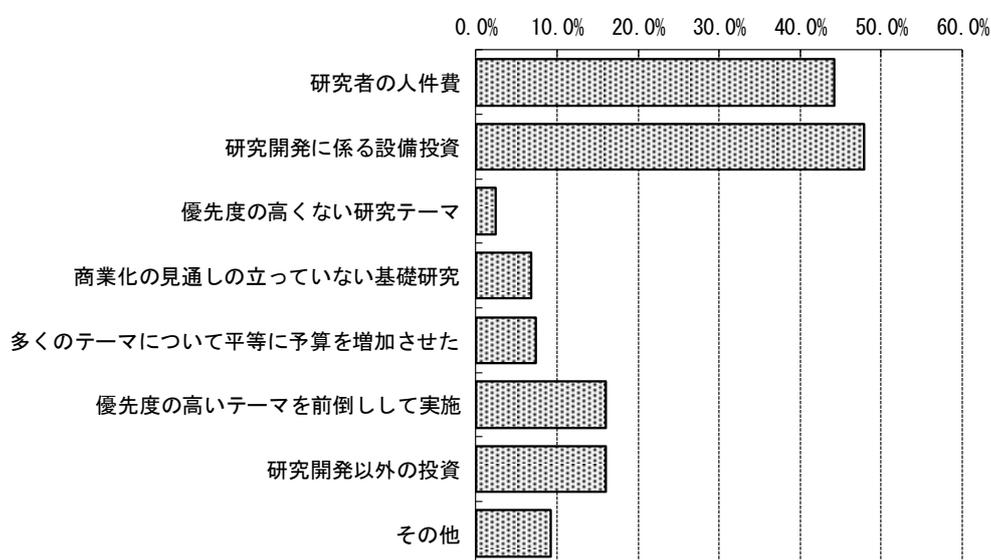
合計	研究開発投資額を増加させる効果がある	研究開発投資額を維持する効果がある	研究開発投資額に対する影響はない	無回答
163	41	63	58	1
100.0%	25.2%	38.7%	35.6%	0.6%

5) 税額控除によって増加する資金の用途（複数回答）（問 25）

研究開発税制を利用したことのある企業に税額控除によって増加する資金の用途を尋ねたところ、「研究開発に係る設備投資」の割合が最も高く 47.9%であった。次いで「研究者の人件費」が 44.2%、「優先度の高いテーマを前倒して実施」と「研究開発以外の投資」がそれぞれ 16.0%となっている。

図表 2-4 1 税額控除によって増加する資金の用途（複数回答）

(n=163)



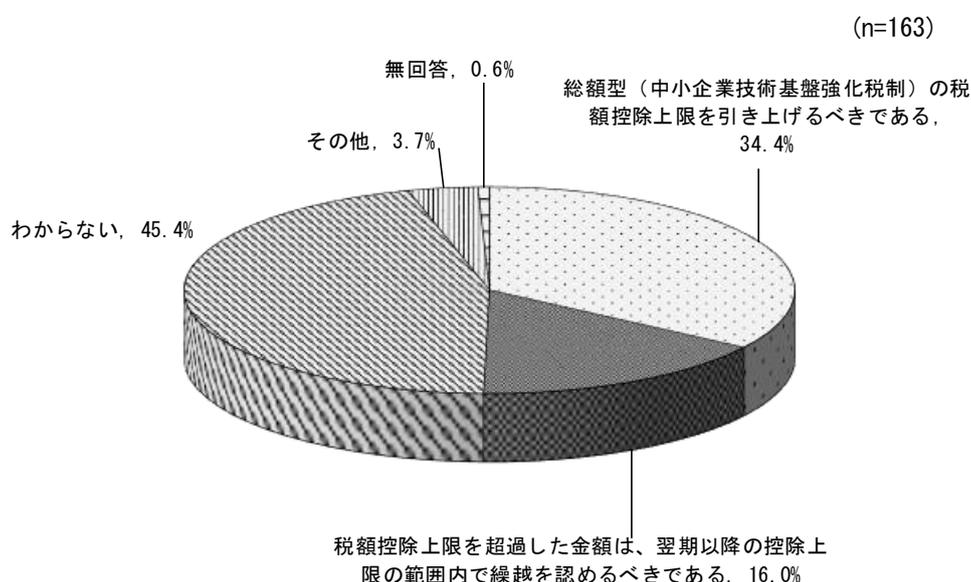
MA 問25 研究開発税制の税額控除によって増加する資金の用途

合計	研究者の人件費	研究開発に係る設備投資	優先度の高くない研究テーマ	商業化の見通しの立っていない基礎研究	多くのテーマについて平等に予算を増加させた
163	72	78	4	11	12
100.0%	44.2%	47.9%	2.5%	6.7%	7.4%
	優先度の高いテーマを前倒して実施	研究開発以外の投資	その他	無回答	
	26	26	15	0	
	16.0%	16.0%	9.2%	0.0%	

6) 新型コロナウイルス禍で研究開発投資を維持するために必要な措置（問 26）

新型コロナウイルス禍で研究開発投資を維持するために必要な措置については、「わからない」の割合が最も高く 45.4%であった。これに次いで「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の税額控除上限を引き上げるべきである」が 34.4%、「税額控除上限を超過した金額は、翌期以降の控除上限の範囲内で繰越を認めるべきである」が 16.0%となっている。

図表 2-4 2 新型コロナウイルス禍で研究開発投資を維持するために必要な措置



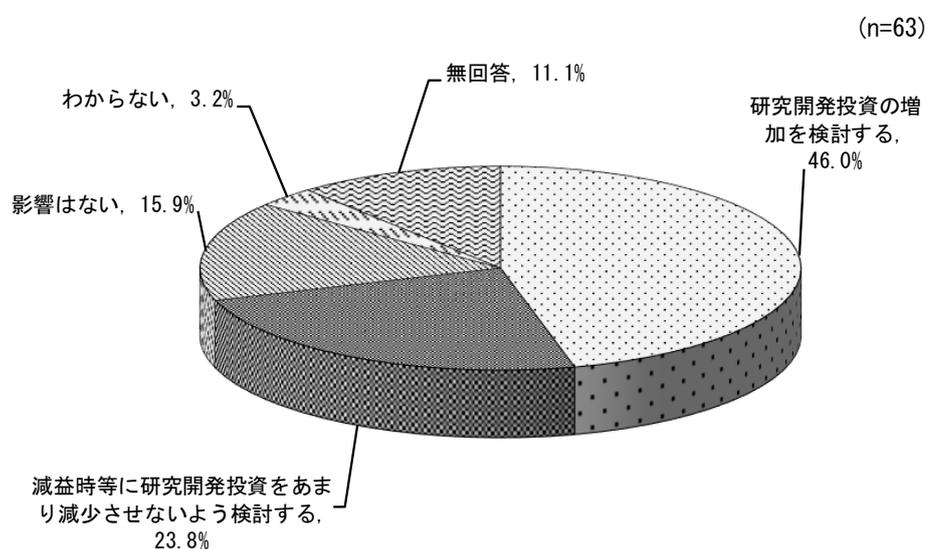
SA 問26 新型コロナウイルス禍で研究開発投資を維持するために必要な措置

合計	総額型（中小企業技術基盤強化税制）の税額控除上限を引き上げるべきである	税額控除上限を超過した金額は、翌期以降の控除上限の範囲内で繰越を認めるべきである	わからない	その他	無回答
163	56	26	74	6	1
100.0%	34.4%	16.0%	45.4%	3.7%	0.6%

7) 税額控除上限の引き上げが研究開発投資活動に与える影響（問 27）

問 26 で「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の税額控除上限を引き上げるべきである」と回答した企業に対して、これが実現した場合の研究開発投資への影響を尋ねた。「研究開発投資の増加を検討する」と回答した企業の割合が最も高く 46.0%となっている。次いで「減益時等に研究開発投資をあまり減少させないよう検討する」が 23.8%、「影響はない」が 15.9%となっている。

図表 2-4 3 税額控除上限の引き上げが研究開発投資活動に与える影響



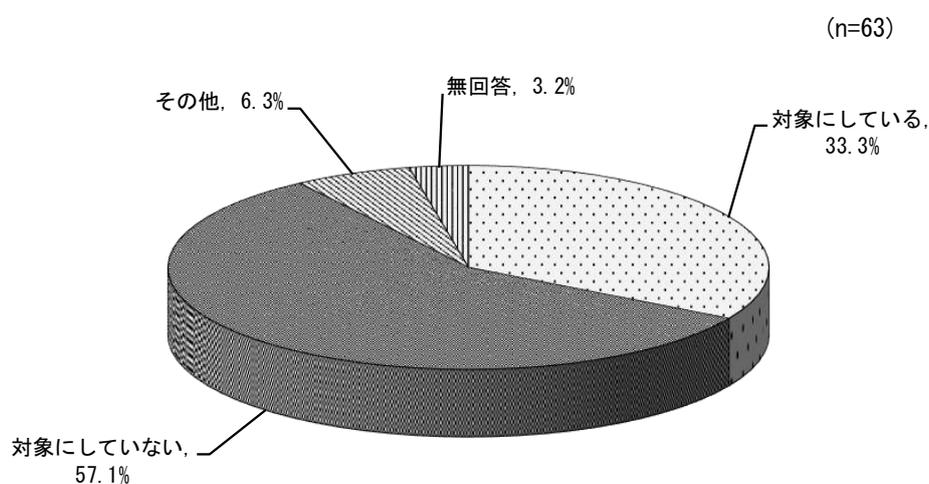
SA 問27 税額の控除上限が引き上げられた場合に研究開発投資活動に与える影響

合計	研究開発投資の増加を検討する	減益時等に研究開発投資をあまり減少させないよう検討する	影響はない	その他の影響	わからない	無回答
63	29	15	10	0	2	7
100.0%	46.0%	23.8%	15.9%	0.0%	3.2%	11.1%

8) AI、IoT等を用いた研究開発を対象とした試験研究費の有無（問28）

AI、IoT等を用いた業務改善等を目的とした研究開発行為について試験研究費の対象としているかを尋ねると、「対象にしている」の割合が57.1%となっている。「対象にしている」が33.3%、「その他」が6.3%の順であった。

図表2-44 AI、IoT等を用いた研究開発を対象とした試験研究費の有無



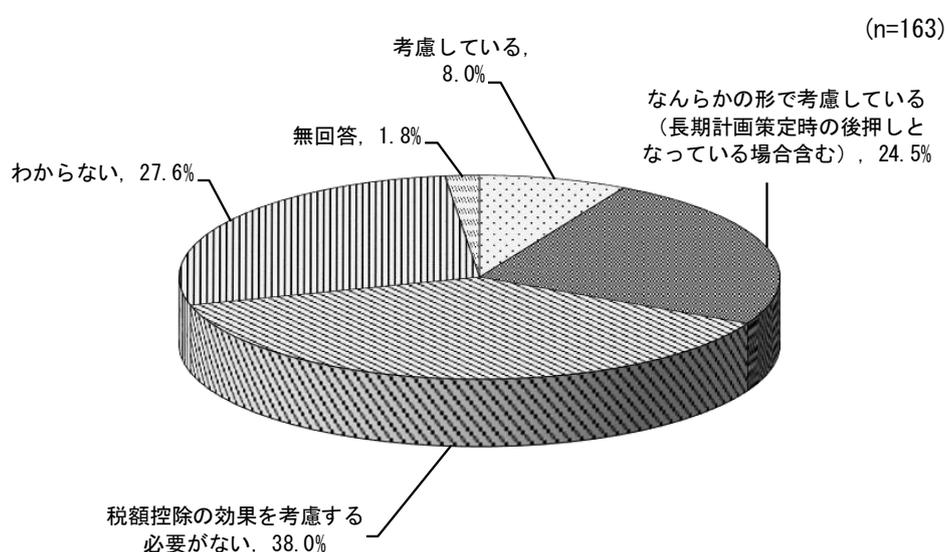
SA 問28 AI、IoT等を用いた業務改善等を目的とした研究開発行為を対象とした試験研究費の有無

合計	対象にしている	対象にしている、	その他	無回答
63	21	36	4	2
100.0%	33.3%	57.1%	6.3%	3.2%

9) 研究開発予算の策定における研究開発税制の考慮（問 29）

研究開発予算の策定において研究開発税制を考慮するかを尋ねると、「考慮している」、「なんらかの形で考慮している（長期計画策定時の後押しとなっている場合含む）」はそれぞれ 8.0%と 24.5%となっている。これらを合計すると、3割を超える企業が研究開発予算において研究開発税制を考慮していることが分かる。一方、「税額控除の効果を考慮する必要がない」は 38.0%、「わからない」も 27.6%となっている。

図表 2-4 5 研究開発予算の策定における研究開発税制の考慮



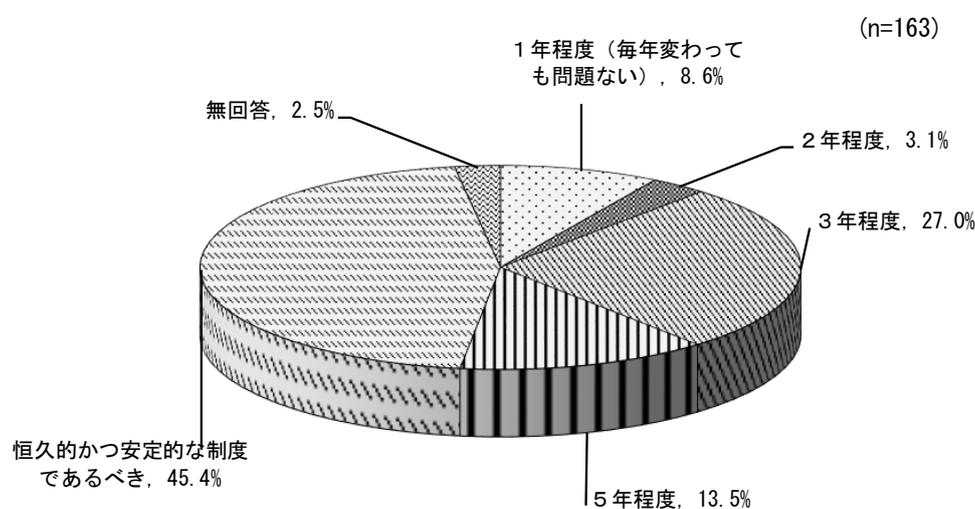
SA 問29 研究開発予算の策定で研究開発税制による税額控除分の考慮の有無

合計	考慮している	なんらかの形で考慮している (長期計画策定時の後押し となっている場合含む)	税額控除の効果を考慮する 必要がない	わからない	無回答
163	13	40	62	45	3
100.0%	8.0%	24.5%	38.0%	27.6%	1.8%

10) 研究開発投資計画において研究開発税制が不変である必要期間（問 30）

研究開発投資計画の策定に際して、研究開発税制が不変である期間がどの程度が適当であるかを尋ねたところ、「恒久的かつ安定的な制度であるべき」の割合が最も高く45.4%であった。次いで「3年程度」が27.0%、「5年程度」が13.5%となっている。

図表 2-46 研究開発投資計画において研究開発税制が不変である必要期間



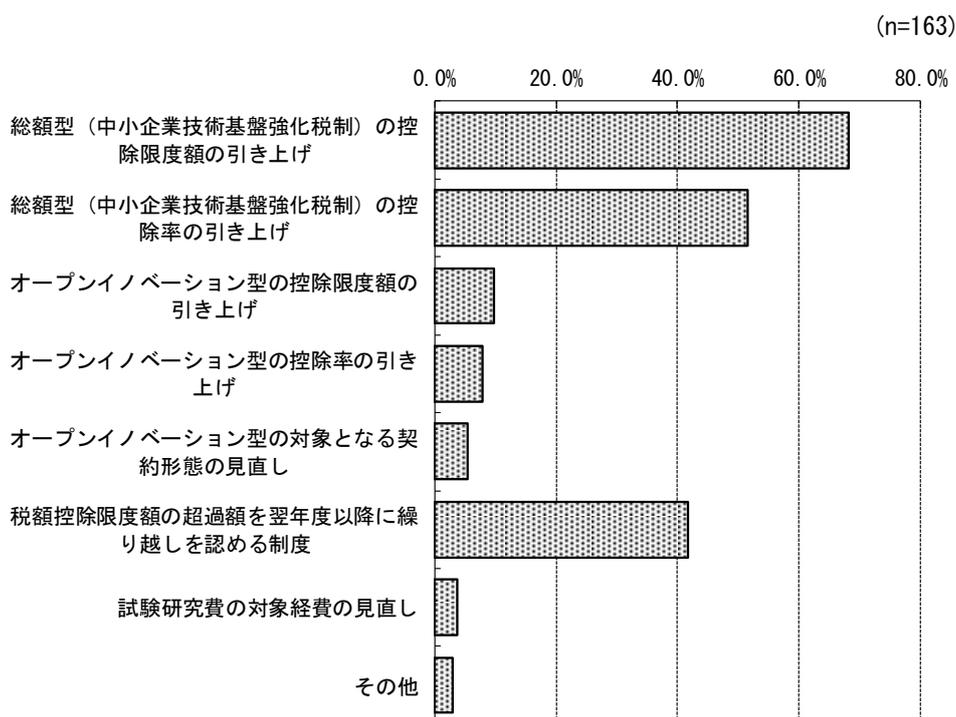
SA 問30 研究開発投資計画に対して制度内容が不変である必要期間

合計	1年程度（毎年変わっても問題ない）	2年程度	3年程度	5年程度	恒久的かつ安定的な制度であるべき	無回答
163	14	5	44	22	74	4
100.0%	8.6%	3.1%	27.0%	13.5%	45.4%	2.5%

1 1) 研究開発税制に対して期待する支援策（複数回答）（問 31）

研究開発投資を伸ばしていくために望ましい支援策としては、「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除限度額の引き上げ」の割合が最も高く 68.1%となっている。次いで「総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率の引き上げ」が 51.5%、「税額控除限度額の超過額を翌年度以降に繰り越しを認める制度」は 41.7%であった。

図表 2-4 7 研究開発税制に対して期待する支援策（複数回答）



MA 問31 研究開発税制に対して期待する支援策					
合計	総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除限度額の引き上げ	総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率の引き上げ	オープンイノベーション型の控除限度額の引き上げ	オープンイノベーション型の控除率の引き上げ	オープンイノベーション型の対象となる契約形態の見直し
163	111	84	16	13	9
100.0%	68.1%	51.5%	9.8%	8.0%	5.5%
	税額控除限度額の超過額を翌年度以降に繰り越しを認める制度	試験研究費の対象経費の見直し	その他	無回答	
	68	6	5	0	
	41.7%	3.7%	3.1%	0.0%	

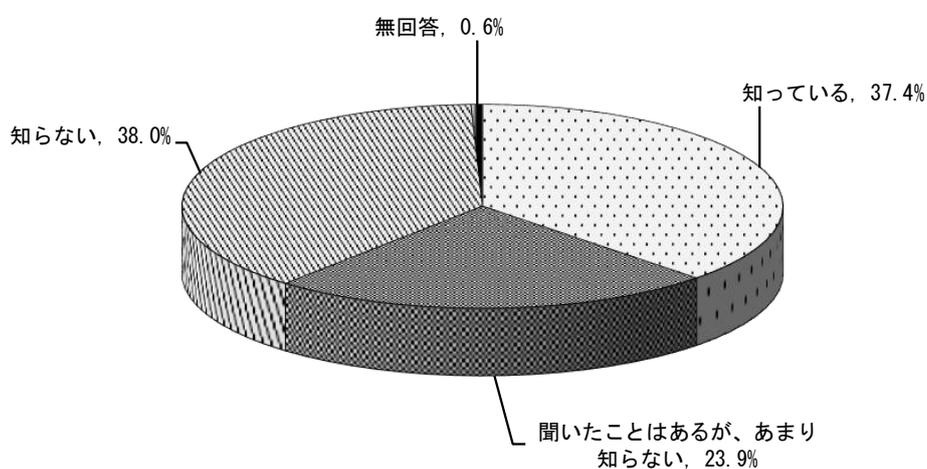
(4) 中小企業の研究開発費に係る特例措置（地方税）の利用状況

1) 地方税における特例措置の認知状況（問 32-1）

中小企業技術基盤強化税制を活用した場合、地方税で特例措置が受けられるが、これについて「知っている」と回答した企業は 37.4%、「聞いたことはあるが、あまり知らない」は 23.9%、「知らない」と回答した企業は 38.0%であった。

図表 2-4 8 地方税における特例措置の認知状況

(n=163)



SA 問32-1 地方税の特例措置の認知状況

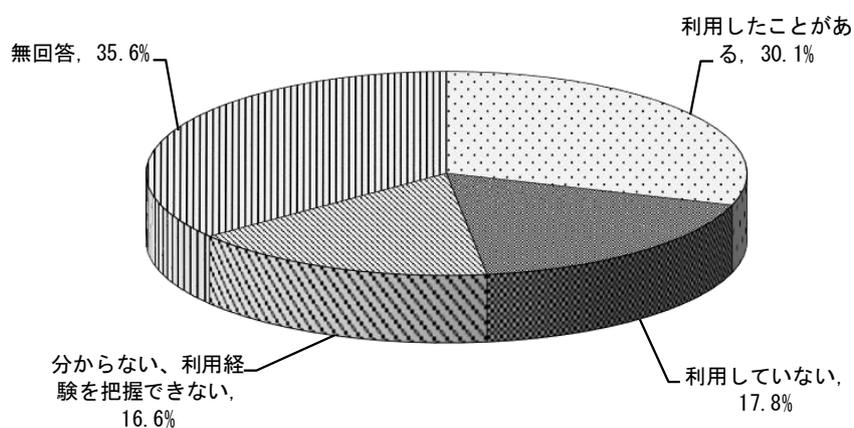
合計	知っている	聞いたことはあるが、あまり知らない	知らない	無回答
163	61	39	62	1
100.0%	37.4%	23.9%	38.0%	0.6%

2) 地方税の特例措置の利用状況（問 32-2）

地方税での特例措置の利用状況を尋ねたところ、「利用したことがある」と回答した企業が 30.1%で最も多く、次いで「利用していない」が 17.8%、「分からない、利用経験を把握できない」が 16.6%となっている。なお、「無回答」は 35.6%である。

図表 2-4 9 地方税の特例措置の利用状況

(n=163)



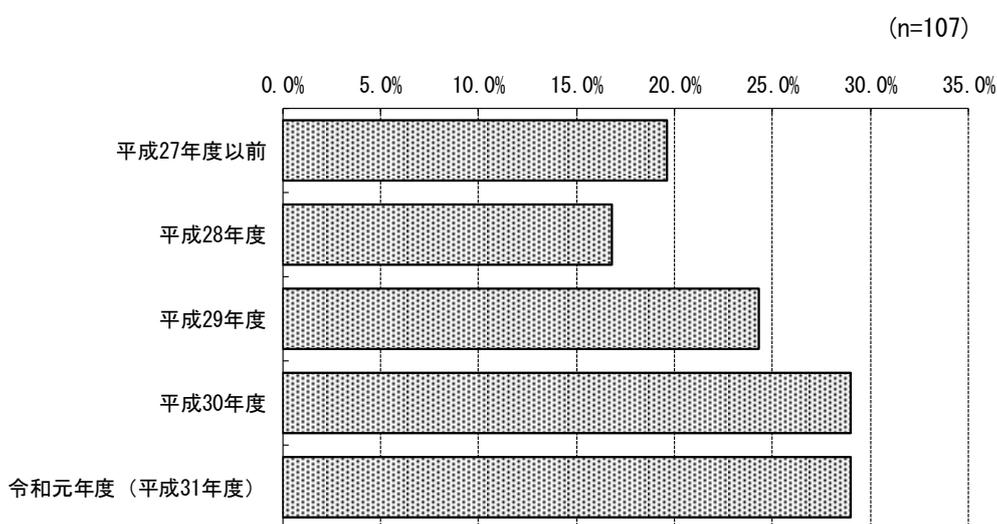
SA 問32-2 地方税の特例措置の利用状況

合計	利用したことがある	利用していない	分からない、利用経験を把握できない	無回答
163	49	29	27	58
100.0%	30.1%	17.8%	16.6%	35.6%

3) 地方税における特例措置の利用年度（複数回答）（問 32-3）

地方税の特例措置を利用したことがある企業に対して、利用年度を尋ねたところ、「令和元年度(平成 31 年度)」、「令和元年度 (平成 31 年度)」の割合が高く、それぞれ 29.0%となっている。次いで「平成 29 年度」が 24.3%、「平成 28 年度」が 16.8%となっている。平成 28 年度以降、利用比率は拡大傾向にある。

図表 2-5 0 地方税における特例措置の利用年度（複数回答）



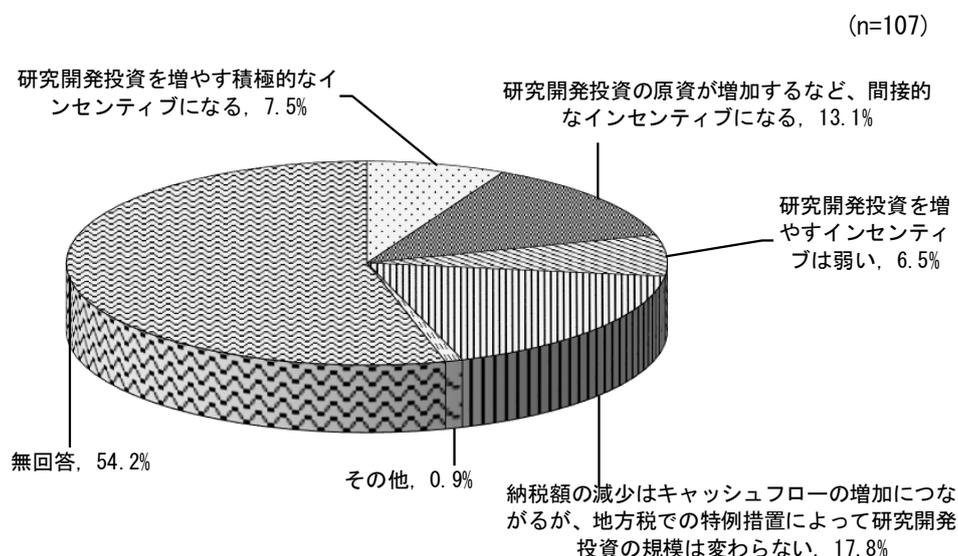
MA 問32-3 地方税の特例措置の利用時期

合計	平成27年度以前	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	無回答
107	21	18	26	31	31	0
100.0%	19.6%	16.8%	24.3%	29.0%	29.0%	0.0%

4) 地方税の特例措置が研究開発投資に与える影響（問 32-4）

地方税の特例措置が研究開発投資に与える影響を尋ねたところ、「研究開発投資の原資が増加するなど、間接的なインセンティブになる」が 13.1%、「研究開発投資を増やすための積極的なインセンティブになる」が 7.5%であった。これら地方税の特例措置の影響があるという回答は 2 割を超えている。これに対して、「地方税での特例措置の有無で研究開発投資の規模は変わらない」は 17.8%であった。なお、「無回答」は 54.2%となっている。

図表 2-5 1 地方税の特例措置が研究開発投資に与える影響



SA 問32-4 地方税の特例措置が与える研究開発投資への影響

合計	研究開発投資を増やす積極的なインセンティブになる	研究開発投資の原資が増加するなど、間接的なインセンティブになる	研究開発投資を増やすインセンティブは弱い	納税額の減少はキャッシュフローの増加につながるが、地方税での特例措置によって研究開発投資の規模は変わらない	その他	無回答
107	8	14	7	19	1	58
100.0%	7.5%	13.1%	6.5%	17.8%	0.9%	54.2%

第3章 研究開発投資等調査・分析

1. 海外主要国における研究開発税制

経済産業省において実施した令和元年度委託調査¹の結果を基に、海外主要国（アメリカ、フランス、イギリス、中国の4カ国）における、研究開発税制の制度詳細、これまでの改正経過又は改正予定の有無、改正内容等について調査を行い、令和元年度調査結果の更新を行った。調査は KPMG 税理士法人に上記業務の再委託を行った。

また、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングにおいて、上記4カ国の税務統計に基づく研究開発税制利用実績を把握すると共に、各国の関係機関に対する Web インタビューを実施した。さらに、OECD 統計に基づき、各国の民間研究開発活動支援の国際比較を行った。

全体の調査項目は、下記のとおりである。

- 1) 制度概要（研究開発費用に対して設定されている税制上の恩典の内容、計算式、控除限度額、繰越・繰戻、適格対象費用、税務調査）
- 2) 共同研究・委託研究を通じた研究開発を促進するための税制上の恩典
- 3) ソフトウェア開発費の取り扱い
- 4) 最近の改正動向及び改正予定
- 5) 税収および研究開発税制の実績
- 6) 研究開発税制以外で研究開発活動に寄与する税制の概要
- 7) 研究開発税制が企業活動に与える影響

2. 分析結果²

(1) OECD 統計に基づく分析結果

OECD の Measuring R&D Tax Support for R&D and Innovation、R&D Tax Incentive Country Profile 2019、及び OECD.Stats における 2020 年度版のデータをもとに、アメリカ、フランス、イギリス、中国および日本政府による民間企業の研究開発投資に対する政府支援（ファンドによる直接支援と税制インセンティブによる間接支援）による優遇割合についてみる。

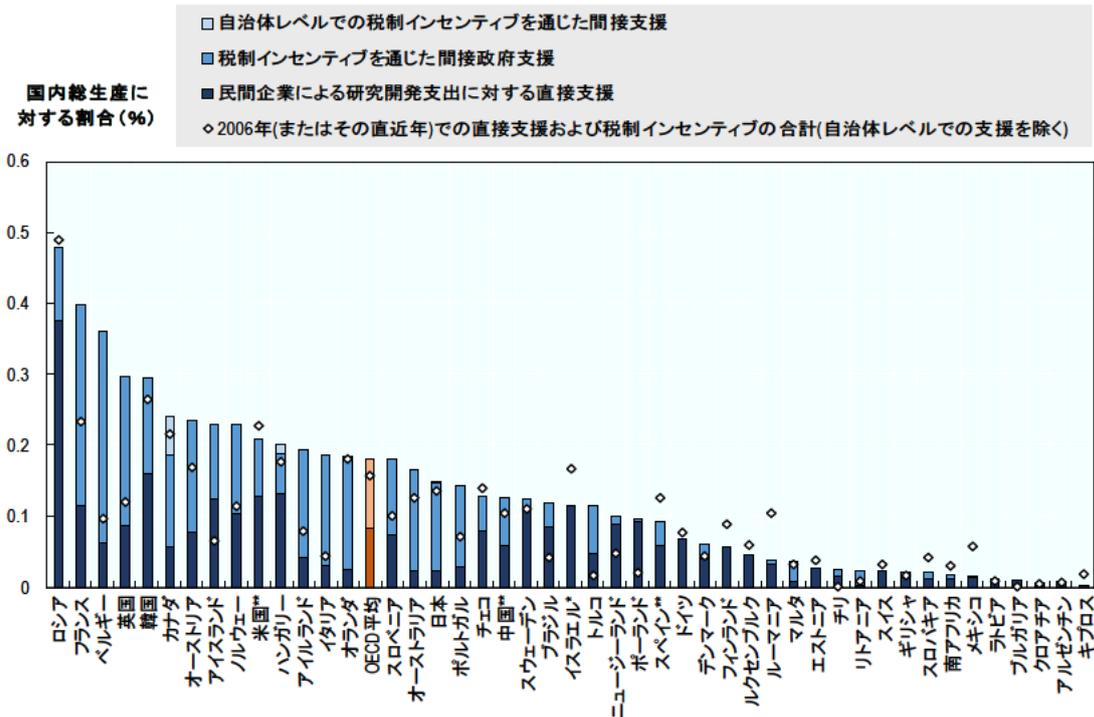
日本の直接・間接支援割合は対 GDP 比約 0.15%であり、OECD・主要国平均値を若干下回っている。政府による支援のうち、間接支援である税制インセンティブが 84%を占めている。これに対してアメリカは、政府による支援のうち、間接支援である税制インセンティブは 39%を占めるに過ぎず、直接支援が優位になっている。ただし、近年は税制インセンティブの割合が高まっている。フランス・イギリスでは、政府による直接・間接支援割合は、それぞれ対 GDP 比約 0.40%と 0.30%であり、OECD 諸国の中でも政府に

¹ 令和元年度産業技術調査事業「海外主要国における研究開発税制等に関する実態調査」（KPMG 税理士法人実施）

² 調査結果の詳細については、別冊参考資料「海外主要国の研究開発税制等にかかる基本的調査 調査報告書」および「海外主要国の研究開発税制等にかかる基本的調査 資料編（統計データ）」を参照されたい。

よる民間企業の研究開発支援が最も手厚い国に属する。両国とも、支援のうち間接支援である税制インセンティブが70%以上を占めている。中国も、間接支援である税制インセンティブが55%を占めている。

図表3-1 OECD加盟国・その他主要国政府による直接支援と税制インセンティブ
(国内総生産に対する割合：2017年度と2006年度)



* 税制インセンティブのデータ入手不可
 ** 自治体レベルの税制インセンティブのデータ入手不可
 ***2006年データが入手できないロシアは2010年、韓国は2007年、オランダは2011年、中国は2009年、デンマークは2007年、マルタは2009年、チリは2007年、スイスは2008年、ギリシャは2010年、南アフリカは2012年、アルゼンチンは2007年のデータを使用。また、2017年データを入手できない米国、ルーマニア、ギリシャ、南アフリカは2016年データを使用。

(資料) OECD, “Mesuaring R&D Tax Support for R&D and Innovation”

(2) 諸外国の研究開発税制の制度上の特徴

民間企業の研究開発活動に対する税制上の支援タイプとして、アメリカは増加型、フランス・イギリスが総額型、中国が割増損金差入制度を採用しているのに対して、日本は総額型と増加型のハイブリッド型である。

また、欠損法人に対する研究開発税制の繰越・繰戻・還付について、日本ではいずれも認められていないが、アメリカでは繰越・繰戻が、イギリス・フランスではそれに加えて還付も認められている。さらに、フランスにおいては、スタートアップ等に対しては、特例として即時還付も認められている。

①基礎・応用・開発研究と研究開発税制

フランスでは、研究開発税額控除が適用される研究活動の定義は OECD の「フラスカティ・マニュアル」に基づいており、基礎研究、応用研究、および実験開発活動のすべてが含まれる。うち、公的な研究機関または大学等への委託研究に関する支出については、その金額の 200%で計上される（委託費上限は年間 1,200 万ユーロ）。一方、受託者は、受領する委託費の金額を、研究開発税制の適用金額から控除しなければならない。

②研究開発費を税務上資産に計上しなければならない例

アメリカでは、2017 年 12 月 22 日に成立した「Tax Cuts & Jobs Act」により、2022 年 1 月 1 日以降の試験研究費については、すべて資産計上し、一律 5 年償却（米国外での試験研究費については 15 年償却）となる。

イギリスでは、会計上無形資産として資産計上した費用のうち、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）のガイドラインの条件を満たす研究開発活動は、納税者が当該費用の生じた年に、税務上即時で損金算入することを選択できる。BEIS のガイドラインにおける定義に当てはまらない研究開発費用については、即時損金算入の選択はできず、無形資産として税務上も計上したのち、償却費が損金算入されることとなる。

中国は、研究開発費の割増損金算入制度を採用している。研究開発活動に関する支出を無形資産に計上した場合は、無形資産償却費に 75%を加算した金額を、割増で損金算入することができる。ソフトウェア開発については、中国の会計基準によれば、研究段階で発生したコストは費用として認識され、開発段階で発生したコストは資産化される。それぞれの処理による研究開発費は、研究開発費税制上の扱いに従って取り扱われる。

③中小企業の特性を踏まえた制度

アメリカでは、3 年平均の年間総収益が 50 百万ドル以下である小規模事業（非上場企業に限定）に対しては代替ミニマム税からの控除を可能となっている。また、過去 5 年よりも以前に総収益がなく、年間総収益が 5 百万ドル未満の特定のスタートアップ企業に対しては 25 万ドルを上限に給与関連税（連邦社会保障税）からの控除が可能となっている。

フランスでは、中小企業には、一般的な研究開発税額控除の他、2013 年 4 月 1 日以降に革新的な技術開発に支出した一定の費用に対してイノベーション税額控除が認められる（重複適用可能）。ただし、イノベーション税額控除の対象となった費用は適格研究開発税額控除の対象となる適格研究開発費から除外される。

イギリスでは、大企業には研究開発税額控除制度が設定されているのに対して、中小企業向けには、研究開発費用の割増損金算入制度が設定されている。

中国では、財政部、国家税務総局、科学技術部により適格な「科学・技術中小企業」に認定されると、研究開発費用の損金算入額の増加が認められている。

第4章 マクロ経済モデルを用いた研究開発税制の経済波及効果

1. マクロ経済モデルを用いた研究開発税制の経済波及効果

(1) マクロ経済モデルの基本構造—長期的な需給均衡型モデル—

計測に用いたマクロ経済モデルは、民間最終消費支出、民間企業設備投資、輸出等の需要を積み上げる形で経済規模（GDP）を決定する、いわゆるケインジアンタイプのモデル構造を基本にしている。一方で、我が国経済を長期的に展望する場合、人口の減少により供給力制約がこれまで以上に大きくなることを織り込む必要がある。その場合には、単に需要面だけの予測では説得的な結果を得ることは不可能である。そこで、本マクロ経済モデルでは長期的な将来展望を説得的に示せるようにするために、別途、労働、資本、及び技術知識ストックを生産要素とする生産関数により計測し、経済の供給側（潜在 GDP）をとらえることにしている。そして、潜在 GDP と実質 GDP とのギャップ（GDP ギャップ）の大きさにより物価が決定され、物価変動によって需給が調整され、長期的に需給バランスを保ちながら、経済が変化していく仕組みを織り込んでいる。

(2) 研究開発部分の詳細化

本マクロ経済モデルの基本構造として最も重要な点として、詳細な研究開発に関する指標を備えていることがある。そのひとつの要素が、生産関数において技術知識ストックを生産要素に織り込んでいることである。通常、生産関数における生産要素としては、労働と（民間）資本とし、これに全要素生産性（TFP）を外生的に（つまり、別途設定する形で）加味することが多い。本分析では研究開発投資がマクロ経済に及ぼす影響を把握することが目的になっているが、研究開発投資は、それ自体が経済効果を生み出すというよりは、そこから生み出される製品や技術・サービスが経済的な価値を生み出すと考えられる。このことは、研究開発投資による我が国の技術や知識の高まりが、マクロ経済からみた場合の生産性に寄与するということになるが、この点を本マクロ経済モデルでは「技術知識ストック」という形で、波及経路に明示的に織り込むこととしている。

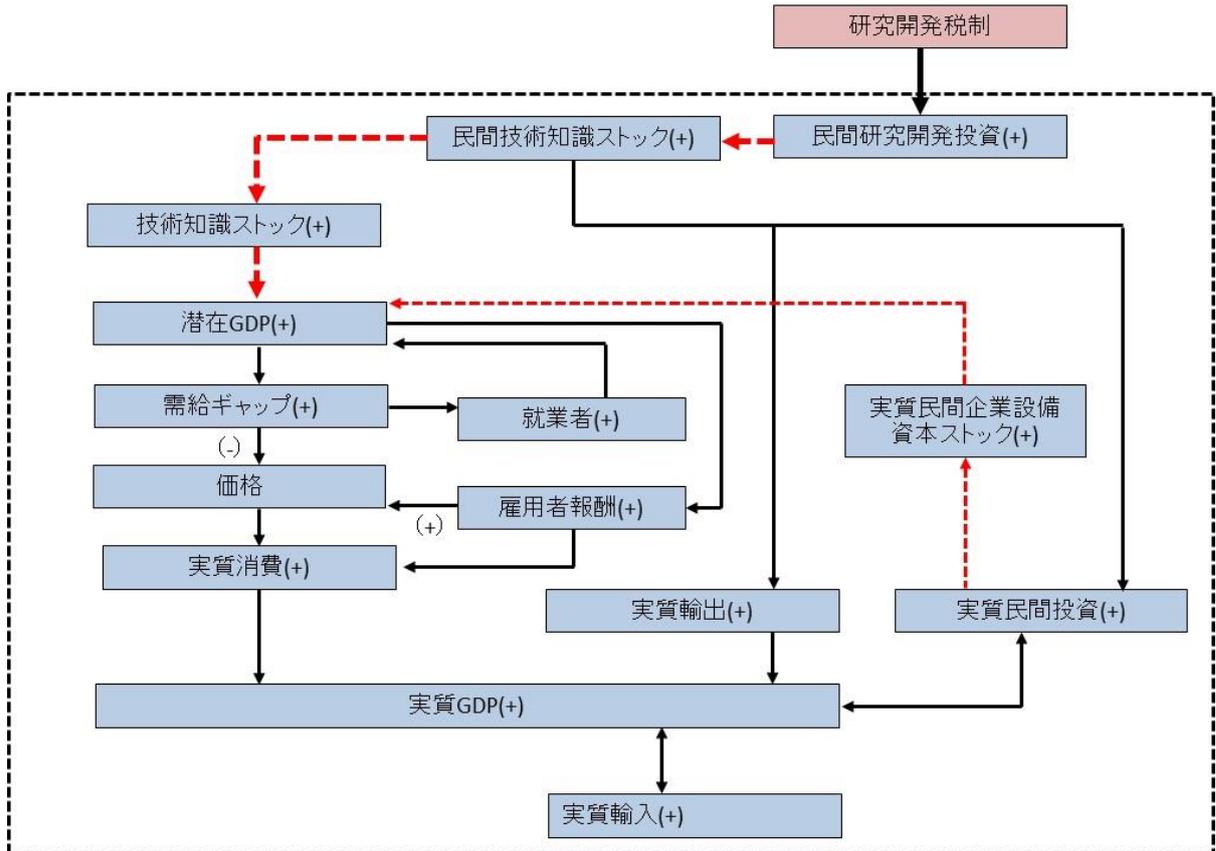
本分析における技術知識ストックとは、マクロレベルから見て、我が国全体で保有している、技術開発の能力や可能性を表すものとする。より具体的には、研究開発投資が、一定のタイムラグを伴って付加価値を生み出すようなストックとして結実し、その後はそのストックが一定比率で陳腐化する、と想定している。

2. 研究開発投資による経済拡大効果のメカニズム

研究開発投資の経済効果は、研究開発によって生み出される製品や技術・サービスが新たな経済的価値を創出するものと考えられる。この点をマクロ経済モデルでは、研究開発投資によって我が国の技術や知識が高まり、そのことが、経済の生産性を高めるととらえている。マクロ経済モデルにおける具体的な波及経路については、下図表のフローチャートの通りである。

なお、次節 3.では研究開発投資自体がもつ需要拡大効果について説明しているが、本節 2.と次節 3.の両者の関係については、本節 2.が供給面を通じた比較的長期間にわたっての経済拡大効果であるのに対して、次節 3.は、特に研究開発投資であることにかかわらず、短期的に生じる需要拡大効果であるという違いがある。

図表 4-1 研究開発投資の実質 GDP 拡大メカニズム
(技術知識ストックの増加を通じた生産性向上効果：一部抜粋)



-----> 供給面に与える効果

3. 研究開発投資の需要面での増加を通じた経済拡大効果

前節 2.は、基本的には研究開発税制による研究開発投資の増加が、技術知識ストック、及び潜在 GDP の増加を通じて我が国の経済規模の拡大をもたらす波及経路であった。一方で、研究開発税制による新たな研究開発投資は、それ自体が消費や投資といった支出の増加であり、マクロ経済からみても需要の増加による経済拡大効果をもつことになるので、本節 3.ではその効果を把握する。

本試算では、研究開発税制による新たな（実質）研究開発投資額分の最終需要額、すなわち実質 GDP の増加（下記、a）が生じると設定している。そして、その影響はさらに波及効果をもたらす。具体的には、新たな需要増による設備投資の誘発効果（b）、設備投資の増加による民間企業資本ストックの増加を通じた潜在 GDP の増加（c）、さらに、潜在 GDP の増加による雇用者報酬（d）の増加を通じた消費の増加（e）などが生じて、実質 GDP を一層押し上げることになる。これらは、一般的に乗数効果と呼ばれ、最終需要の増加→生産の増加→所得の増加→新たな需要の増加→新たな生産の増加→・・・という効果であり、研究開発投資が比較的短期間のうちにマクロ経済に及ぼす効果である。

<研究開発投資の需要面としての増大によるマクロ経済増大効果>

- | | |
|---|---|
| a | 最終需要としての研究開発投資→実質 GDP の増加 |
| b | 実質民間企業設備投資 = f（実質 GDP、民間技術知識ストック） |
| c | 潜在 GDP = f（労働、民間企業資本ストック、技術知識ストック） |
| d | 一人当たり雇用者報酬 = f（民間最終消費支出デフレタ、就業者一人当たり潜在 GDP） |
| e | 実質民間最終消費支出 = f（一人当たり可処分所得、物価上昇） |

4. 効果計測

(1) 計測の前提

前節までの記述の通り、研究開発投資の押し上げによる GDP への波及効果については、本分析では2段階のプロセスを経ると考えている。第一が税制による民間企業の研究開発投資の誘発効果である。そして、第二が誘発された研究開発投資による経済成長の押し上げ効果となる。まず第一段階の研究開発税制による民間企業の研究開発投資の誘発効果については、研究開発税制による減税額に基づいて試算した。そして、そこから得られた結果をマクロ経済モデルに与えることで、第二段階のマクロ経済への影響を効果試算した。

【研究開発税制が我が国経済の拡大に及ぼす経路とその計測方法の概要】

研究開発税制 → (研究開発税制に係る税収減)
→ 研究開発費用低下による研究開発投資額の誘発 → (マクロ経済モデル等)
→ 我が国経済 (GDP) の拡大

具体的には、以下の条件により、研究開発税制による研究開発投資額の変化に基づくマクロ経済への効果を計測した。

【効果計測の前提】

- ・減税額及び減税による研究開発押し上げ効果について想定は以下のとおり。

研究開発税制の減税額 (2018 年度) と研究開発投資の誘発効果

1) 減税額³

研究開発税制：5,858億円

中小企業技術基盤強化税制：357億円

2) 研究開発投資額の研究開発税制弾性値： 1.158⁴

(2) 計測結果

上記で設定したケースの効果計測結果は以下の図表の通りである。結果は、研究開発税制 (および中小企業技術基盤強化税制) とともに、実質 GDP 増加の効果があることが分かる。

研究開発税制 (中小企業技術基盤強化税制) の研究開発投資押し上げ効果を与えた平成 30 年(2018)年度には、実質 GDP は、研究開発押し上げ額 6,784 億円の約 1.3 倍に相当する 8,805 億円増加する⁵。(図表 4-2)

その後、減税をやめる翌年に経済に反動が生じるが、その後は技術知識ストックの高まりによる生産面での GDP 押し上げ効果により、中長期的に GDP の累積押し上げ効果が生じることになる (図表 4-2、図表 4-3)。

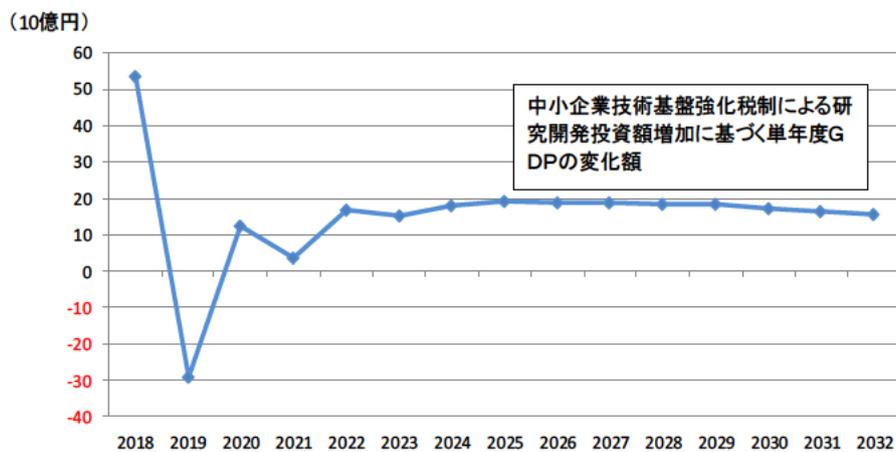
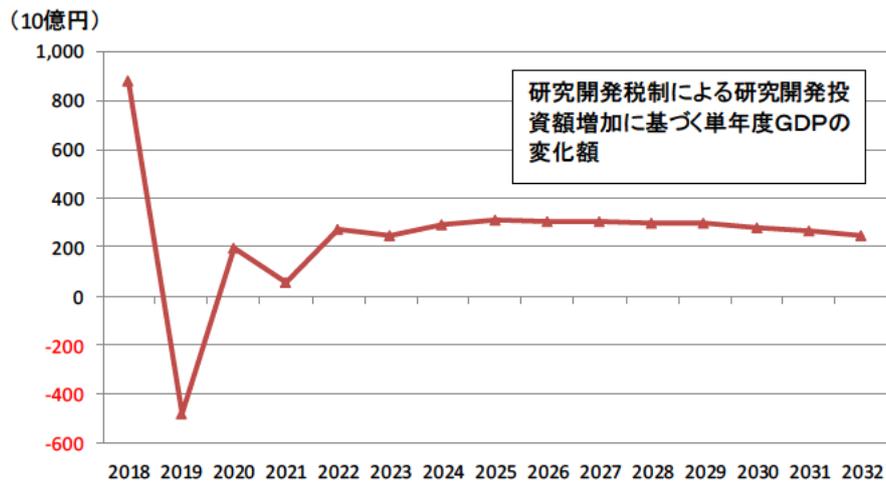
³ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」での 2018 年度における研究開発税制適用実績額より。

⁴ Hiroyuki Kasahara, Katsumi Shimotsu and Michio Suzuki (2014), "Does an R&D tax credit affect R&D expenditure? The Japanese R&D tax reform in 2003" *Journal of The Japanese and International Economies* 31, pp.72-97 の table.8

⁵ 中小企業技術基盤強化税制については、それぞれ、413 億円と 536 億円。

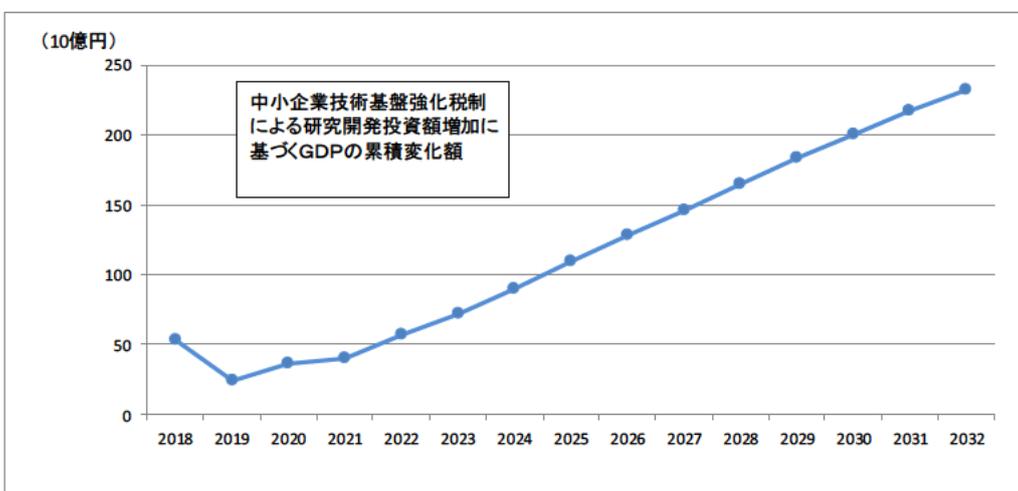
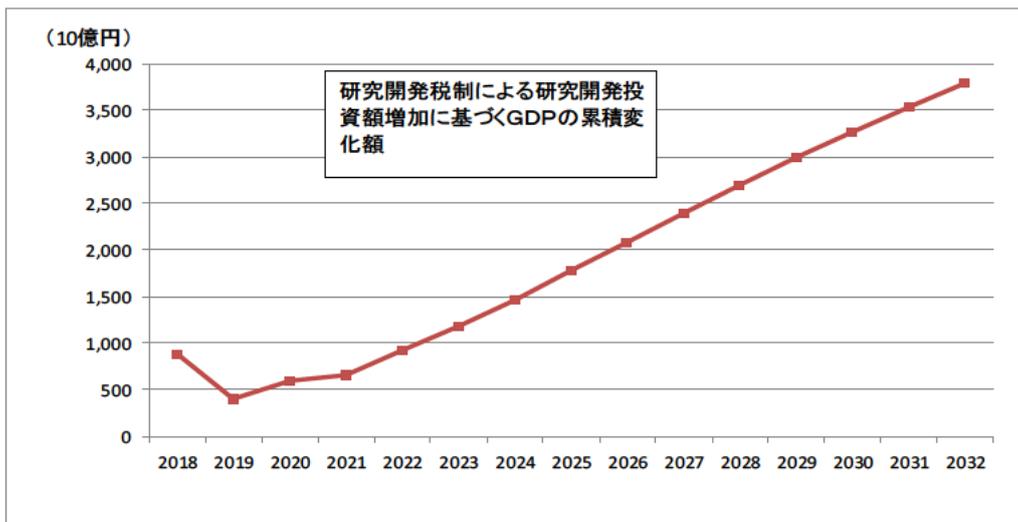
図表 4-2 効果計測の結果（基準からの差額：単年度のGDP押し上げ）（10億円）

	減税からの 期間	研究開発税制 減税額 GDP押し上げ額	中小技術基盤強 化税制 減税額 GDP押し上げ額
2018	1年目	881	54
2019	2年目	-481	-29
2020	3年目	199	12
2021	4年目	55	3
2022	5年目	274	17
2023	6年目	250	15
2024	7年目	295	18
2025	8年目	313	19
2026	9年目	303	19
2027	10年目	304	19
2028	11年目	299	18
2029	12年目	301	19
2030	13年目	278	17
2031	14年目	266	17
2032	15年目	251	16



図表 4-3 効果計測の結果（基準からの差額：累積のGDP押し上げ）（10 億円）

	減税からの 期間	研究開発税制 減税額 GDP累積押し上げ額	中小技術基盤強化税制 減税額 GDP累積押し上げ額
2018	1年目	881	54
2019	2年目	399	24
2020	3年目	598	37
2021	4年目	653	40
2022	5年目	927	57
2023	6年目	1,177	72
2024	7年目	1,472	90
2025	8年目	1,784	109
2026	9年目	2,088	128
2027	10年目	2,391	146
2028	11年目	2,690	165
2029	12年目	2,991	183
2030	13年目	3,269	200
2031	14年目	3,535	217
2032	15年目	3,786	232



同様に、就業者数や税収額に与える影響を図表4-4、図表4-5に示している（それぞれについて、単年度効果と累積効果）。

図表4-4 効果計測の結果（基準からの差額：単年度の就業者数、税収の変化）

【研究開発税制】

年度	減税からの期間	単年度の就業者数の変化 (万人)	単年度の税収額の変化 (10億円)
2018	1年目	11.0	180.8
2019	2年目	-6.0	-98.8
2020	3年目	2.5	40.8
2021	4年目	0.7	11.3
2022	5年目	3.4	56.3
2023	6年目	3.1	51.2
2024	7年目	3.7	60.6
2025	8年目	3.9	64.2
2026	9年目	3.8	62.2
2027	10年目	3.8	62.4
2028	11年目	3.7	61.3
2029	12年目	3.8	61.9
2030	13年目	3.5	57.0
2031	14年目	3.3	54.7
2032	15年目	3.1	51.5

【中小企業技術基盤強化税制】

年度	減税からの期間	単年度の就業者数の変化 (万人)	単年度の税収額の変化 (10億円)
2018	1年目	0.7	11.0
2019	2年目	-0.4	-6.0
2020	3年目	0.2	2.5
2021	4年目	0.0	0.7
2022	5年目	0.2	3.4
2023	6年目	0.2	3.1
2024	7年目	0.2	3.7
2025	8年目	0.2	3.9
2026	9年目	0.2	3.8
2027	10年目	0.2	3.8
2028	11年目	0.2	3.8
2029	12年目	0.2	3.8
2030	13年目	0.2	3.5
2031	14年目	0.2	3.4
2032	15年目	0.2	3.2

図表 4-5 効果計測の結果（基準からの差額：累積での就業者数、税収の変化）

【研究開発税制】

年度	減税からの 期間	就業者数の累積押し上げ額 (万人)	税収額の累積押し上げ額 (10 億円)
2018	1 年目	11.0	180.8
2019	2 年目	5.0	81.9
2020	3 年目	7.5	122.8
2021	4 年目	8.2	134.1
2022	5 年目	11.6	190.3
2023	6 年目	14.7	241.5
2024	7 年目	18.4	302.1
2025	8 年目	22.3	366.4
2026	9 年目	26.1	428.6
2027	10 年目	29.9	490.9
2028	11 年目	33.7	552.2
2029	12 年目	37.4	614.1
2030	13 年目	40.9	671.1
2031	14 年目	44.3	725.8
2032	15 年目	47.4	777.3

【中小企業技術基盤強化税制】

年度	減税からの 期間	就業者数の累積押し上げ額 (万人)	税収額の累積押し上げ額 (10 億円)
2018	1 年目	0.7	11.0
2019	2 年目	0.3	5.0
2020	3 年目	0.5	7.5
2021	4 年目	0.5	8.2
2022	5 年目	0.7	11.6
2023	6 年目	0.9	14.8
2024	7 年目	1.1	18.5
2025	8 年目	1.4	22.4
2026	9 年目	1.6	26.2
2027	10 年目	1.8	30.1
2028	11 年目	2.1	33.9
2029	12 年目	2.3	37.7
2030	13 年目	2.5	41.2
2031	14 年目	2.7	44.6
2032	15 年目	2.9	47.7

5. マクロ経済モデルの方程式体系

①生産ブロック

1. 潜在 GDP

$$\begin{aligned} \text{PTGDP} = & \text{EXP}(-1.26181 + .218967 * \text{LOG}(\text{KP} * \text{ROMA_R}) + 0.781033 * \text{LOG}(\text{L})) \\ & \text{民間企業設備資本ストック} * \text{実効稼働率} \quad \text{就業者数} \\ & + .197760 * \text{LOG}(\text{KST}) \\ & \text{技術知識ストック} \end{aligned}$$

(参考)上式は、以下の生産関数の推計結果から導出

潜在 GDP(生産関数)

$$\begin{aligned} \text{LOG}(\text{GDP}) = & -1.26181 + .218967 * \text{LOG}(\text{KP} * \text{ROMA_R}) + 0.781033 * \text{LOG}(\text{L}) \\ & \text{民間企業設備資本ストック} * \text{実効稼働率} \quad \text{就業者数} \\ & [0.000] \quad [0.000] \\ & + .197760 * \text{LOG}(\text{KST}) \\ & \text{技術知識ストック} \\ & [0.000] \end{aligned}$$

$$(1973-2018) \quad \text{Adj-R}^2 = 0.991 \quad \text{DW} = 0.431$$

2. 民間企業設備資本ストック

$$\begin{aligned} \text{KP} = & .894529 * \text{KP}(-1) + \text{IP} \\ & \text{前期民間企業設備資本ストック} \quad \text{実質民間企業設備投資} \end{aligned}$$

(参考)上式は、以下の推計式から導出

$$\begin{aligned} \text{KP} - \text{IP} = & .894529 \quad * \text{KP}(-1) \\ & \text{前期民間企業設備資本ストック} \\ & [0.000] \end{aligned}$$

$$(1981-2018) \quad \text{Adj-R}^2 = 0.996 \quad \text{DW} = 0.513$$

3. 需給ギャップ

$$\begin{aligned} \text{DSGAP} = & \text{PTGDP} / \text{GDP} \\ & \text{潜在 GDP} / \text{実質 GDP} \end{aligned}$$

②支出ブロック

4. 実質国内総生産

$$GDP = CP + CG + IH + IP + IG + JP + JG + EX - M$$

実質民間最終消費支出	実質政府最終消費支出	実質民間住宅投資
実質民間企業設備投資	実質公的固定資本形成	実質民間企業在庫投資
実質公的企業在庫投資	実質財貨・サービスの輸出	実質財貨・サービスの輸入

5. 名目国内総生産

$$GDP_N = GDP * P / 100$$

実質 GDP / GDP デフレーター

6. 実質政府最終消費支出

$$CG = CG_N / PCG * 100$$

名目政府最終消費支出 / 政府最終消費支出デフレーター

7. 実質公的固定資本形成

$$IG = IG_N / PIG * 100$$

名目公的固定資本形成 / 公的固定資本形成デフレーター

8. 実質民間最終消費支出(消費関数)

$$CP = 16456.2 + 25.18411 * DEL(W) + .948232 * CP(-1) \\ \text{名目 1 人当たり雇用者報酬増加分} \quad \text{前期実質民間最終消費支出} \\ [0.000] \quad [0.010] \quad [0.000] \\ -1865.19 * DOT(PC) \\ \text{民間最終消費支出デフレーター伸び率} \\ [0.000]$$

(1980-2018) Adj-R²=0.996 DW=2.114

9. 実質民間住宅投資

$$\log(IH) = 0.482598 + .958283 * \log(IH(-1)) \\ \text{前期実質民間住宅投資} \\ [0.296] \quad [0.000]$$

(1980-2018) Adj-R²=0.931 DW=1.710

10. 実質民間企業設備投資

$$IP = -347320.9 + .302330 * DEL(GDP) + 23096.91 * LOG(PRKSTPR) \\ \text{実質 GDP 増加分} \quad \text{民間技術知識ストック} \\ [0.000] \quad [0.027] \quad [0.000]$$

(1975-2018) Adj-R²=0.875 DW=0.453

11. 実質財貨・サービスの輸出

log(EX)

$$= -1.266181 + .218967 \cdot \log(\text{WORLDIR}) + .197760 \cdot \log(\text{PRKSTPR}(-1))$$

日本を除く実質世界輸入
前期民間技術知識ストック

[0.010] [0.000]
[0.000]

(1972-2018) Adj-R²=0.991 DW=0.431

12. 実質財貨・サービスの輸入

log(M) = -2.834449 + .741169 * log(M(-1)) + .434533 * log(DTD)

前期財貨・サービスの輸入 国内最終需要

[0.000] [0.000] [0.000]

(1975-2018) Adj-R²=0.989 D.H.= 1.478

13. 国内最終需要

DTD = CP + CG + IH + IP + IG + JP + JG

実質民間最終消費支出	実質政府最終消費支出	実質民間住宅投資
実質民間企業設備投資	実質公的固定資本形成	
実質民間企業在庫投資	実質公的企業在庫投資	

③雇用・分配ブロック

14. 就業者数

log(L) = .654689 + .922852 * log(NL) - .203707 * log(DSGAP)

労働力人口 需給ギャップ

[0.001] [0.000] [0.001]

(1980-2018) Adj-R²=0.971 DW=0.231

15. 雇用者数

LW = L * 1 / (1 + EXP(-.574619 - .032932 * T))

就業者数 定数項 タイムトレンド

[0.000] [0.000]

(1977-2018) Adj-R² = 0.991 DW = 0.320

16. 名目 1 人当たり雇用者報酬

W = -3122.82 + 65.27347 * PC + 13.69342 * PTGDP/L

民間最終消費支出デフレーター 潜在 GDP/就業者数

[0.000] [0.000] [0.000]

(1980-2018) Adj-R² = 0.980 DW=0.474

17. 鋳工業生産指数

$$\log(\text{IIP}) = -2.062370 + .512754 * \log(\text{GDP})$$

実質 GDP

[0.001] [0.000]

(1979-2018) Adj-R² = 0.755 DW = 0.428

④価格ブロック

18. 国内総生産デフレーター

$$\log(\text{P}) = .516978 + .741372 * \log(\text{PC}) + .158163 * \log(\text{WPI})$$

民間最終消費支出デフレーター 企業物価指数

[0.002] [0.000] [0.008]

(1971-2018) Adj-R²=0.977 D.W.=0.096

19. 民間最終消費支出デフレーター

$$\log(\text{PC}) = -1.572409 + .581489 * \log(\text{W}) + .282339 * \log(\text{WPI})$$

名目 1 人当たり雇用者報酬 企業物価指数

[0.000] [0.000] [0.000]

(1973-2018) Adj-R² = 0.990 D.W.=0.251

20. 政府最終消費支出デフレーター

$$\text{PCG} = \text{PCG}(-1) * \text{P} / \text{P}(-1)$$

民間最終消費支出デフレーター GDP デフレーター/前期 GDP デフレーター

21. 公的固定資本形成デフレーター

$$\text{PIG} = \text{PIG}(-1) * \text{P} / \text{P}(-1)$$

公的固定資本形成デフレーター GDP デフレーター/前期 GDP デフレーター

22. 民間企業設備投資デフレーター

$$\text{PIP} = \text{PIP}(-1) * \text{P} / \text{P}(-1)$$

民間企業設備投資デフレーター GDP デフレーター/前期 GDP デフレーター

23. 研究開発費デフレーター

$$\log(\text{PRD_R2}) = -.528452 + 1.094526 * \log(\text{P})$$

GDP デフレーター

[0.022] [0.000]

(1972-2018) Adj-R² = 0.917 D.W. = 0.075

24. 企業物価指数

$$\log(\text{WPI}) = 0.857098 \quad -.382599 * \log(\text{DSGAP}) + .819034 * \log(\text{WPI}(-1))$$

[0.011]
[0.013]
[0.000]

(1981-2018)
Adj-R² = 0.868
D.W. = 1.604

25. 金利(全国銀行貸出約定平均金利)

$$\text{INTN} = 1.543529 + 1.053019 * \text{INTORA}$$

[0.000]
[0.000]

(1977-2018)
Adj-R² = 0.939
D.W. = 0.541

26. 地価(全国市街地価格指数)

$$\text{PLANDX} = -1.141886 + 2.488097 * \text{DEL}(P) + .992616 * \text{PLANDX}(-1)$$

[0.770]
[0.000]
[0.000]

(1975-2018)
Adj-R² = 0.974
D.W. = 0.562

⑤研究開発ブロック

27. 知識ストック合計

$$\text{KST} = \text{PRKSTPR} + \text{PUKSTPU} + \text{IMKST_E4}$$

民間技術知識ストック
公的技術知識ストック
導入技術知識ストック

<民間部門>

28. 実質民間研究開発人件費

$$\text{PRRDL} = 348507.1 + 2.71\text{E-}05 \text{ CP} * \text{PRP}$$

[0.000]
[0.000]

(1972-2018)
Adj-R² = 0.987
D.W. = 0.500

29. 実質民間研究開発原材料費

$$\text{PRRDM} = -5879511 + 15.64884 * \text{PRP}$$

[0.000]
[0.000]

(1981-2018)
Adj-R² = 0.708
D.W. = 0.141

30. 実質民間研究開発設備投資

$$\text{PRRDC} = 3267786 + .612455 * \text{PRRDC}(-1) - 2612065 * \text{DSGAP}(-1)$$

[0.000]
[0.000]
[0.000]

前期実質民間研究開発設備投資
前期需給ギャップ

(1975-2018) Adj-R²=0.793 DW=1.583

31. 実質民間研究開発費総額

$$\text{PRRDT} = \text{PRRDL} + \text{PRRDM} + \text{PRRDC}$$

実質民間研究開発人件費 実質民間研究開発原材料費
 実質民間研究開発設備投資

32. 名目民間研究開発費総額

$$\text{PRRDT}_N = \text{PRRDT} * \text{PRD}_2 * 100$$

実質民間研究開発費総額 研究開発費デフレーター

33. 民間技術知識ストック

$$\text{PRKST}_E4 = (1 - 0.143) * \text{PRKST}_E4(-1) + \text{PRRDTD}$$

陳腐化率 前期民間技術知識ストック

ここで、

$$\begin{aligned} \text{PRRDTD} = & 0.000 \text{ PRRDT} + 0.001 * \text{PRRDT}(-1) + 0.217 * \text{PRRDT}(-2) \\ & + 0.302 * \text{PRRDT}(-3) + 0.173 * \text{PRRDT}(-4) + 0.050 * \text{PRRDT}(-5) \\ & + 0.127 * \text{PRRDT}(-6) + 0.023 * \text{PRRDT}(-7) + 0.040 * \text{PRRDT}(-8) \\ & + 0.009 * \text{PRRDT}(-9) + 0.058 * \text{PRRDT}(-10) \end{aligned}$$

34. 民間部門研究者数

$$\text{PRP} = 252907.7 - 402434.6 * \text{PRRDL} / \text{PRRDT} + .910106 * \text{PRP}(-1)$$

[0.000]
[0.000]
[0.000]

実質民間研究開発人件費／実質民間研究開発費
前期民間部門研究者

(1971-2018) Adj-R²=0.987 D.W. = 1.631

<公的部門>

35. 実質公的研究開発人件費

$$\text{PURDL} = \text{PURDL_N} / \text{PRD} * 100$$

名目公的研究開発人件費/研究開発費デフレーター

36. 実質公的研究開発原材料費

$$\text{PURDM} = \text{PURDM_N} / \text{PRD} * 100$$

名目公的研究開発原材料費/研究開発費デフレーター

37. 実質公的研究開発設備投資

$$\text{PURDC} = \text{PURDC_N} / \text{PRD} * 100$$

名目公的研究開発設備投資/研究開発費デフレーター

38. 実質公的研究開発費総額

$$\text{PURDT} = \text{PURDL} + \text{PURDM} + \text{PURDC}$$

実質公的研究開発人件費 実質公的研究開発原材料費
実質公的研究開発設備投資

39. 名目公的研究開発費総額

$$\text{PURDT_N} = \text{PURDL_N} + \text{PURDM_N} + \text{PURDC_N}$$

名目公的研究開発人件費 名目公的研究開発原材料費
名目公的研究開発設備投資

40. 公的部門研究段階別技術知識ストック

$$\text{PUKST_E4} = 0.900343 * \text{PUKST_E4}(-1) + \text{PURDTD}$$

前期民間技術知識ストック

[0.000]

(1971-2018) Adj-R² = 1.000 DW = 0.046

ここで、

$$\begin{aligned} \text{PURDTD} = & 0.000 + \text{PURDT} + 0.008 * \text{PURDT}(-1) + 0.021 * \text{PURDT}(-2) \\ & + 0.027 * \text{PURDT}(-3) + 0.133 * \text{PURDT}(-4) + 0.018 * \text{PURDT}(-5) \\ & + 0.197 * \text{PURDT}(-6) + 0.007 * \text{PURDT}(-7) + 0.226 * \text{PURDT}(-8) \\ & + 0.002 * \text{PURDT}(-9) + 0.113 * \text{PURDT}(-10) + 0.006 * \text{PURDT}(-11) \\ & + 0.242 * \text{PURDT}(-12) \end{aligned}$$

41. 公的部門研究者数

$$\text{PUP} = 7343992 + .015109 * \text{PURDL_N} + .900453 * \text{PUP}(-1)$$

名目公的研究開発人件費 前期公的部門研究者数

[0.035]

[0.000]

[0.000]

(1977-2018) Adj-R²=0.994 D.W= 0.925

<技術輸入>

42. 名目技術輸入額

$$\text{Log}(\text{TECHIM_N}) = 2.214957 + .216643 * \log(\text{M}) + .649262 * \log(\text{TECHIM_N}(-1))$$

[0.001] [0.005] [0.000]

実質財貨・サービスの輸入 前期名目技術輸入額

(1978-2018) Adj-R²=0.933 D.W.= 1.761

43. 実質技術輸入額

$$\text{TECHIM} = \text{TECHIM_N/PRD} * 100$$

名目技術輸入額/研究開発費デフレーター

44. 導入知識ストック

(当期にストック化する民間実質研究開発費総額)

$$\text{IMKST_E4} = 0.784351 * \text{IMKST_E4}(-1) + \text{TECHIMD}$$

前期技術知識ストック
[0.000]

(1963-2018) Adj-R² = 0.990 , DW=0.931

ここで、

$$\text{TECHIMD} = +0.036 * \text{TECHIM} + 0.617 * \text{TECHIM}(-1) + 0.159 * \text{TECHIM}(-2) \\ + 0.082 * \text{TECHIM}(-3) + 0.105 * \text{TECHIM}(-4)$$

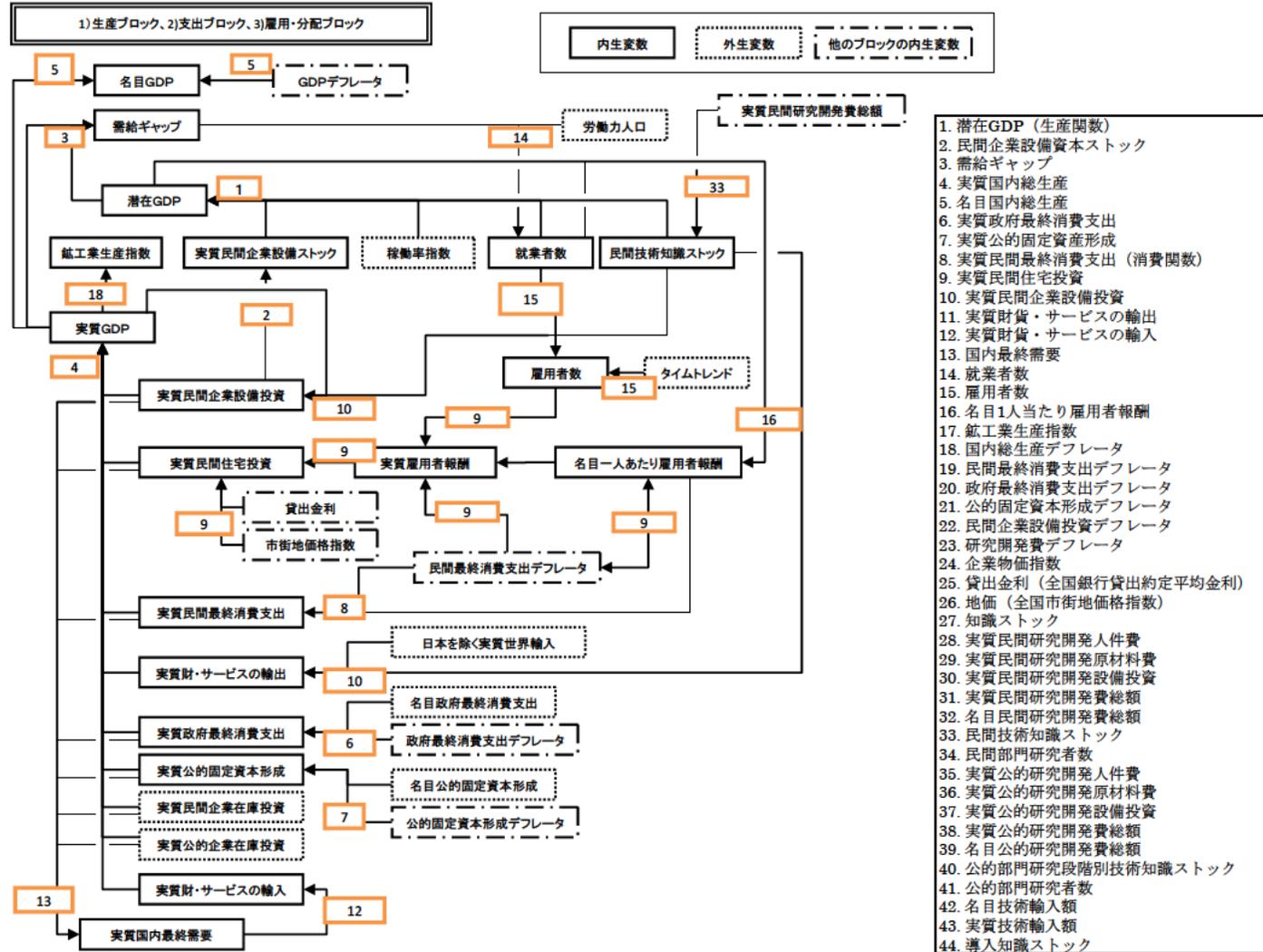
6. 使用変数一覧

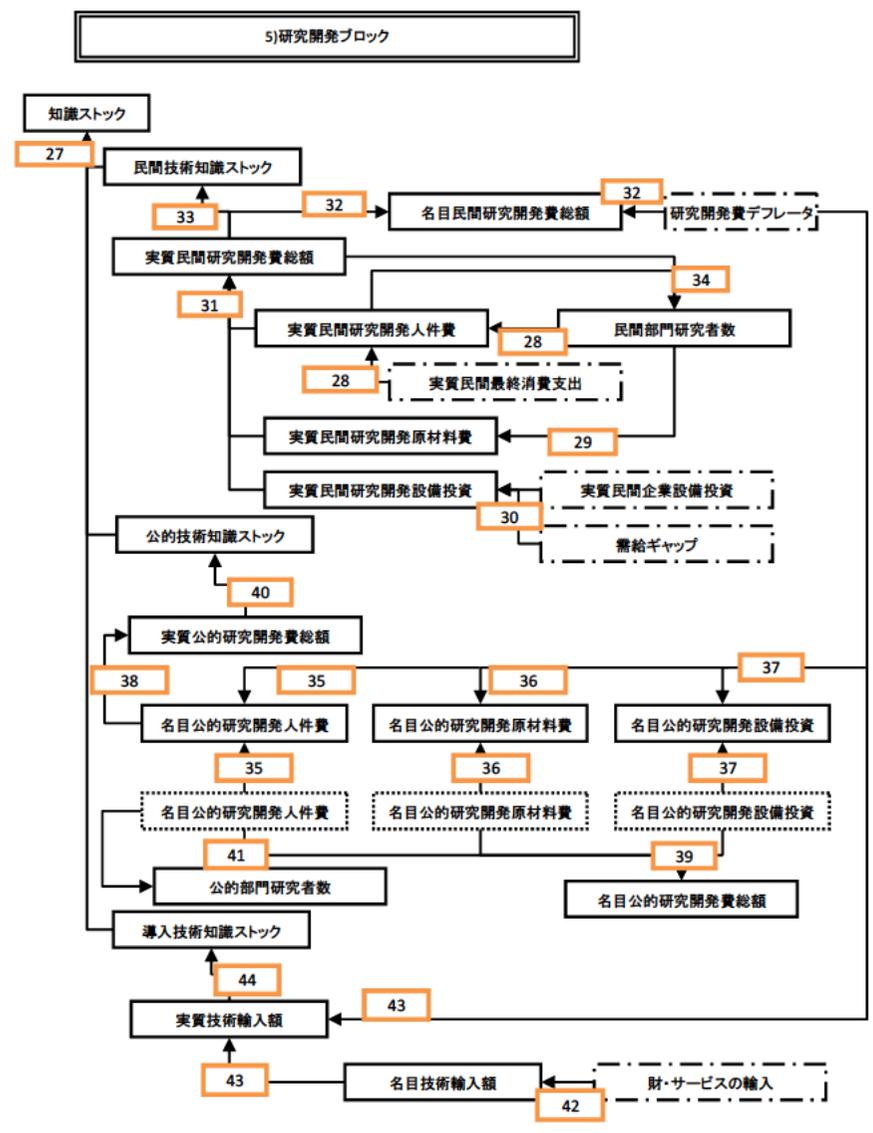
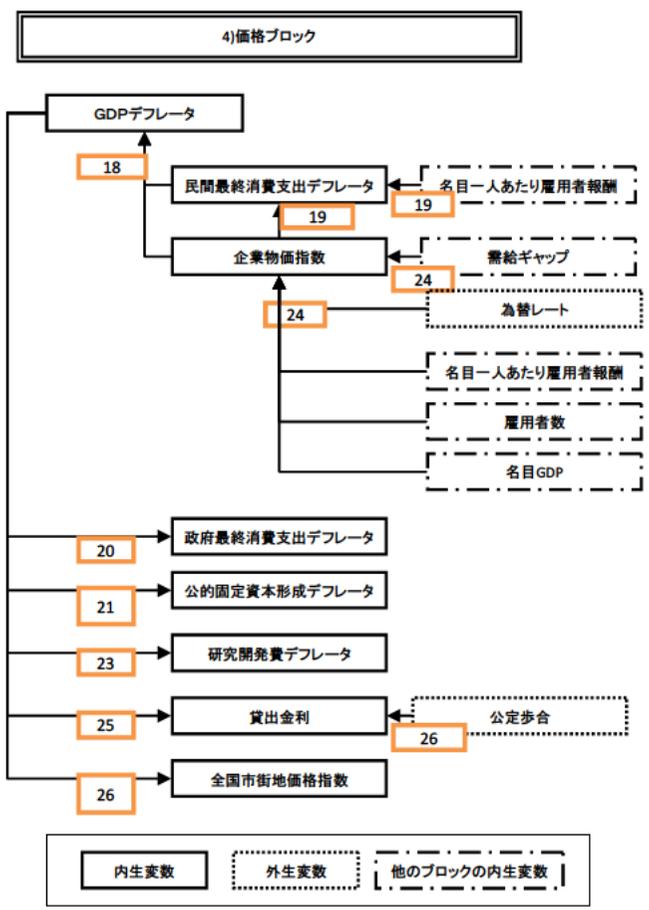
変数名	説明	出所
GDP	実質国内総生産	内閣府「国民経済計算年報」
GDP_N	名目国内総生産	内閣府「国民経済計算年報」
PTGDP	潜在国内総生産	本モデルによる推計値
DSGAP	PTGDP/GDP	本モデルによる推計値
KP	実質民間企業設備資本ストック	内閣府「民間企業資本ストック」
ROMA	稼働率指数	経済産業省「鉱工業指数年報」
ROMA_R	実効稼働率	経済産業省「鉱工業指数年報」より算出
CP	実質民間最終消費支出	内閣府「国民経済計算年報」
CP_N	名目民間最終消費支出	内閣府「国民経済計算年報」
CG	実質政府最終消費支出	内閣府「国民経済計算年報」
CG_N	名目政府最終消費支出	内閣府「国民経済計算年報」
IP	実質民間企業設備投資	内閣府「国民経済計算年報」
IP_N	名目民間企業設備投資	内閣府「国民経済計算年報」
IG	実質公的固定資本形成	内閣府「国民経済計算年報」
IG_N	名目公的固定資本形成	内閣府「国民経済計算年報」
IH	実質民間住宅投資	内閣府「国民経済計算年報」
JP	実質民間企業在庫投資	内閣府「国民経済計算年報」
JG	実質公的企業在庫投資	内閣府「国民経済計算年報」
EX	実質財貨・サービスの輸出	内閣府「国民経済計算年報」
M	実質財貨・サービスの輸入	内閣府「国民経済計算年報」
WPIUSA	米国卸売物価指数	BLS"Monthly Labor Review,News"
WORLDIMR	世界輸入	IMF"International Financial Statistics Yearbook"
EXR	外国為替相場(東京)	日本銀行「金融経済統計月報」
P	国内総生産デフレーター	内閣府「国民経済計算年報」
PC	民間最終消費支出デフレーター	内閣府「国民経済計算年報」
PCG	政府最終消費支出デフレーター	内閣府「国民経済計算年報」
PIP	民間企業設備投資デフレーター	内閣府「国民経済計算年報」
PIG	公的固定資本形成デフレーター	内閣府「国民経済計算年報」
PRD_E2	研究開発費デフレーター	文部科学省「科学技術要覧」
INTN	全国銀行貸出約定平均金利	日本銀行「金融経済統計月報」
INTORA	公定歩合	日本銀行「金融経済統計月報」
WPI	総合卸売物価指数	日本銀行「物価指数月報」
PLANDX	全国市街地価格指数	日本不動産研究所「全国市街地価格指数」
IIP	鉱工業生産指数	経済産業省「鉱工業指数年報」
NL	労働力人口	総務省統計局「労働力調査年報」

変数名	説明	出所
L	就業者数	総務省統計局「労働力調査年報」
LW	雇用者数	総務省統計局「労働力調査年報」
W	名目1人当たり雇用者報酬	内閣府「国民経済計算年報」
PRP	民間部門研究者数	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PUP	公的部門研究者数	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDT	民間実質研究開発費総額	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDT_N	名目実質研究開発費総額	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDC	実質民間研究開発設備投資	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDL	実質民間研究開発人件費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDM	実質民間研究開発原材料費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDL_N	名目民間研究開発人件費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDM_N	名目民間研究開発原材料費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PRRDC_N	名目民間研究開発設備投資	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDT	公的実質研究開発費総額	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDC	実質公的研究開発設備投資	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDL	実質公的研究開発人件費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDM	実質公的研究開発原材料費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDT_N	公的名目研究開発費総額	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDL_N	名目公的研究開発人件費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDM_N	名目公的研究開発原材料費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDC_N	名目公的研究開発設備投資	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTB	公的実質基礎研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTA	公的実質応用研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTD	公的実質開発研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTO	公的実質その他研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTBN	公的名目基礎研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTAN	公的名目応用研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTDN	公的名目開発研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
PURDTON	公的名目その他研究開発費	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
TECHIM	実質技術輸入額	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
TECHIM_N	名目技術輸入額	総務省統計局「科学技術研究調査報告」
KST_I1	技術知識ストック	本モデルによる推計値
PRKSTPR	民間技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTB	民間基礎技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTA	民間応用技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTD	民間開発技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTO	民間その他技術知識ストック	本モデルによる推計値

変数名	説明	出所
PUKSTPU	公的技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTPUB	公的基礎技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTPUA	公的応用技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTPUD	公的開発技術知識ストック	本モデルによる推計値
PKSTPUO	公的その他技術知識ストック	本モデルによる推計値
IMKST_E4	導入知識ストック	本モデルによる推計値

7. モデルフロー図





第5章 制度改正による影響測定把握用ワークシートの作成

本調査では、アンケート調査の回答データ等を用いて、研究開発税制の制度を改正した場合（控除率、控除上限等の変更）の税込影響額を算出するためのワークシートを構築した。ワークシート特徴や使用手順は、下記のとおりである。

- アンケート回答ファイルを参照し、試算に必要なデータ項目を抽出する。
- 前提条件を変えながら複数パターンでの試算ができるよう、いくつかの前提値をパラメータ化し、一箇所に集約して参照する。
- パラメータ化されていない条件変更を取り入れたシミュレーションを行う場合には、計算式部分を自由に加除、修正する。

第6章 研究開発税制の課題、及び今後の制度設計について

本調査報告書での各章からは、以下のことが明らかになった。

第1章・第2章でのアンケート調査結果からは、大企業・中堅企業では研究開発を行っている回答企業の約9割、中小企業でも約6割が研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制を含む）を利用しており、その大半は総額型の利用であるが、本税制が企業の研究開発活動を支える制度となっていることがうかがえる。オープンイノベーション型については、平成29年度税制改正において対象費目の拡大や手続きの簡素化など要件の見直しを行い、さらに平成31年度税制改正において、研究開発型ベンチャーとの共同研究や委託研究については、控除率が20%から25%へと引き上げられたことにより、年々利用率が高まっており、大企業・中堅企業では約2割、中小企業でも約1割の利用率となっている。研究開発税制の効果については、大企業・中堅企業の約5割、中小企業の約6割が、研究開発投資を維持または増加させる効果があると考えており、研究開発税制による税額控除額を研究開発投資の予算計画策定時に何らかの形で考慮している企業は、大企業・中堅企業、中小企業とも約3割となっている。

第3章での海外の研究開発税制調査からは、税制上の支援タイプとして、アメリカは増加型、フランス・イギリスが総額型の税額控除、中国が割増損金算入制度を採用しているのに対して、日本は総額型と増加型の税額控除のハイブリッド型であることが分かる。また、欠損法人に対する研究開発税制の繰越・繰戻・還付について、日本ではいずれも認められていないが、アメリカでは繰越・繰戻が、イギリス・フランスではそれに加えて還付も認められている。フランスにおいては、スタートアップ等に対しては、特例として即時還付も認められている等、研究開発費用を割増して損金算入できたり、翌年度以降への繰越控除が認められたりしている国が多い。

第4章の研究開発税制の経済波及効果の分析では、研究開発税制が経済成長・雇用を促進することが示されている。

第5章では、アンケート回答結果を基に、研究開発税制の制度設計変更を行った場合の個別企業への税額控除額の影響を算出するためのワークシートが構築されている。

以上の調査結果を基にすると、研究開発税制は、企業の研究開発活動を後押ししているということが言える。また、諸外国との競争が激しさを増している中、日本の産業競争力を強化していくためには、企業の中長期的な研究開発投資を安定的に後押しするとともに、イノベーション創出に資する税制となるよう、制度設計を検討していく必要がある。その際には、諸外国の制度で見られた欠損法人に対する研究開発税制の繰越（さらには、繰戻や一定条件下での還付）、割増損金算入制度等も参考になろう。また、内部利用のソフトウェア開発に関する研究開発活動の範囲については、現状は曖昧な点が多いものの、アメリカでは2016年の財務省規則の公表による基準が明示される等、適格研究開発費の範囲についても、テクノロジーの進化に合わせた明確化が求められる。

參考資料編

経済産業省 委託
令和 2 年度 研究開発税制の利用実態等に関するアンケート
ご協力をお願い

令和 2 年 7 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）が、経済産業省からの委託を受けて実施するものです。本アンケートの結果は、経済産業省にとって、研究開発税制の活用企業の実態を多角的に把握できる唯一のデータであり、今後の税制改正要望事項の検討などに活用させていただく予定です。皆様方からいただくご回答の一つ一つが、税制改正の実現にとって極めて有用なものとなります。ご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

～ ご回答にあたって ～

- ご回答者は、代表者の方でも経理担当の方でも結構です。ただし、全社的な意思決定に係る質問については、企画・管理部門の方とご相談の上、ご回答ください。
また、税額控除額等についてご不明の点は、顧問税理士の方などにご相談下さって結構です。
- ご回答は、回答欄にお願いいたします。選択肢が用意されている場合は、あてはまる項目の番号をご選択ください。また、「その他」にあてはまる場合は、具体的な内容もご回答ください。
- 本アンケートは、以下の3つのセクションから構成されています。
 - I. 貴社の概況について
 - II. 研究開発税制の認知度・活用実態について
 - III. 貴社における研究開発の状況、研究開発税制が貴社にもたらす影響・効果について
- ご回答いただいたアンケートは適正に管理し、回答いただいた企業が特定できないように処理いたします。また、個別にご回答いただいた内容が、経済産業省及び弊社以外に明らかにされることは一切ございません。ご自由にお答えください。
- ご回答は、**8月28日(金)**までをお願い申し上げます。
- 【メールでの返送をご希望される方へ】
メールでの返送を希望される方は、本サイトよりアンケート調査票をダウンロードの上、回答済みの調査票をメールに添付し、****@murc.jp宛てにご返送下さい。
- この調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 経済政策部
tel : 03-6733-**** 電子メール : ****@murc.jp 担当 **、**、**、**、**
お問い合わせ受付時間：月～金曜日 午前10時～12時、午後1時～5時
※ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、問い合わせ電話番号が不通になる可能性があります。
その場合は、恐れ入りますが、上記メールアドレス宛てにご質問をお送りください。

プライバシーポリシー

皆様の個人情報は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングのWebページに掲載致しております「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い適切に取り扱います。

<ご参考 <https://www.murc.jp/corporate/privacy/>>

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴社のご承諾がなく、他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記に記載した連絡先までお願い申し上げます。

I. はじめに、貴社の概況についてお伺いします。
 (研究開発税制を活用したことがない方も含め、全ての方がお答えください)

問1 貴社名、ご回答者の所属部署名・役職・連絡先等をご記入ください。

(ふりがな)			
貴社名			
所在地	〒		
所属部署名			
役職・お名前※			
e - m a i l		電 話	

【※】個人情報の管理につきましては、冒頭の「プライバシーポリシー」をご参照下さい。

問2 貴社の納税方式について、あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

- | | |
|-----------------|-------|
| 1. 単独納税..... | 次の問3へ |
| 2. 連結納税(親法人) .. | 次の問3へ |

【※】連結納税(子法人)の社は、恐れ入りますが、連結納税(親法人)の社に回付してご回答頂けますでしょうか。

問3 貴社の概要を連結会計ベースでご回答ください。連結会計でない場合又は連結会計であっても単独納税の場合は単独ベースでご回答ください。ご回答に際しては、適宜、有価証券報告書等をご参照ください。お手数ですが、ゼロの場合は空欄とせず、「0」をご記入ください。

株式公開の状況	1. 上場	2. 非上場
資本金	<input type="text"/>	百万円(百万円未満四捨五入、令和元年度末現在)
法人番号	<input type="text"/>	
従業員数※ (連結)	<input type="text"/>	人(令和元年度末現在) 【※】「従業員数」は正社員および契約社員の数を指し、役員、パート・アルバイト、派遣社員は含みません。出向者については、貴社が給与を支払っている方については、受入・送出しずれについても含めてください。 従業員数のうち研究者 <input type="text"/> 人(令和元年度末現在)
売上高(連結)	<input type="text"/>	百万円(百万円未満四捨五入、令和元年度)
	うち海外売上高 <input type="text"/>	百万円(百万円未満四捨五入、令和元年度)
営業利益(連結)	<input type="text"/>	百万円(百万円未満四捨五入、令和元年度)

減価償却額（連結）	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度）
有形固定資産額（連結）	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度）
会計上の 無形固定資産額（連結）	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度） 上記金額のうち、ソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度） そのうち、自社利用のソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度） ※自社利用ソフトウェアとは、その利用により、 <u>将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる、</u> 1) 社内業務を効率化する自社制作ソフトウェア（財務・販売管理ソフトウェア等） 2) 第三者に業務処理サービス（給与計算等）を提供するために用いるソフトウェア 3) 市場で販売しているソフトウェアを購入するもの 等を言います。
税務上の 無形固定資産額（連結）	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度） 上記金額のうち、ソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度） そのうち、自社利用のソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度） ※会計基準と税法では、ソフトウェア開発費の取り扱いが異なります。 自社利用目的のソフトウェア開発費は、 <u>会計上は、将来の収益獲得又は費用削減が確実なもの</u> は資産計上し、それが「不明確なもの」や将来の収益獲得又は費用削減にならないことが「明らか」なものは費用計上することができます。これに対して、 <u>税法上は、将来の収益獲得又は費用削減が確実なもの、およびそれが「不明確」ものは資産計上し、将来の収益獲得又は費用削減にならないことが「明らか」なものに限り費用計上することができます。</u> （法人税基本通達 7-3-15 の 3）
流動資産額（連結）	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度）
設備投資額（連結）	<input type="text"/>	百万円（百万円未満四捨五入、令和元年度）
決 算 月	決算月 <input type="text"/> 月	
設 立 年	西暦 <input type="text"/> 年	

業 種 分 類 (○は一つだけ) <東証業種分類に 基づく>	1. 水産・農林業	2. 鉱業	3. 建設業
	4. 食料品	5. 繊維製品	6. パルプ・紙
	7. 化学	8. 医薬品	9. 石油・石炭製品
	10. ゴム製品	11. ガラス・土石製品	12. 鉄鋼
	13. 非鉄金属	14. 金属製品	15. 機械
	16. 電気機器	17. 輸送用機器	18. 精密機器
	19. その他製品	20. 電気・ガス業	21. 陸運業
	22. 海運業	23. 空運業	24. 倉庫・運輸関連業
	25. 情報・通信業	26. 卸売業	27. 小売業
	28. 銀行業	29. 証券、商品先物取引業	30. 保険業
	31. その他金融業	32. 不動産業	33. サービス業
	34. その他 ()		

II. 研究開発税制の認知度、活用実態についてお伺いします。

(研究開発税制を活用したことの無い方も含め、全ての方がお答えください)

本調査における「研究開発費」「試験研究費」とは、それぞれ以下のことです。

○試験研究費：税制上の試験研究費（＝研究開発税制の対象となる研究開発費）

○研究開発費：企業会計上の研究開発費

問4 貴社では、研究開発を行っていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発を行っている..... 問5へ

2. 研究開発を行っていない..... アンケートは終了です。ありがとうございました。

問5 貴社では、新型コロナウイルスの感染拡大は、今期の（1）売上高、（2）営業利益、（3）研究開発費のそれぞれに対して、どの程度の影響を及ぼすとお考えですか。それぞれ、最も近いと考えられる番号を選択肢から1つ選んでください。

(1) 売上高	1. プラスの影響	2. 0% (影響なし)	3. -10%程度	4. -20%程度
	5. -30%程度	6. -30%~-50%程度	7. -50%程度	8. -50%超
	9. 分からない			
(2) 営業利益	1. プラスの影響	2. 0% (影響なし)	3. -10%程度	4. -20%程度
	5. -30%程度	6. -30%~-50%程度	7. -50%程度	8. -50%超
	9. 分からない			
(3) 研究開発費	1. プラスの影響 ⇒5-2へ	2. 0% (影響なし) ⇒5-2へ		
	3. -10%程度 ⇒5-1へ	4. -20%程度 ⇒5-1へ		
	5. -30%程度 ⇒5-1へ	6. -30%~-50%程度 ⇒5-1へ		
	7. -50%程度 ⇒5-1へ	8. -50%超 ⇒5-1へ		
	9. 分からない ⇒5-2へ			

5-1 問5の（3）研究開発費について、「3」～「8.」を選ばれた方にお尋ねします。貴社では、研究開発費のどのような内容が減少するとお考えですか。以下の（1）経理区分別、（2）性格別に分け、それぞれについて、当てはまる番号をすべて選んでください。

(1) 経理区分	1. 人件費	2. 原材料費	3. 土地・建物	4. 機械・器具・装置等
	5. その他有形固定資産	6. ソフトウェア	7. その他の無形固定資産	8. その他
(2) 性格	1. 基礎研究	2. 応用研究	3. 開発研究	

5-2 貴社では、(1) 売上高、(2) 営業利益、(3) 研究開発費のそれぞれについて、新型コロナウイルスによる影響から回復するまでには、どの程度の期間を要するとお考えですか。それぞれ、最も近いと考えられる番号を選択肢から1つ選んでください。

(1) 売上高	1. マイナスの影響は無い 4. 3年程度	2. 1年以内 5. 3年～5年程度	3. 2年以内 6. 5年以上	7. 分からない
(2) 営業利益	1. マイナスの影響は無い 4. 3年程度	2. 1年以内 5. 3年～5年程度	3. 2年以内 6. 5年以上	7. 分からない
(3) 研究開発費	1. マイナスの影響は無い 4. 3年程度	2. 1年以内 5. 3年～5年程度	3. 2年以内 6. 5年以上	7. 分からない

問6 貴社では、これまでに研究開発税制を利用したことがありますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 利用したことがある..... 問7へ
2. 利用したことがない..... 次の6-1、6-2へ

6-1 利用したことがない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 研究開発は行っているが、控除額が低く利用するメリットが少ないから
2. 研究開発は行っているが、赤字決算が続いていて税額控除制度が利用できないから
3. 研究開発は行っているが、専従の研究者がいないから
4. その他（具体的に.....）

6-2 これまでに研究開発税制の利用を検討したことがありますか。また、検討に当たり社外の専門家に相談したことはありますか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 利用を検討したことがない
2. 利用を検討したことはあるが、社外の専門家に相談したことはない
3. 公認会計士または監査法人に相談したことがある
4. 税理士または税理士法人に相談したことがある
5. 経済産業省または各地の経済産業局に相談したことがある
6. 国税庁または所轄の税務署に相談したことがある
7. その他の専門家（具体的に.....）に相談したことがある

<平成29年度～令和元年度（平成31年度）における研究開発税制の利用状況について>

問7 貴社では、平成29年度～令和元年度（平成31年度）において研究開発税制を利用しましたか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

また、利用した場合には制度の「種類」を、利用しなかった場合にはその「理由」を選択肢からすべてお選びください。

平成29年度	1. 利用した ⇒ 制度（ a b c d ）	2. 利用しなかった ⇒ 理由（ アイウエ ）
平成30年度	1. 利用した ⇒ 制度（ a b c d ）	2. 利用しなかった ⇒ 理由（ アイウエ ）
令和元年度 （平成31年度）	1. 利用した ⇒ 制度（ a b - d ）	2. 利用しなかった ⇒ 理由（ アイウエ ）

各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

- 【選択肢】利用した「制度」は何ですか。
- a. 総額型
 - b. オープンイノベーション型
（特別試験研究費税額控除制度）
 - c. 高水準型
 - d. 売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて、総額型の控除上限を0～10%上乘せする制度

各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

- 【選択肢】利用しなかった「理由」は何ですか。
- ア. 研究開発は行ったが、控除額が低く利用するメリットが少なかったから
 - イ. 研究開発は行ったが、税法上の所得が発生せず税額控除制度が利用できなかったから
 - ウ. 研究開発は行ったが、専従の研究者がいなかったから
 - エ. その他（具体的に：.....）

<オープンイノベーションについて>

問8から問10については、オープンイノベーションの実績について質問しております。研究開発税制のオープンイノベーション型の適用額に関わらず、ご回答いただきますようお願いいたします。

問8 貴社は、民間企業または大学・公的研究機関等との間で、共同研究や委託研究（製品化に向けた性能評価等の委託契約を含む）を実施しましたか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。平成29年度から令和元年度（平成31年度）までの間の実績でお答えください。

- | |
|-----------------------|
| 1. 実施した
2. 実施していない |
|-----------------------|

問9 令和元年度（平成31年度）に実施した共同研究や委託研究（製品化に向けた性能評価等の委託研究を含む）について、契約形態毎に金額、件数をご記入ください。研究開発税制のオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の適用額に関わらず、ご回答いただきますようお願いいたします。

費目	令和元年度 (平成31年度) 実績
公的研究機関との共同試験研究や委託試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
大学等との共同試験研究や委託試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
国内の民間企業との共同試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
国内の中小企業者への委託試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
海外企業との共同試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
海外の大学・公的研究機関との共同試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
中小企業者から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件

問10 問9の質問において令和元年度（平成31年度）に共同研究や委託研究を実施した実績についてご回答いただいた方にお伺いします。令和元年度（平成31年度）に行った共同研究や委託研究は、研究開発税制のオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）を利用しましたか。あてはまるもの（1. または2.）を一つだけ選んで、○をつけてください。

また、利用しなかった案件がある場合には、その理由についてあてはまるものを選択肢からすべてお選び下さい。

1. 令和元年度（平成31年度）は共同研究や委託研究を実施していない	2. すべての案件で利用した	3. 利用しなかった案件がある ⇒理由（アイウエオ）
------------------------------------	----------------	-------------------------------

【選択肢】利用しなかった「理由」は何ですか。
 ア. 「監査（※）」費用等、書類を整えるのに必要なコストが高いから
 イ. 相手方から、対象となる研究費用の内訳を開示する協力を得られなかったから。
 ウ. 相手方から、「確認（※）」行為を行うことに関する協力を得られなかったから
 エ. 制度の対象となる共同研究又は委託研究などを行わなかったから
 オ. その他（具体的に：_____）

（※）特別試験研究費の額に係る「監査」及び「確認」について（財務省令第20条第27項第1号）
 特別試験研究費について、申告法人は、当該費用が契約や協定に基づいて負担したものであることを証明するために、監査法人又は税理士等から、「監査」を受ける必要があります。また、共同研究等の相手方である大学等から、書類による「確認」を受ける必要があります。
 詳しくは、経済産業省『特別試験研究費税額控除制度ガイドライン』（https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/31fyguidline_r1.pdf）の17－18頁をご覧ください。
 監査報告書の書式例は、同ガイドラインの60－67頁、確認報告書の書式例は、同ガイドライン68－75頁をご参照ください。

問11 貴社では、今後、オープンイノベーションを推進するに際して、どのような機関との共同研究や委託研究が重要だとお考えですか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 公的研究機関	2. 大学等	3. 国内の大手民間企業	4. 国内の中小企業
5. 国内の研究開発型ベンチャー企業	6. 海外の大学	7. 海外の企業	
8. オープンイノベーションを推進する考えはない			
9. その他（具体的に：_____）			

＜令和2年度における研究開発税制の利用見込みについて＞

問12 令和2年度における研究開発税制の利用見込みについて、あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

また、利用する見込みの場合には制度の種類について、利用しない見込みの場合にはその理由について、あてはまるものを選択肢からすべてお選びください。

令和2年度	1. 利用する見込み ⇒制度（ a b c ）	2. 利用しない見込み ⇒理由 （アイウエオカキクケコ）
-------	-------------------------	---------------------------------

各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

【選択肢】利用する見込みの「制度」は何ですか。
 a. 総額型
 b. オープンイノベーション型
 （特別試験研究費税額控除制度）
 c. 売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて、総額型の控除率・控除上限を上乗せする制度

各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

【選択肢】利用しないと思う「理由」は何ですか。
 ア. 研究開発は行うが、控除額が低く利用するメリットが少ないから
 イ. 研究開発は行うが、税法上の所得が発生しない見込みだから
 ウ. 研究開発は行うが、専従の研究者がいらないから
 エ. 研究開発を行わない予定だから
 オ. その他（具体的に：_____）
 【オープンイノベーション型を利用しない理由】
 カ. 控除率や控除額が低く利用するメリットが少ないから
 キ. 制度を利用するための手続きが煩雑だから
 ク. 税法上の所得が発生しない見込みだから
 ケ. 制度の対象となる共同研究または委託研究などを行わない予定だから
 コ. その他
 （具体的に：_____）

<試験研究費のうち海外への支払分について>

問13 貴社では、試験研究費のうち海外への支払はありますか。あてはまるもの（1. または2.）を一つだけ選んで、○をつけてください。

1. ある..... 次の13-1へ
 2. ない..... 問15へ

13-1 貴社の令和元年度（平成31年度）の試験研究費のうち、海外への支払額はいくらですか。海外の支出先ごとに支出額及び主な用途をご記入ください。支払い額は概算値でも結構です。

海外の支出先	支払額（平成31年度）	主な用途 (例：委託研究費、特許使用料)
① 海外子会社・関連会社 (百万円)	百万円	
② 資本関係のない他社・大学・他の研究機関等 (百万円)	百万円	

問14 貴社では、海外グループ企業等（貴社と会計上連結して決算している企業群に属する企業）に投資した研究開発により成果*が発生した場合、その成果の帰属の扱いをどのようにしていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 国内法人に帰属させる
2. 海外グループ企業等に帰属させる
3. 海外グループ企業等に対して研究開発投資を行っていない
4. 国内法人と海外グループ企業等の両者に帰属させる
5. 案件毎に決めている（どのような基準によって決められますか：)
6. 決まっていない

【※】成果とは、以下の a)又は b)となります（以下の a) 又は b)の利用権も含みます。）。

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各種権利及び外国における上記権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの（いわゆるノウハウ）

問15 研究開発税制について、①平成29年度・平成30年度における税額控除実績の内訳、②令和元年度（平成31年度）における税額控除実績の内訳、③令和2年度における試験研究費の見込み額をそれぞれご記入ください。

(※) 当該費目が無い場合は空欄とはせず、お手数ですが「0」（ゼロ）をご記入下さい。

(※) 円単位でご記入ください（桁数にご注意ください）

(※) 税額控除がない場合であっても、試験研究費の額等の欄にはご記入ください。

(※) 令和2年度の見込み額も、経済産業省の税制改正要望に直結する重要なデータとなりますので、可能な限りご記入いただきますようお願いいたします。

①平成29年度・平成30年度における実績

15-1 ①—1. 総額型

平成29年度・30年度実績額のご記入にあたっては、法人税確定申告書 別表六(六)[連結納税の場合は六の二(三)]をご参照ください。

費目	平成29年度 実績額	平成30年度 実績額	法人税申告書との対応	
			平成29年度	平成30年度
			単独納税・連結納税共通	
試験研究費の額(円)	円	円	(1)	(1)
試験研究費の額のうち、サービス開発 ^{【注1】} に係る試験研究費の額(円)	円	円	-	-
試験研究費の額のうち特別試験研究費以外の額(円)	円	円	(2)	(2)
試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額(円)	円	円	(3)	(3)
比較試験研究費の額(円)	円	円	(10)	(5)
増減試験研究費割合 ※1%の場合、0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(12)	(7)
平均売上金額(円)	円	円	(5)	(13)
税額控除割合 ※小数点以下3位未満は切り捨て ※比較試験研究費=0の場合は0.085	<input type="text"/> . <input type="text"/>	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(15)	(10)
税額控除限度額(円)	円	円	(16)	(11)
調整前法人税額(円)	円	円	(17)	(12)
課税所得額 ^{【注2】} (円)	円	円	-	-
当期税額基準額(円)	円	円	(19)	(16)
総額型分の特別控除額(円)	円	円	(22)	(19)

【注1】 サービス開発は、平成29年度税制改正において試験研究費の範囲に追加されたビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービス開発に係る試験研究費のことをいいます。

【注2】 課税所得額は、法人税申告書の別表一(一)の「所得金額又は欠損金額」に記載される額(連結納税の場合は、法人税申告書の別表一の二(一)の「連結所得金額又は連結欠損金額」に記載される額)

①平成29年度・平成30年度における実績

15-2 ①-2. オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）

平成29年度・30年度の実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(八)[連結納税の場合は、別表六の二(五)および別表六の二(五)付表]**をご参照ください。

費目	平成29年度 実績額		平成30年度 実績額		法人税申告書との対応 平成29年度・平成30年度
	円	件	円	件	
特別試験研究費の額の合計額 (円、件数)	円	件	円	件	単独納税: 別表六(八)の(1) 連結納税: 別表六の二(五)の(1)
特別試験研究費の内訳					
特別研究機関等との共同試験研究 (円、件数)	円	件	円	件	単独納税: 別表六(八)の(12)(13) 連結納税: 別表六の二(五)付表の(10)(11)
	円	件	円	件	
大学等との共同試験研究(円、 件数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
その他の者との共同試験研究 (円、件数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
技術研究組合の賦課金(円、件 数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
特別研究機関等への委託試験研 究(円、件数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
大学等への委託試験研究(円、 件数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
特定中小企業者等への委託試験 研究(円、件数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
特定中小企業者等から知的財産 権の設定又は許諾を受けて行う 試験研究(円、件数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
希少疾病関連研究(円、件数)	円	件	円	件	
	円	件	円	件	
特別試験研究費に係る特別控除額 (円)	円		円		単独納税: 別表六(八)の(10) 連結納税: 別表六の二(五)の(12)

① 平成29年度・平成30年度における実績

15-3 ①-3. 上乗せ措置(高水準型および総額型において試験研究割合が10%超で総額型の控除限度額の上乗せ措置)

平成29年度・平成30年度実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(六)または別表六(九)[連結納税の場合は、別表六の二(三)または別表六の二(六)]**をご参照ください。

費目	平成29年度 実績額	平成30年度 実績額	法人税申告書との対応	
			平成29年度	平成30年度
高水準型				
平均売上高金額の10%相当額(円)	円	円	単独納税: 別表六(九)の(13) 連結納税: 別表六の二(六)の(12)	単独納税: 別表六(九)の(3) 連結納税: 別表六の二(六)の(3)
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の額(円)	円	円	単独納税: 別表六(九)の(14) 連結納税: 別表六の二(六)の(13)	単独納税: 別表六(九)の(4) 連結納税: 別表六の二(六)の(4)
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額(円)	円	円	単独納税: 別表六(九)の(17) 連結納税: 別表六の二(六)の(16)	単独納税: 別表六(九)の(7) 連結納税: 別表六の二(六)の(7)
高水準型分の特別控除額(円)	円	円	単独納税: 別表六(九)の(22) 連結納税: 別表六の二(六)の(21)	単独納税: 別表六(九)の(12) 連結納税: 別表六の二(六)の(12)
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の場合における総額型の控除限度額の上乗せ措置				
試験研究費割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	□ . □□□	□ . □□□	単独納税: 別表六(六)の(6) 連結納税: 別表六の二(三)の(6)	単独納税: 別表六(六)の(14) 連結納税: 別表六の二(三)の(14)
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の額の場合に総額型の控除限度額に上乗せされる控除上限割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	□ . □□□	□ . □□□	単独納税: 別表六(六)の(18) 連結納税: 別表六の二(三)の(18)	単独納税: 別表六(六)の(15) 連結納税: 別表六の二(三)の(15)

② 令和元年度（平成 31 年度）における実績

15-4 ②-1. 総額型

令和元年度（平成 31 年度）実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書 別表六(八)[連結納税の場合は六の二(五)]**をご参照ください。

費目	令和元年度 (平成 31 年度) 実績額	法人税申告書との対応
		単独納税・連結納税共通
試験研究費の額(円)	円	(1)
試験研究費の額のうち、サービス開発 ^{【注1】} に係る試験研究費の額(円)	円	—
試験研究費の額のうち特別試験研究費以外の額(円)	円	(2)
試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額(円)	円	(3)
比較試験研究費の額(円)	円	(5)
増減試験研究費割合 ※1%の場合は 0.010 と記載 ※小数点以下 3 位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(7)
平均売上金額(円)	円	(8)
税額控除割合 ※小数点以下 3 位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(12) 又は (17)
税額控除限度額(円)	円	(18)
調整前法人税額(円)	円	(19)
課税所得額 ^{【注2】} (円)	円	—
当期税額基準額(円)	円	(21)
総額型分の特別控除額(円)	円	(24)

【注 1】 サービス開発は、平成 29 年度税制改正において試験研究費の範囲に追加されたビッグデータ等を活用した第 4 次産業革命型のサービス開発に係る試験研究費のことをいいます。

【注 2】 課税所得額は、法人税申告書の別表一（一）の「所得金額又は欠損金額」に記載される額(連結納税の場合は、法人税申告書の別表一の二（一）の「連結所得金額又は連結欠損金額」に記載される額)

②令和元年度（平成31年度）における実績

15-5 ②-2. オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）

令和元年度（平成31年度）の実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(十)[連結納税の場合、別表六の二(七)および別表六の二(七)付表]**をご参照ください。

費目	令和元年度 (平成31年度) 実績額	法人税申告書との対応
		令和元年度 (平成31年度)
特別試験研究費の額の合計額 (円、件数)	円	単独納税:別表六(十)の(1) 連結納税:別表六の二(七)の(1)
	件	
上記のうち税額控除割合が25% である特別試験研究費(円、件数)	円	単独納税:別表六(十)の(5) 連結納税:別表六の二(七)の(5)
	件	
特別試験研究費の内訳		
特別研究機関等との共同試験研究 (円、件数)	円	単独納税:別表六(十)の(13)(14)または (16)(17) 連携納税:別表六の二(七)付表の(13) (14)または(16)(17)
	件	
大学等との共同試験研究(円、 件数)	円	
	件	
その他の者との共同試験研究 (円、件数)	円	
	件	
技術研究組合の賦課金(円、件 数)	円	
	件	
特別研究機関等への委託試験研 究(円、件数)	円	
	件	
大学等への委託試験研究(円、 件数)	円	
	件	
特定中小企業者等への委託試験 研究(円、件数)	円	
	件	
特定中小企業者等から知的財産 権の設定又は許諾を受けて行う 試験研究(円、件数)	円	
	件	
希少疾病関連研究(円、件数)	円	
	件	
特別試験研究費に係る特別控除額 (円)	円	単独納税:別表六(十)の(11) 連結納税:別表六の二(七)の(14)

②令和元年度（平成31年度）における実績

15-6 ②-3. 上乗せ措置(総額型において試験研究割合が10%超で総額型の控除限度額の上乗せ措置)

令和元年度（平成31年度）実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(八)[連結納税の場合は、別表六の二(五)]**をご参照ください。

費目	令和元年度 (平成31年度) 実績額	法人税申告書との対応
		単独納税・連結納税共通
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の場合における総額型の控除限度額の上乗せ措置		
試験研究費割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(9)
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の額の場合に総額型の控除限度額に上乗せされる控除上限割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(20)

③ 令和2年度における見込み

15-7 令和2年度における見込み

費目	令和2年度 見込み額
試験研究費の額 (円)	円
試験研究費割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>
特別試験研究費の額(円)	円

Ⅲ. 貴社における研究開発の状況、および研究開発税制が貴社にもたらす影響や効果についてお伺いします。

(問16以降は、研究開発税制を利用したことがある全ての方がお答えください。研究開発税制を利用したことがない方は、アンケート終了です。ありがとうございました。)

<オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の運用について>

問16 オープンイノベーション型については、平成29年度税制改正において、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件の見直しを行い、さらに平成31年度税制改正において、研究開発型ベンチャー(※)との共同研究や委託研究については、控除率が20%から25%へと引き上げられました。これらの変更により、貴社の共同研究や委託試験研究にどのような影響がありましたか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

※研究開発型ベンチャーとは、以下のいずれかに該当する企業

- (1) 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドの出資先、
- (2) 特別研究開発法人・大学発ベンチャー企業で、以下のすべての要件を満たすもの
 - A) 以下のいずれかの方法で出資を受けている
 - (ア) 認定国立大学ファンドが出資（ファンドオブファンズ除く）
 - (イ) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき特別研究開発法人が直接出資
 - B) 役員が特別研究開発法人・大学等の職を有している
 - C) 上記出資時に資本金5億円未満、当該出資を受けてから10年以内

1. 既に適用を受ける共同研究や委託研究などを実施しているが、運用改善により相手方の協力が得られ易くなったため、更に共同研究や委託研究などを始めた、または始める予定
2. 適用を受けられる共同研究や委託研究などは実施していたが、オープンイノベーション型の適用が困難なことなどから税額控除は受けていなかったものの、運用改善により相手方の協力が得られ易くなったため、共同研究や委託研究などを始めた、または始める予定
3. 共同研究や委託研究などを実施していなかったが、運用改善により相手方の協力が得られ易くなったため、共同研究や委託研究を始めた、または始める予定
4. 研究開発型ベンチャーとの共同研究や委託研究を始めた、または始める予定
5. 共同研究や委託研究などは実施していない、または実施する予定はない
6. 影響はない
7. その他（具体的に)

問17 オープンイノベーション型の適用にあたって監査が必要となる場合、主にどのような者から証明を受けましたか。あてはまるものを一つだけ選択し、回答欄に○をつけてください。

1. 公認会計士若しくは監査法人
2. 税理士若しくは税理士法人
3. 監査役、監査委員若しくは監査等委員（公認会計士又は税理士がいる）
4. 監査役、監査委員若しくは監査等委員（公認会計士又は税理士がいない）
5. その他の者（公認会計士又は税理士の資格を有する者） <具体的な立場： >
6. その他の者（公認会計士又は税理士の資格が無い者） <具体的な立場： >
7. これまでにオープンイノベーション型を活用したことがない

問18 研究開発税制は、貴社の研究開発投資額にどのような影響を与えていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発投資額を増加させる効果がある
2. 研究開発投資額を維持する効果がある
3. 研究開発投資額に対する影響はない

<研究開発税制全般について>

問19 研究開発税制（総額型）における税額の控除上限（法人税額の25%）を引き上げることについて、貴社はどのようにお考えでしょうか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。なお、「1. 引き上げるべき」を選択した場合は、○%程度にすべきか、具体的に数字をご記入ください。

1. 引き上げるべき（ %程度に） ⇒ 問20へ
2. 引き上げるべきでない ⇒ 問21へ
3. わからない ⇒ 問21へ

問20 問19の質問において「1.」をご回答いただいた方にお伺いします。税額の控除上限（法人税額の25%）が引き上げられた場合、貴社の研究開発投資活動にどのような影響を与えますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発投資の増加を検討する
2. 減益時等に研究開発投資をあまり減少させないよう検討する
3. 影響はない
4. その他の影響（具体的に：)
5. わからない

問21 研究開発税制では、試験研究費のうち、人件費を計上するためには、いわゆる「専ら要件（※）」について、従事期間がトータルとして相当期間（概ね1ヶ月（実働20日程度）以上）あることが必要とされて

いますが、貴社では試験研究に従事する者の従事期間の計算はどのように行っていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

※「専ら要件」とは、試験研究費のうち、人件費については「専門的知識をもってその試験の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされています。詳細は国税庁通知（平成15年12月25日）をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>

1. 日数単位で管理している
2. 時間単位で管理している
3. その他（具体的に： _____)
4. 管理していない（専ら要件を適用していない）

問22 貴社では、AI、IoT等を用いた業務改善等を目的とした研究開発行為について、「技術の改良（※）」として試験研究費の対象としていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

※研究開発税制では、試験研究費の範囲として、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」にかかる試験研究費、と定めています（租税特別措置法施行令第27条の4第3項第1号他）。

1. 対象にしている
2. 対象にしていない
3. その他（具体的に： _____)

問23 諸外国では企業が研究開発の一部を外国に委託する際、その国の研究開発税制の利用が制限（外国への委託分は試験研究費の額に含めない。又は一定割合を限度とする。）されることがありますが、仮に日本においても同様の運用がなされた場合、貴社ではどのようにお考えでしょうか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 日本本社で費用負担することを見直し、現在の海外研究開発拠点にて費用負担する
2. 現在国内にある研究開発拠点（機能）の一部の海外移転を検討する
3. 海外の研究開発拠点を国内に移転する
4. 海外委託分の税額控除がなくなるのは残念だが、研究開発は重要であるため、特段の見直しはない
5. 海外での研究開発がないため、影響はない

問24 貴社が研究開発に係る予算策定をする際、研究開発税制による税額控除分を織り込んで策定されていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 考慮して検討している
2. なんらかの形で考慮して検討している（長期計画策定時の後押しとなっている場合含む）
3. 税額控除の効果を考慮する必要がない
4. わからない

問25 平成30年度税制改正において、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において、利益が上がっているにも関わらず、賃上げ・投資に消極的な大企業に対して、研究開発税制などの租税特別措置の適用要件を見直す措置が講じられました。貴社の平成30年度、令和元年度（平成31年度）の給与、設備投資、所得の実績について、ご記入ください。貴社が中小企業者等（※）の場合、ご回答いただかなくても結構です。

（※）「中小企業者等」とは、租税特別措置法第42条の4第8項6号に規定する中小企業者（資本金1億円以下の法人など）又は農業協同組合等を言います

平成30年度の実績額のご記入にあたっては、**法人税申告書 別表六(二十九)[連結納税の場合は六の二(二十六)]**を、令和元年度（平成31年度）実績額のご記入にあたっては、**法人税申告書 別表六(七)[連結納税の場合は六の二(四)]**をご参照ください。

目	平成30年度 実績額	令和元年度 (平成31年度) 実績額	法人税申告書との対応	
			平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
継続雇用者給与等支給額要件				
継続雇用者給与等支給額（円）	円	円	単独納税: 別表六(二十九)の(1) 連結納税: 別表六の二(二十六)の(1)	単独納税: 別表六(七)の(1) 連結納税: 別表六の二(四)の(1)
継続雇用者比較給与等支給額（円）	円	円	単独納税: 別表六(二十九)の(2) 連結納税: 別表六の二(二十六)の(2)	単独納税: 別表六(七)の(2) 連結納税: 別表六の二(四)の(2)
国内設備投資額要件				
国内設備投資額（円）	円	円	単独納税: 別表六(二十九)の(4) 連結納税: 別表六の二(二十六)の(4)	単独納税: 別表六(七)の(4) 連結納税: 別表六の二(四)の(4)
当期償却費総額（円）	円	円	単独納税: 別表六(二十九)の(5) 連結納税: 別表六の二(二十六)の(5)	単独納税: 別表六(七)の(5) 連結納税: 別表六の二(四)の(5)
所得金額要件				
特定対象年度の基準所得等金額（円）	円	円	単独納税: 別表六(二十九)の(8) 連結納税: 別表六の二(二十六)の(8)	単独納税: 別表六(七)の(8) 連結納税: 別表六の二(四)の(8)
前事業年度等の基準所得等金額（円）	円	円	単独納税: 別表六(二十九)の(9) 連結納税: 別表六の二(二十六)の(9)	単独納税: 別表六(七)の(9) 連結納税: 別表六の二(四)の(9)

問26 貴社が研究開発税制による税額控除のメリットを織り込んだうえで、中長期の研究開発投資計画を策定するためには、少なくともどのくらいの期間にわたり制度内容が不変である必要があると考えますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 1年程度（毎年のように制度内容が変わっても問題ない）
2. 2年程度
3. 3年程度
4. 5年程度
5. 恒久的かつ安定的な制度であるべき

問27 今後、研究開発投資を伸ばしていくために、研究開発税制に対して、どのような支援を望みますか。望ましいと考える支援策について、すべて選んで、○をつけてください。

1. 総額型の控除限度額の引き上げ
2. 総額型の控除率の引き上げ
3. オープンイノベーション型の控除限度額の引き上げ
4. オープンイノベーション型の控除率の引き上げ
5. オープンイノベーション型の対象となる契約形態の見直し
6. 税額控除限度額を超過した場合、翌年度以降への繰り越しを認める制度
7. 試験研究費の対象経費の見直し（具体的な費目：)
8. その他（具体的に（例えばスタートアップ企業との連携にあたって追加的に税制措置の対象としてもよいと考える費用等）：)

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

経済産業省 委託

令和 2 年度 研究開発税制の利用実態等に関するアンケート ご協力をお願い

令和 2 年 7 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）が、経済産業省からの委託を受けて実施するものです。本アンケートの結果は、経済産業省にとって、研究開発税制の活用企業の実態を多角的に把握できる唯一のデータであり、今後の税制改正要望事項の検討などに活用させていただく予定です。皆様方からいただくご回答の一つ一つが、税制改正の実現にとって極めて有用なものとなります。ご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

～ ご回答にあたって ～

- ご回答者は、代表者の方でも経理担当の方でも結構です。ただし、全社的な意思決定に係る質問については、企画・管理部門の方とご相談の上、ご回答ください。
また、税額控除額等についてご不明の点は、顧問税理士の方などにご相談下さって結構です。
- ご回答は、回答欄にお願いいたします。選択肢が用意されている場合は、あてはまる項目の番号をご選択ください。また、「その他」にあてはまる場合は、具体的な内容もご回答ください。
- 本アンケートは、以下の3つのセクションから構成されています。
 - I. 貴社の概況について
 - II. 研究開発税制の認知度・活用実態について
 - III. 貴社における研究開発の状況、研究開発税制が貴社にもたらす影響・効果について
- ご回答いただいたアンケートは適正に管理し、回答いただいた企業が特定できないように処理いたします。また、個別にご回答いただいた内容が、経済産業省及び弊社以外に明らかにされることは一切ございません。ご自由にお答えください。
- ご回答は、**8月28日(金)**までにお願ひ申し上げます。
- 【メールでの返送をご希望される方へ】
メールでの返送を希望される方は、本サイトよりアンケート調査票をダウンロードの上、回答済みの調査票をメールに添付し、****@murc.jp宛てにご返送下さい。
- この調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 経済政策部
tel : 03-6733-**** 電子メール : ****@murc.jp 担当 **、**、**、**、**
お問い合わせ受付時間：月～金曜日 午前10時～12時、午後1時～5時
※ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、問い合わせ電話番号が不通になる可能性があります。
その場合は、恐れ入りますが、上記メールアドレス宛てにご質問をお送りください。

プライバシーポリシー

皆様の個人情報は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングのWebページに掲載致しております「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い適切に取り扱います。

<ご参考 <https://www.murc.jp/corporate/privacy/>>

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴社のご承諾がなく、他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記に記載した連絡先までお願い申し上げます。

I. はじめに、貴社の概況についてお伺いします。
 (研究開発税制を活用したことがない方も含め、全ての方がお答えください)

問1 貴社名、ご回答者の所属部署名・役職・連絡先等をご記入ください。

(ふりがな)			
貴社名			
所在地	〒		
所属部署名			
役職・お名前※			
e - m a i l		電 話	

【※】個人情報の管理につきましては、冒頭の「プライバシーポリシー」をご参照下さい。

問2 貴社の納税方式について、あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 単独納税..... | 次の問3へ |
| 2. 連結納税（親法人）.. | 次の問3へ |

【※】連結納税（子法人）の社は、恐れ入りますが、連結納税（親法人）の社に回付してご回答頂けますでしょうか。

問3 貴社の概要を連結会計ベースでご回答ください。連結会計でない場合又は連結会計であっても単独納税の場合は単独ベースでご回答ください。ご回答に際しては、適宜、有価証券報告書等をご参照ください。お手数ですが、ゼロの場合は空欄とせず、「0」をご記入ください。

株式公開の状況	1. 上場	2. 非上場
資本金	<input type="text"/>	1万円（1万円未満四捨五入、令和元年度末現在）
法人番号	<input type="text"/>	
従業員数※ （連結）	<input type="text"/> 人（令和元年度末現在）	<p>【※】「従業員数」は正社員および契約社員の数を指し、役員、パート・アルバイト、派遣社員は含みません。出向者については、貴社が給与を支払っている方については、受入・送出しずれについても含めてください。</p> <p>従業員数のうち研究者 <input type="text"/> 人（令和元年度末現在）</p>
売上高（連結）	<input type="text"/> 万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）	うち海外売上高 <input type="text"/> 万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）
	<input type="text"/> 万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）	
営業利益（連結）	<input type="text"/> 万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）	

減価償却額（連結）	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）
有形固定資産額（連結）	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）
会計上の 無形固定資産額（連結）	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度） 上記金額のうち、ソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度） そのうち、自社利用のソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度） ※自社利用ソフトウェアとは、その利用により、 <u>将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる、</u> 1) 社内業務を効率化する自社制作ソフトウェア（財務・販売管理ソフトウェア等） 2) 第三者に業務処理サービス（給与計算等）を提供するために用いるソフトウェア 3) 市場で販売しているソフトウェアを購入するもの 等を言います。
税務上の 無形固定資産額（連結）	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度） 上記金額のうち、ソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度） そのうち、自社利用のソフトウェア分（ゼロの場合は「0」。不明の場合は空欄）
	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度） ※会計基準と税法では、ソフトウェア開発費の取り扱いが異なります。 自社利用目的のソフトウェア開発費は、 <u>会計上は、将来の収益獲得又は費用削減が確実なもの</u> は資産計上し、それが「不明確なもの」や将来の収益獲得又は費用削減にならないことが「明らか」なものは費用計上することができます。これに対して、 <u>税法上は、将来の収益獲得又は費用削減が確実なもの、およびそれが「不明確」ものは資産計上し、将来の収益獲得又は費用削減にならないことが「明らか」なものに限り費用計上することができます。</u> （法人税基本通達7-3-15の3）
流動資産額（連結）	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）
設備投資額（連結）	<input type="text"/>	万円（1万円未満四捨五入、令和元年度）
決 算 月	決算月 <input type="text"/> 月	
設 立 年	西暦 <input type="text"/> 年	

業 種 分 類 (○は一つだけ) <東証業種分類に 基づく>	1. 水産・農林業	2. 鉱業	3. 建設業
	4. 食料品	5. 繊維製品	6. パルプ・紙
	7. 化学	8. 医薬品	9. 石油・石炭製品
	10. ゴム製品	11. ガラス・土石製品	12. 鉄鋼
	13. 非鉄金属	14. 金属製品	15. 機械
	16. 電気機器	17. 輸送用機器	18. 精密機器
	19. その他製品	20. 電気・ガス業	21. 陸運業
	22. 海運業	23. 空運業	24. 倉庫・運輸関連業
	25. 情報・通信業	26. 卸売業	27. 小売業
	28. 銀行業	29. 証券、商品先物取引業	30. 保険業
	31. その他金融業	32. 不動産業	33. サービス業
	34. その他 ()		

II. 研究開発税制の認知度、活用実態についてお伺いします。

(研究開発税制を活用したことの無い方も含め、全ての方がお答えください)

本調査における「研究開発費」「試験研究費」とは、それぞれ以下のことです。

○試験研究費：税制上の試験研究費（＝研究開発税制の対象となる研究開発費）

○研究開発費：企業会計上の研究開発費

問4 貴社では、研究開発を行っていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発を行っている..... 問5へ
2. 研究開発を行っていない..... アンケートは終了です。ありがとうございました。

問5 貴社では、新型コロナウイルスの感染拡大は、今期の（1）売上高、（2）営業利益、（3）研究開発費のそれぞれに対して、どの程度の影響を及ぼすとお考えですか。それぞれ、最も近いと考えられる番号を選択肢から1つ選んでください。

(1) 売上高	1. プラスの影響	2. 0% (影響なし)	3. -10%程度	4. -20%程度
	5. -30%程度	6. -30%~-50%程度	7. -50%程度	8. -50%超
	9. 分からない			
(2) 営業利益	1. プラスの影響	2. 0% (影響なし)	3. -10%程度	4. -20%程度
	5. -30%程度	6. -30%~-50%程度	7. -50%程度	8. -50%超
	9. 分からない			
(3) 研究開発費	1. プラスの影響 ⇒5-2へ	2. 0% (影響なし) ⇒5-2へ		
	3. -10%程度 ⇒5-1へ	4. -20%程度 ⇒5-1へ		
	5. -30%程度 ⇒5-1へ	6. -30%~-50%程度 ⇒5-1へ		
	7. -50%程度 ⇒5-1へ	8. -50%超 ⇒5-1へ		
	9. 分からない ⇒5-2へ			

5-1 問5の（3）研究開発費について、「3」～「8.」を選ばれた方にお尋ねします。貴社では、研究開発費のどのような内容が減少するとお考えですか。以下の（1）経理区分別、（2）性格別に分け、それぞれについて、当てはまる番号をすべて選んでください。

(1) 経理区分	1. 人件費	2. 原材料費	3. 土地・建物	4. 機械・器具・装置等
	5. その他有形固定資産	6. ソフトウェア	7. その他の無形固定資産	8. その他
(2) 性格	1. 基礎研究	2. 応用研究	3. 開発研究	

5-2 貴社では、(1) 売上高、(2) 営業利益、(3) 研究開発費のそれぞれについて、新型コロナウイルスによる影響から回復するまでには、どの程度の期間を要するとお考えですか。それぞれ、最も近いと考えられる番号を選択肢から1つ選んでください。

(1) 売上高	1. マイナスの影響は無い 4. 3年程度	2. 1年以内 5. 3年～5年程度	3. 2年以内 6. 5年以上	7. 分からない
(2) 営業利益	1. マイナスの影響は無い 4. 3年程度	2. 1年以内 5. 3年～5年程度	3. 2年以内 6. 5年以上	7. 分からない
(3) 研究開発費	1. マイナスの影響は無い 4. 3年程度	2. 1年以内 5. 3年～5年程度	3. 2年以内 6. 5年以上	7. 分からない

問6 貴社では、どのような方針によって研究開発投資額を決めていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 前期または今期の売上高の一定割合を投資している 2. (赤字黒字に関わらず) 每期一定程度の額を投資している 3. 前期が黒字であれば投資している 4. 中長期的な事業戦略のもと投資している 5. その他 (具体的に)

問7 貴社では、研究開発費の調達はどのように行っていますか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 金融機関からの借入れ 2. 各期の収入 3. 過去の収入の蓄積 (内部留保) 4. 共同研究先からの資金 5. その他 (具体的に)
--

問8 問3でお伺いした研究者数 (管理職を含む) のうち、専従、兼務別の人数をご回答下さい。

全従業員のうち ① 研究開発専従 の従業員数	<input type="text"/>	人 (令和元年度末現在)
② 研究開発兼務 の従業員数	<input type="text"/>	人 (令和元年度末現在)

問9 研究開発税制では、試験研究費のうち、人件費を計上するためには、いわゆる「専ら要件 (※)」について、従事期間がトータルとして相当期間 (概ね1ヶ月 (実働20日程度) 以上) あることが必要とされていますが、貴社では試験研究に従事する者の従事期間の計算はどのように行っていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

※「専ら要件」とは、試験研究費のうち、人件費については「専門的知識をもってその試験の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされています。詳細は国税庁通知 (平成15年12月25日) をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>

1. 日数単位で管理している 2. 時間単位で管理している 3. その他 (具体的に :) 4. 管理していない (専ら要件を適用していない) 5. わからない

問10 研究開発兼務の職員について、平均的に見て全業務に占める研究開発業務の比率はどれくらいの割合ですか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 10%未満
2. 10%以上30%未満
3. 30%以上50%未満
4. 50%以上70%未満
5. 70%以上
6. 研究開発兼務の従業員はいない

問11 直近事業年度における研究開発費の内訳について、それぞれの費目のおおよその割合をご回答下さい。

費目	割合
①人件費	<input type="text"/> %
②減価償却費	<input type="text"/> %
③材料費	<input type="text"/> %
④その他	<input type="text"/> %
計	100 %

問12 貴社では、これまでに研究開発税制を利用したことがありますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 利用したことがある..... 問13へ
2. 利用したことがない..... 次の12-1、12-2へ

12-1 利用したことがない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 研究開発は行っているが、控除額が低く利用するメリットが少ないから
2. 研究開発は行っているが、赤字決算が続いていて税額控除制度が利用できないから
3. 研究開発は行っているが、専従の研究者がいらないから
4. その他（具体的に _____）

12-2 これまでに研究開発税制の利用を検討したことがありますか。また、検討に当たり社外の専門家に相談したことはありますか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 利用を検討したことがない
2. 利用を検討したことはあるが、社外の専門家に相談したことはない
3. 公認会計士または監査法人に相談したことがある
4. 税理士または税理士法人に相談したことがある
5. 経済産業省または各地の経済産業局に相談したことがある
6. 国税庁または所轄の税務署に相談したことがある
7. その他の専門家（具体的に _____）に相談したことがある

＜平成 29 年度～令和元年度（平成 31 年度）における研究開発税制の利用状況について＞

問13 貴社では、平成 29 年度～令和元年度（平成 31 年度）において研究開発税制を利用しましたか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。
また、利用した場合には制度の「種類」を、利用しなかった場合にはその「理由」を選択肢からすべてお選びください。

平成 29 年度	1. 利用した ⇒ 制度 (a b c d)	2. 利用しなかった ⇒ 理由 (ア イ ウ エ)
平成 30 年度	1. 利用した ⇒ 制度 (a b c d)	2. 利用しなかった ⇒ 理由 (ア イ ウ エ)
令和元年度 (平成 31 年度)	1. 利用した ⇒ 制度 (a b - d)	2. 利用しなかった ⇒ 理由 (ア イ ウ エ)



各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

【選択肢】利用した「制度」は何ですか。

- 総額型（中小企業技術基盤強化税制）
- オープンイノベーション型
（特別試験研究費税額控除制度）
- 高水準型
- 中小企業者であって増減試験研究費割合が一定の割合を超えた場合に、総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を 10% 上乘せする制度



各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

【選択肢】利用しなかった「理由」は何ですか。

- 研究開発は行ったが、控除額が低く利用するメリットが少なかったから
- 研究開発は行ったが、税法上の所得が発生せず税額控除制度が利用できなかったから
- 研究開発は行ったが、専従の研究者がいなかったから
- その他
(具体的に：)

＜オープンイノベーションについて＞

問 14 から問 16 については、オープンイノベーションの実績について質問しております。研究開発税制のオープンイノベーション型の適用額に関わらず、ご回答いただきますようお願いいたします。

問14 貴社は、民間企業または大学・公的研究機関等との間で、共同研究や委託研究（製品化に向けた性能評価等の委託契約を含む）を実施しましたか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。平成 29 年度から令和元年度（平成 31 年度）までの間の実績でお答えください。

- 実施した
- 実施していない

問15 令和元年度（平成31年度）に実施した共同研究や委託研究（製品化に向けた性能評価等の委託研究を含む）について、契約形態毎に金額、件数をご記入ください。研究開発税制のオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の適用額に関わらず、ご回答いただきますようお願いいたします。

費目	令和元年度 (平成31年度) 実績
公的研究機関との共同試験研究や委託試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
大学等との共同試験研究や委託試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
国内の民間企業との共同試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
国内の中小企業者への委託試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
海外企業との共同試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
海外の大学・公的研究機関との共同試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件
中小企業者から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究 (上段：万円、下段：件数)	万円 件

問16 問15の質問において令和元年度（平成31年度）に共同研究や委託研究を実施した実績についてご回答いただいた方にお伺いします。令和元年度（平成31年度）に行った共同研究や委託研究は、研究開発税制のオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）を利用しましたか。あてはまるもの（1. または2.）を一つだけ選んで、○をつけてください。
また、利用しなかった案件がある場合には、その理由についてあてはまるものを選択肢からすべてお選び下さい。

1. 令和元年度（平成31年度）は共同研究や委託研究を実施していない	2. すべての案件で利用した	3. 利用しなかった案件がある ⇒ 理由（アイウエオ）
------------------------------------	----------------	--------------------------------

【選択肢】利用しなかった「理由」は何ですか。

- ア. 「監査（※）」費用等、書類を整えるのに必要なコストが高いから
- イ. 相手方から、対象となる研究費用の内訳を開示する協力を得られなかったから。
- ウ. 相手方から、「確認（※）」行為を行うことに関する協力を得られなかったから
- エ. 制度の対象となる共同研究又は委託研究などを行わなかったから
- オ. その他（具体的に： _____）

（※）特別試験研究費の額に係る「監査」及び「確認」について（財務省令第20条第27項第1号）

特別試験研究費について、申告法人は、当該費用が契約や協定に基づいて負担したものであることを証明するために、監査法人又は税理士等から、「監査」を受ける必要があります。また、共同研究等の相手方である大学等から、書類による「確認」を受ける必要があります。

詳しくは、経済産業省『特別試験研究費税額控除制度ガイドライン』

(https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/31fyguidline_r1.pdf) の17-18頁をご覧ください。

監査報告書の書式例は、同ガイドラインの60-67頁、確認報告書の書式例は、同ガイドライン68-75頁をご参照ください。

問17 貴社では、今後、オープンイノベーションを推進するに際して、どのような機関との共同研究や委託研究が重要だとお考えですか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 公的研究機関	2. 大学等	3. 国内の大手民間企業	4. 国内の中小企業
5. 国内の研究開発型ベンチャー企業	6. 海外の大学	7. 海外の企業	
8. オープンイノベーションを推進する考えはない			
9. その他（具体的に： _____）			

問18 貴社では、研究開発税制のオープンイノベーション型を利用する際の課題は何だとお考えですか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 控除率や控除額が低く、利用するメリットが乏しい
2. 共同研究について研究開発税制のオープンイノベーション型の申請手続きを行うには、人手が足りない
3. 税理士にオープンイノベーション型の適用申請の経験が乏しく、相談に乗ってもらえない
4. 共同研究について、監査を受ける際の費用負担が大きい
5. 共同研究相手の大学に対して、監査法人等から監査対象の共同研究について確認を受けてもらうように依頼するのは敷居が高い。
6. その他（具体的に： _____）

<令和2年度における研究開発税制の利用見込みについて>

問19 令和2年度における研究開発税制の利用見込みについて、あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

また、利用する見込みの場合には制度の種類について、利用しない見込みの場合にはその理由について、あてはまるものを選択肢からすべてお選びください。

令和2年度	1. 利用する見込み ⇒ 制度 (a b c)	2. 利用しない見込み ⇒ 理由 (アイウエオカキクケコ)
-------	---------------------------	---------------------------------



各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

【選択肢】 利用する見込みの「制度」は何ですか。

- a. 総額型（中小企業技術基盤強化税制）
- b. オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）
- c. 中小企業者であって増減試験研究費割合が8%を超えた場合に、総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除上限を10%上乗せする制度



各年度ごとに、あてはまるものすべてに○

【選択肢】 利用しないと思う「理由」は何ですか。

- ア. 研究開発は行うが、控除額が低く利用するメリットが少ないから
- イ. 研究開発は行うが、税法上の所得が発生しない見込みだから
- ウ. 研究開発は行うが、専従の研究者がいらないから
- エ. 研究開発を行わない予定だから
- オ. その他（具体的に： _____）

【オープンイノベーション型を利用しない理由】

- カ. 控除率や控除額が低く利用するメリットが少ないから
- キ. 制度を利用するための手続きが煩雑だから
- ク. 税法上の所得が発生しない見込みだから
- ケ. 制度の対象となる共同研究または委託研究などを行わない予定だから
- コ. その他（具体的に： _____）

問20 研究開発税制について、①平成29年度・平成30年度における税額控除実績の内訳、②令和元年度（平成31年度）における税額控除実績の内訳、③令和2年度における試験研究費の見込み額をそれぞれご記入ください。

(※) 当該費目が無い場合は空欄とはせず、お手数ですが「0」（ゼロ）をご記入下さい。

(※) 円単位でご記入ください（桁数にご注意ください）

(※) 税額控除がない場合であっても、試験研究費の額等の欄にはご記入ください。

(※) 令和2年度の見込み額も、経済産業省の税制改正要望に直結する重要なデータとなりますので、可能な限りご記入いただきますようお願いいたします。

①平成29年度・平成30年度における実績

20-1 ①—1. 総額型（中小企業技術基盤強化税制）

平成29年度・30年度実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書 別表六(七)[連結納税の場合は六の二(四)]**をご参照ください。

費目	平成29年度 実績額	平成30年度 実績額	法人税申告書との対応
			平成29年度・30年度
			単独納税・連結納税共通
試験研究費の額(円)	円	円	(1)
試験研究費の額のうち、サービス開発 ^[注1] に係る試験研究費の額(円)	円	円	-
試験研究費の額のうち特別試験研究費以外の額(円)	円	円	(2)
中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額(円)	円	円	(3)
比較試験研究費の額(円)			(5)
増減試験研究費割合 ※1%の場合、0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(7)
平均売上金額(円)	円	円	(11)
税額控除割合 ※小数点以下3位未満は切り捨て ※0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合又は比較試験研究費=0の場合は0.12	<input type="text"/> . <input type="text"/>	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(8)
税額控除限度額(円)	円	円	(9)
調整前法人税額(円)	円	円	(10)
課税所得額 ^[注2] (円)	円	円	-
当期税額基準額(円)	円	円	(15)
法人税額の特別控除額(円)	円	円	(18)

【注1】 サービス開発は、平成29年度税制改正において試験研究費の範囲に追加されたビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービス開発に係る試験研究費のことをいいます。

【注2】 課税所得額は、法人税申告書の別表一(一)の「所得金額又は欠損金額」に記載される額(連結納税の場合は、法人税申告書の別表一の二(一)の「連結所得金額又は連結欠損金額」に記載される額)

①平成29年度・平成30年度における実績

20-2 ①-2. オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）

平成29年度・30年度の実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(八)[連結納税の場合は、別表六の二(五)および別表六の二(五)付表]**をご参照ください。

費目	平成29年度 実績額	平成30年度 実績額	法人税申告書との対応
			平成29年度・平成30年度
特別試験研究費の額の合計額 (円、件数)	円 件	円 件	単独納税: 別表六(八)の(1) 連結納税: 別表六の二(五)の(1)
特別試験研究費の内訳			
特別研究機関等との共同試験研究(円、件数)	円 件	円 件	
大学等との共同試験研究(円、件数)	円 件	円 件	
その他の者との共同試験研究(円、件数)	円 件	円 件	
技術研究組合の賦課金(円、件数)	円 件	円 件	
特別研究機関等への委託試験研究(円、件数)	円 件	円 件	単独納税: 別表六(八)の(12)(13) 連結納税: 別表六の二(五)付表の(10)(11)
大学等への委託試験研究(円、件数)	円 件	円 件	
特定中小企業者等への委託試験研究(円、件数)	円 件	円 件	
特定中小企業者等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究(円、件数)	円 件	円 件	
希少疾病関連研究(円、件数)	円 件	円 件	
特別試験研究費に係る特別控除額(円)	円	円	単独納税: 別表六(八)の(10) 連結納税: 別表六の二(五)の(12)

① 平成29年度・平成30年度における実績

20-3 ①-3. 上乗せ措置(高水準型において試験研究割合が10%超の場合、又は総額型(中小企業技術基盤強化税制)において増減試験研究費割合が5%超の場合に、総額型の控除限度額の上乗せ措置)

平成29年度・平成30年度実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(七)及び別表六(九)[連結納税の場合は、別表六の二(四)および別表六の二(六)]**をご参照ください。

費目	平成29年度 実績額	平成30年度 実績額	法人税申告書との対応			
			平成29年度		平成30年度	
			単独納税	連結納税	単独納税	連結納税
高水準型						
平均売上高金額の10%相当額(円)	円	円	別表六(九)の(13)	別表六の二(六)の(12)	別表六(九)の(3)	別表六の二(六)の(3)
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の額(円)	円	円	別表六(九)の(14)	別表六の二(六)の(13)	別表六(九)の(4)	別表六の二(六)の(4)
平均売上高金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額(円)	円	円	別表六(九)の(17)	別表六の二(六)の(16)	別表六(九)の(7)	別表六の二(六)の(7)
高水準型分の特別控除額(円)	円	円	別表六(九)の(22)	別表六の二(六)の(21)	別表六(九)の(12)	別表六の二(六)の(12)
増減試験研究費割合が5%超の場合における総額型(中小企業技術基盤強化税制)の控除限度額の10%上乗せ措置						
試験研究費割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	<input type="text"/> . <input type="text"/>	別表六(七)の(12)	別表六の二(四)の(12)	別表六(七)の(12)	別表六の二(四)の(12)
当期税額基準額(円)	円	円	別表六(七)の(15)	別表六の二(四)の(15)	別表六(七)の(15)	別表六の二(四)の(15)

② 令和元年度（平成31年度）における実績

20-4 ②-1. 総額型（中小企業技術基盤強化税制）

令和元年度（平成31年度）実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書 別表六(九)** [連結納税の場合は**六の二(六)**]をご参照ください。

費目	令和元年度 (平成31年度) 実績額	法人税申告書との対応
		単独納税・連結納税共通
試験研究費の額(円)	円	(1)
試験研究費の額のうち、サービス開発 ^{【注1】} に係る試験研究費の額(円)	円	-
試験研究費の額のうち特別試験研究費以外の額(円)	円	(2)
中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額(円)	円	(3)
比較試験研究費の額(円)	円	(5)
増減試験研究費割合 ※1%の場合、0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(7)
平均売上金額(円)	円	(8)
税額控除割合 ※小数点以下3位未満は切り捨て ※0.17を超える場合は0.17	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(12)
税額控除限度額(円)	円	(13)
調整前法人税額(円)	円	(14)
課税所得額 ^{【注2】} (円)	円	-
当期税額基準額(円)	円	(17)
法人税額の特別控除額(円)	円	(20)

【注1】 サービス開発は、平成29年度税制改正において試験研究費の範囲に追加されたビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービス開発に係る試験研究費のことをいいます。

【注2】 課税所得額は、法人税申告書の別表一(一)の「所得金額又は欠損金額」に記載される額(連結納税の場合は、法人税申告書の別表一の二(一)の「連結所得金額又は連結欠損金額」に記載される額)

20-5 ②令和元年度（平成31年度）における実績②-2. オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）

令和元年度（平成31年度）の実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(十)[連結納税の場合は、別表六の二(七)および別表六の二(七)付表]**をご参照ください。

費目	令和元年度 (平成31年度) 実績額	法人税申告書との対応
		令和元年度 (平成31年度)
特別試験研究費の額の合計額 (円、件数)	円	単独納税:別表六(十)の(1) 連結納税:別表六の二(七)の(1)
	件	
上記のうち税額控除割合が25% である特別試験研究費(円、件 数)	円	単独納税:別表六(十)の(5) 連結納税:別表六の二(七)の(5)
	件	
特別試験研究費の内訳		
特別研究機関等との共同試験研 究(円、件数)	円	単独納税: 別表六(十)の(13)(14)または(16)(17) 連結納税: 別表六の二(七)付表の(13)(14)または (16)(17)
	件	
大学等との共同試験研究(円、 件数)	円	
	件	
その他の者との共同試験研究 (円、件数)	円	
	件	
技術研究組合の賦課金(円、件 数)	円	
	件	
特別研究機関等への委託試験研 究(円、件数)	円	
	件	
大学等への委託試験研究(円、 件数)	円	
	件	
特定中小企業者等への委託試験 研究(円、件数)	円	
	件	
特定中小企業者等から知的財産 権の設定又は許諾を受けて行う 試験研究(円、件数)	円	
	件	
希少疾病関連研究(円、件数)	円	
	件	
特別試験研究費に係る特別控除額 (円)	円	単独納税:別表六(十)の(11) 連結納税:別表六の二(七)の(14)

② 令和元年度（平成31年度）における実績

20-6 ②-3. 上乗せ措置(増減試験研究費割合が8%超の場合、中小企業技術基盤強化税制の控除限度額の10%上乗せ措置)

令和元年度（平成31年度）実績額のご記入にあたっては、**法人税確定申告書別表六(九)**〔連結納税の場合は、**別表六の二(六)**〕をご参照ください。

費目	令和元年度 (平成31年度) 実績額	法人税申告書との対応
		単独納税・連結納税共通
増減試験研究費割合が8%超の場合における中小企業技術基盤強化税制の控除限度額の10%上乗せ措置		
試験研究費割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>	(9)
当期税額基準額(円)	円	(17)

③ 令和2年度における見込み

20-7 令和2年度における見込み

費目	令和2年度 見込み額
試験研究費の額 (円)	円
試験研究費割合 ※1%の場合は0.010と記載 ※小数点以下3位未満は切り捨て	<input type="text"/> . <input type="text"/>
特別試験研究費の額 (円)	円

Ⅲ. 貴社における研究開発の状況、および研究開発税制が貴社にもたらす影響や効果についてお伺いします。

(問21以降は、研究開発税制を利用したことがある全ての方がお答えください。研究開発税制を利用したことがない方は、アンケート終了です。ありがとうございました。)

<29年度税制改正・平成31年度税制改正等の企業行動への影響について>

問21 平成29年度税制改正において、総額型（中小企業技術基盤強化税制）の控除率については、試験研究費の増加率に応じて、控除率を増加させる仕組みに変更されました。この改正を受けて貴社の企業行動に影響はありましたか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 研究開発投資を増加すると税額控除のメリットが大きくなるため、研究開発投資を増加させた
2. 経理処理、手続きが複雑になり、制度として活用が難しくなった
3. 研究開発投資を増やし続けることは難しい
4. 分からない
5. その他の影響（具体的に

問22 平成 29 年度税制改正において、問 21 の内容に加え、総額型（中小企業技術基盤強化税制）の増減試験研究費割合が 5%超の場合に控除上限を 10%上乗せする仕組みが創設されました（平成 31 年度税制改正からは、増減試験研究費割合が 8%超の場合に変更）。この改正を受けて貴社の企業行動に影響はありましたか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 研究開発投資を増加すると税額控除上限のメリットが大きくなるため、研究開発投資を増加させた
2. 経理処理、手続きが複雑になり、制度としての活用が難しくなった
3. 税額控除上限に達するほどの試験研究費は見込まれずメリットは少なかった
4. 分からない
5. その他の影響（具体的に)

問23 オープンイノベーション型については、平成 29 年度税制改正において、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件の見直しを行い、さらに平成 31 年度税制改正において、研究開発型ベンチャー(※)との共同研究や委託研究については、控除率が 20%から 25%へと引き上げられました。これらの変更により、貴社の共同研究や委託試験研究にどのような影響がありましたか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

※研究開発型ベンチャーとは、以下のいずれかに該当する企業

- (1) 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドの出資先、
- (2) 特別研究開発法人・大学発ベンチャー企業で、以下のすべての要件を満たすもの
 - A) 以下のいずれかの方法で出資を受けている
 - (ア) 認定国立大学ファンドが出資（ファンドオブファンズ除く）
 - (イ) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき特別研究開発法人が直接出資
 - B) 役員が特別研究開発法人・大学等の職を有している
 - C) 上記出資時に資本金 5 億円未満、当該出資を受けてから 10 年以内

1. 既に適用を受ける共同研究や委託研究などを実施しているが、運用改善により相手方の協力が得られ易くなったため、更に共同研究や委託研究などを始めた、または始める予定
2. 適用を受けられる共同研究や委託研究などは実施していたが、オープンイノベーション型の適用が困難なことなどから税額控除は受けていなかったものの、運用改善により相手方の協力が得られ易くなったため、共同研究や委託研究などを始めた、または始める予定
3. 共同研究や委託研究などを実施していなかったが、運用改善により相手方の協力が得られ易くなったため、共同研究や委託研究を始めた、または始める予定
4. 研究開発型ベンチャーとの共同研究や委託研究を始めた、または始める予定
5. 共同研究や委託研究などは実施していない、または実施する予定はない
6. 影響はない
7. その他（具体的)

<研究開発税制全般について>

問24 研究開発税制は、貴社の研究開発投資額にどのような影響を与えていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発投資額を増加させる効果がある
2. 研究開発投資額を維持する効果がある
3. 研究開発投資額に対する影響はない

問25 貴社では、研究開発税制の税額控除によって増加する資金を何の用途に用いますか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 研究者の人件費
2. 研究開発に係る設備投資
3. あまり優先度の高くない研究テーマ
4. 商業化の見通しの立っていない基礎研究
5. 多くのテーマについて平等に予算を増加させた
6. 優先度の高いテーマを前倒しして実施
7. 研究開発以外の投資
8. その他 ()

問26 新型コロナウイルス禍においても、企業の研究開発投資を維持するためには、貴社ではどのような措置が最も必要だとお考えですか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発税制の総額型（中小企業技術基盤強化税制）の税額控除上限（法人税額の25%）を引き上げるべきである ⇒問 27 へ
2. 税額控除上限を超過した金額は、翌期以降の控除上限の範囲内で繰越を認めるべきである ⇒問 29 へ
3. わからない ⇒問 29 へ
4. その他（具体的に： _____)

問27 問 26 の質問において「1.」をご回答いただいた方にお伺いします。税額の控除上限（法人税額の25%）が引き上げられた場合、貴社の研究開発投資活動にどのような影響を与えますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発投資の増加を検討する
2. 減益時等に研究開発投資をあまり減少させないように検討する
3. 影響はない
4. その他の影響（具体的に： _____)
5. わからない

問28 貴社では、AI、IoT等を用いた業務改善等を目的とした研究開発行為について、「技術の改良（※）」として試験研究費の対象としていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

※研究開発税制では、試験研究費の範囲として、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」にかかる試験研究費、と定めています（租税特別措置法施行令第27条の4第3項第1号他）。

1. 対象にしている
2. 対象にしていない
3. その他（具体的に： _____)

問29 貴社が研究開発に係る予算策定をする際、研究開発税制による税額控除分を織り込んで策定されていますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 考慮して検討している
2. なんらかの形で考慮して検討している（長期計画策定時の後押しとなっている場合含む）
3. 税額控除の効果を考慮する必要がない
4. わからない

問30 貴社が研究開発税制による税額控除のメリットを織り込んだうえで、中長期の研究開発投資計画を策定するためには、少なくともどのくらいの期間にわたり制度内容が不変である必要があると考えますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 1年程度（毎年のように制度内容が変わっても問題ない）
2. 2年程度
3. 3年程度
4. 5年程度
5. 恒久的かつ安定的な制度であるべき

問31 今後、研究開発投資を伸ばしていくために、研究開発税制に対して、どのような支援を望みますか。望ましいと考える支援策について、すべて選んで、○をつけてください。

1. 総額型の控除限度額の引き上げ
2. 総額型の控除率の引き上げ
3. オープンイノベーション型の控除限度額の引き上げ
4. オープンイノベーション型の控除率の引き上げ
5. オープンイノベーション型の対象となる契約形態の見直し
6. 税額控除限度額を超過した場合、翌年度以降への繰り越しを認める制度
7. 試験研究費の対象経費の見直し（具体的な費目： _____）
8. その他（具体的に（例えばスタートアップ企業との連携にあたって追加的に税制措置の対象としてもよいと考える費用等）： _____）

<地方税における特例措置について>

問32 地方税における特例措置について

国税で中小企業技術基盤強化税制を活用した場合、地方税（都道府県民税および市町村民税）の法人税割の課税標準は、中小企業技術基盤強化税制での税額控除額を除いた法人税額となります。地方税の減税額は、法人税の税額控除額分の1割強に相当します。

32-1 地方税における特例措置をご存じでしたか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、あまり知らない
3. 知らない

32-2 本特例措置を利用したことはありますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

（※）地方税の確定申告書の様式で、「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額」が空欄もしくは0（ゼロ）と記入されている場合は、上記特例措置を活用されていることとなります。

1. 利用したことがある..... 32-3へ
2. 利用していない..... アンケートは終了です。ありがとうございました。
3. 分からない、利用経験を把握できない..... アンケートは終了です。ありがとうございました。

32-3 地方税における特例措置を利用したのはいつですか。あてはまるものをすべて選んで、○をつけてください。

1. 平成27年度以前
2. 平成28年度以前
3. 平成29年度
4. 平成30年度
5. 令和元年度（平成31年度）

32-4 貴社が研究開発投資を決定するに際して、地方税における特例措置は、研究開発投資を増額させるインセンティブになりますか。あてはまるものを一つだけ選んで、○をつけてください。

1. 研究開発投資を増やすための積極的なインセンティブになる
2. 研究開発投資の原資が増加するなど、間接的なインセンティブになる
3. 研究開発投資を増やすインセンティブは弱い
4. 納税額の減少はキャッシュフローの増加につながってはいるが、地方税での特例措置があってもなくても研究開発投資の規模は変わらない
5. その他（ _____ ）

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

